

姫島村地域防災計画

(風水害等その他の災害対策編)

姫島村防災会議

目 次

第1部 総 則	1
第1章 計画の目的.....	2
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の性格と内容.....	3
第3節 計画の理念.....	4
第4節 計画の修正.....	4
第5節 計画の周知.....	4
第2章 地勢及び気象.....	5
第1節 位置及び面積.....	6
第2節 海岸・山地・丘陵・低地.....	6
第3節 土地利用等社会的条件.....	6
第4節 地 質.....	7
第5節 気 象.....	7
第3章 災害とその特性.....	9
第1節 豪雨災害・台風.....	10
第2節 その他の災害.....	12
第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱.....	13
第5章 被害の想定.....	16
第1節 豪雨災害・台風.....	17
第2節 その他の災害.....	17
第2部 災害予防	18
第1章 災害予防の基本方針等.....	19
第1節 災害予防の基本的な考え方.....	20
第2節 災害予防の体系.....	22
第2章 災害に強いむらづくり.....	23
第1節 被害の未然防止事業.....	25
第2節 災害危険区域の対策.....	28
第3節 防災施設の災害予防管理.....	30
第4節 建築物の災害予防.....	32
第5節 農林水産物の災害予防.....	33
第6節 防災調査研究の推進.....	35
第3章 災害に強い人づくり.....	36

第1節	防災訓練	38
第2節	防災知識の普及・啓発	40
第3節	消防団・自主防災組織の育成・強化	41
第4節	要配慮者の安全確保	43
第5節	帰宅困難者の安全確保	48
第6節	地域ごとの避難計画の策定	48
第7節	村民運動の展開	50
第4章	迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置	51
第1節	初動体制の強化	53
第3部	災害応急対策	60
第1章	災害応急対策の基本方針等	61
第1節	災害応急対策の基本方針	62
第2節	村民に期待する行動	63
第3節	災害応急対策の体系	66
第2章	活動体制の確立	67
第1節	組織	68
第2節	動員配備	77
第3節	通信連絡手段の確保	83
第4節	風水害に関する情報の収集・伝達	84
第5節	災害情報・被害情報の収集・伝達	85
第6節	災害救助法の適用及び運用	87
第7節	応援協力体制の確立	89
第8節	自衛隊の災害派遣体制の確立	90
第9節	技術者、技能者及び労務者の確保	96
第10節	ボランティアとの連携	98
第11節	応急用・復旧用物資及び資機材調達供給	99
第12節	交通確保	100
第13節	緊急輸送	101
第14節	広報・災害記録活動	103
第3章	生命・財産への被害を最小限とするための活動	106
第1節	風水害に関する情報の収集・村民への伝達等	107
第2節	火災に関する情報の収集・伝達	108
第3節	水防	109
第4節	避難の勧告・指示及び誘導	112
第5節	救出救助	116
第6節	救急医療活動	118

第7節	消防活動	119
第8節	被害の拡大防止活動	121
第4章	被災者の保護・救援のための活動	122
第1節	避難所運営活動	123
第2節	避難所外被災者の支援	127
第3節	食料供給	128
第4節	給水	130
第5節	被服寝具その他生活必需品給与	132
第6節	医療活動	133
第7節	保健衛生活動	134
第8節	行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬	136
第9節	住宅の供給確保等	138
第10節	文教対策	140
第11節	社会秩序の維持・物価の安定等	143
第12節	義援物資の取扱い	144
第13節	高齢者・障がい者・要保護児童等に対する災害時福祉	145
第14節	被災動物対策	147
第5章	社会基盤の応急対策	148
第1節	電気・ガス・簡易、下水道・電話通信の応急対策	149
第2節	道路・港湾・漁港等の応急対策	150
第3節	農林水産業に関する応急対策	151
第6章	災害応急対策	152
第1節	海上災害応急対策	153
第2節	航空機事故対策	156
第3節	消防活動（第3章第7節を除く）	158
第4節	集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策	159
第5節	放射性物質事故対策及び原子力災害対策	160
第4部	災害復旧・復興	170
第1章	災害復旧・復興の基本方針	171
第2章	公共土木施設等の災害復旧	173
第3章	被災者・被災事業者の自立支援体制の確立	175

第 1 部 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

第2節 計画の性格と内容

第3節 計画の理念

第4節 計画の修正

第5節 計画の周知

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、姫島村における防災活動体制の整備確立を図るとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進し、もって村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とするものである。

第2節 計画の性格と内容

この計画は、姫島村にかかる防災事務又は業務の処理に関し、おおむね次の事項について総括的な方針及び実施基準を示すものとする。このため、指定地方行政機関、県及び姫島村並びにその他の関係防災機関は、相互の緊密な連携と協力によって、この計画の示す方針及び実施基準に則り、災害の防除と被害の軽減に努めるものとする。

なお、計画の策定にあたっては、地域における生活者の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性や高齢者、障がい者などの参画に配慮するものとする。

- (1) 姫島村の地域を管轄する指定地方行政機関、県、村、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共団体等の処理すべき防災に関する事務又は業務の大綱。
- (2) 防災業務の促進、防災業務施設及び設備の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防に関する事項。
- (3) 情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他災害応急措置事項。
- (4) 災害応急対策に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等の措置事項。
- (5) 各種災害復旧に関する事項。
- (6) その他防災に関し必要な事項。

第3節 計画の理念

「村民の生命、身体と財産を災害から守る」という防災の究極の目標（理念）を実現するため、災害予防、災害応急対策について以下の基本的な目標を設定し、各々の施策を有機的に結び付けながら防災対策を総合的に推進していく。

○村民の生命・財産の安全を確保するための災害予防対策の推進

- ・災害に強い村づくり
- ・災害に強い人づくり
- ・迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

○迅速・的確な災害応急対策の実施

- ・活動体制の確立
- ・生命・財産への被害を最小限とするための活動の展開
- ・被災者の保護・救助のための活動の展開
- ・社会基盤の応急対策の迅速・的確な推進

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、特別な事情のないかぎり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えるものとする。

第5節 計画の周知

この計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により、関係防災機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については村民に広く周知徹底させ、その適切な運用を図るものとする。

第2章 地勢及び気象

第1節 位置及び面積

第2節 海岸・山地・丘陵・低地

第3節 土地利用等社会的条件

第4節 地 質

第5節 気 象

第1節 位置及び面積

本村は、国東半島の北端、国見町から北へ海上6 kmに位置し東西7 km、南北4 km、総面積6.87 km²の瀬戸内海西部周防灘に浮ぶ県下唯一の一島一村の離島である。

東端姫島灯台は、東経131度42分36秒、北緯33度43分36秒。西端洲鼻は、東経131度38分、北緯33度38分となっている。

第2節 海岸・山地・丘陵・低地

本村は、周囲約17 kmの海岸線を有し、南側海岸線は、白砂青松の女性美を呈し、北側海岸線は、奇巖断崖の男性美を表わしている。中央部には本島最高峰の矢筈岳(266.6 m)がそびえ、西に達磨山(105 m)、北に城山(62 m)がてい立し、その中に村落が形成されている。

第3節 土地利用等社会的条件

本村の土地利用の現状は、総面積6.87 km²で四面を海に囲まれているため、土地資源は限られている。その状況は、山林36.8%、耕地はわずか5.1%である。また、農地の大部分が急傾斜地の畑であり、川らしい川がないため水田は極めて少ない。

(単位：ha)

総面積	耕地	林 野			宅地	その他
		山林	竹林	原野		
687 (100%)	35 (5.1%)	253 (36.8%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	39 (5.7%)	359 (52.3%)

平成24年 大分県統計年鑑

第4節 地 質

本村は東西に細長い島で第四系堆積岩類からなる基盤とこれを貫く7つの単成火山、4つの小島をつなぐトンボロ（砂州）からなる島（陸繋島）である。第四系堆積岩類は、岩相によって下位より、丸石鼻層、川尻礫層、唐戸層の3つに区分されている。7つの単成火山は、約30万年前以降に活動した達磨山、城山、浮洲、矢筈岳、大海、金、稻積の各火山であり、島内各所に溶岩ドームや火口跡などの火山地形を形成している。

第5節 気 象

本村は、内海型気候区に属するが、冬季の北西季節風には、福岡県東部からこの地域にかけて雲が多く発生し、雨や雪が降りやすくなる。このように日本海型気候区の色が強いが、北陸地方等のような豪雪地帯と異なり、雨や雪の量は少ない。

（1） 風

離島であるため、風の影響を受けやすく、夏から秋にかけては台風の通過により一時的な暴風雨による被害も発生している。また、12月～2月までの冬季には、強い北西の季節風が吹き、漁業の操業などに影響を及ぼしている。

（2） 気温、雨量

気温については、年間平均気温16℃前後、年間降雨量については、平均1400mm程度であり、県下でも少ない方である。

月 別 平 均 気 温

(単位：℃)

月 年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平 均
平成21年	6.8	8.9	10.2	14.3	18.3	21.8	24.7	26.7	24.2	19.8	14.3	9.3	16.6
平成22年	6.6	8.1	9.6	12.5	17.1	21.2	25.3	27.7	25.3	19.9	13.9	9.1	16.4
平成23年	4.0	7.0	7.8	12.7	17.5	20.8	25.1	26.5	24.2	19.4	16.1	8.4	15.8
平成24年	5.8	4.8	8.7	13.2	17.3	20.2	24.9	26.4	23.8	18.9	12.7	7.0	15.3
平成25年	5.3	6.2	9.9	12.2	17.2	20.7	25.6	27.0	23.2	19.3	13.0	7.6	15.6

月 別 降 水 量

(単位：mm)

月 年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合 計
平成21年	50.0	76.0	63.5	87.0	31.0	184.5	390.0	81.5	49.0	50.5	115.5	43.5	1222.0
平成22年	21.0	81.5	131.0	219.0	151.0	175.0	299.0	33.0	82.0	66.5	20.5	75.0	1354.5
平成23年	9.5	58.5	37.0	23.0	228.5	325.0	158.5	229.5	226.5	113.5	89.5	57.5	1556.5
平成24年	24.5	119.5	97.0	92.5	43.0	317.0	259.0	81.0	72.5	54.5	87.0	74.0	1322.0
平成25年	54.0	79.5	71.0	102.5	54.0	355.0	132.0	194.5	201.5	219.0	41.0	42.0	1546.0

第3章 災害とその特性

第1節 豪雨災害・台風

第2節 その他の災害

第1節 豪雨災害・台風

1 気象災害の概要

大分県の主な気象災害は下表のとおりであるが、本村における過去の災害は、台風によるものが最も多く、その特性は周囲を海に囲まれているため、高潮による海岸線道路の破損、漁港・港湾の一部破損と強風雨による急傾斜地の崩壊である。

ついで前線による大雨や梅雨時の長雨による土砂崩れと、冠水による農作物被害がみられる。

気象災害発生件数（2002年～2012年）

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
台風					2	3	4	7	8	4			28
梅雨						8	11						19
低気圧(前線)									1	1			2
強風				2									2
干ばつ						1							1
ひょう								1					1
霜害													
雪害・凍害													
落雷						1							1
暴風雪												1	1
計				2	2	13	15	8	9	5		1	55

(大分県災害年報による)

2 大雨の特徴

大雨の原因は、前線に伴うものが多く、次いで台風に伴うものである。

特に、平成24年7月九州北部豪雨では、県の西部や中部に「これまでに経験したことのないような大雨」の表現で警戒を呼びかけられ、記録的な大雨となった。大雨は春から夏にかけての梅雨期から台風期にかけて多く発生しているが、10月～3月までの寒候期にも前線によって過去100mm～150mmの大雨が降ったこともある。大雨の季節的特徴を以下に示す。

大雨の季節的特徴

4月～5月 (春期)	主に中国大陸の南部や台湾付近で発生した低気圧が発達して、九州南岸を通過する時に降る雨である。降水量は県南部と南西部及び国東半島の山間部に多く、北部や東部の沿岸部では少ない。
6月～7月 (梅雨期)	梅雨前線が九州中部から北部に停滞し、東シナ海から小低気圧が接近する時に、南西からの湿った空気が山地に沿って上昇しやすい地域は大雨となる。特に県西部地方での降水量が多い。
8月～9月 (台風期)	台風の経路によって、沿岸部が大雨になったり内陸部が大雨になる差はあるが、いずれの場合でも県南部に降水量の多い地域がでる。また、本州の南岸に前線が停滞している場合は、台風がはるか南方海上を西進しても、宮崎県北部から県南部にかけては（偏東風による集風と地形効果が重なって）局地的に大雨の降る地域がある。
10月～11月 (秋 期)	本州の南岸に前線帯が発生し、低気圧が前線に沿って九州の南岸を通過する場合、県南東部に雨量が多くなる。その他の地域では大雨にはならない。

3 梅雨の特徴

梅雨期には大災害には至らないが、長雨や豪雨によっては、土砂崩れ等が発生している。本村における平年の梅雨入りは6月上旬、梅雨明けは7月中旬ごろである。

梅雨が進行するにつれてしだいに雨量が多くなる。特にこの期間中、台風が接近すると南海上から湿潤な空気が流れ込み、大雨となることがある。

4 台風の特徴

大分県は全域が台風の常襲地帯に指定されており、年平均約数個の台風が本県に接近、または通過している。

本村においては、台風が九州を縦断する場合、強い北東～東風が吹き、気圧降下による吸い上げと重なって、高潮による災害が発生する恐れがある。また、台風が豊後水道を北上する場合も、一部に高潮が発生する。

5 災害記録

最近における主な災害は「参考資料編」12 災害復旧工事台帳に記載のとおりである。

第2節 その他の災害

1 火 災

火災については、産業の高度化、生活様式の多様化に伴い石油、電気器具、ガス類等の危険性の高い製品の使用に起因して、火災の頻度も増加している。

火災の発生状況を種類別にみると本村では、建物火災が数年に1件発生する程度だが、枯草を焼却中、飛火等により周囲を延焼させる程度の火災が毎年1件ぐらい発生している。

しかし、道路は狭く、住居は密集しているため、火気取扱者の不注意によっては、大火災が発生する恐れもある。

2 雪 害

降雪は殆んどなく雪害の記録はない。

3 風 害

冬季（12月～2月）には、強い北西の季節風が吹くが、台風による暴風以外に風害の記録はない。

4 干 害

干害による被害としては一般的に農作物及び飲料水への影響が考えられるが、農産物の殆んどは家庭内で消費されるもので換金作物等は、僅少であり干害による被害はない。

飲料水の供給は、全て簡易水道により行っている。しかし、水源を雨水にたよっているため、梅雨期や台風時の降水量によっては、飲用水に不足を生じる可能性もあるが、近年の長期にわたる雨不足にも特に影響はなかった。

第4章 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 姫島村（村長、教育委員会）（参考資料・2 姫島村行政組織表）

姫島村は、第1段階の中心的な防災機関としておおむね次の事項を担当し、災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき、必要な救助の実施にあたるものとする。

- (1) 姫島村防災会議に関すること。
- (2) 災害対策本部を設置し、地域防災の推進を図ること。
- (3) 気象予報又は警報の村民への伝達等に関すること。
- (4) 災害に関する情報の収集及び伝達等に関すること。
- (5) 被害状況の調査報告に関すること。
- (6) 消防、水防、その他の応急措置に関すること。
- (7) 居住者、滞在者その他の者に対する避難の勧告又は指示に関すること。
- (8) 被災者の救護、救助、その他の保護に関すること。
- (9) 清掃、防疫、その他の保健衛生に関すること。
- (10) 所管施設及び設備の応急復旧に関すること。
- (11) その他防災に関し、村の所掌すべきこと。

2 大分県（知事、警察本部、教育委員会）

県は、姫島村が処理する防災事務または業務を助け、これらを総合調整するとともに、必要な防災上の指示、勧告を行うものとする。

（参考資料7 大分県防災組織）

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その組織及び機能のすべてをあげて、防災に関し必要な事項の処理と、姫島村の処理すべき防災事務について積極的な協力を行うものとする。（参考資料7 大分県防災組織）

4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関・指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、防災に関し必要な事項の処理と、姫島村の処理すべき防災事務について積極的に協力するものとする。（参考資料7 大分県防災組織）

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

以下の公共的団体は、当該業務の実施を通じ防災に寄与するとともに、姫島村の処理すべき防災業務について、自発的に協力するものとする。

公共的団体名	処理すべき防災業務
農業協同組合 漁業協同組合	(1) 村が行う農林、水産関係の被害調査及び応急対策に対する協力に関する事。 (2) 農作物、水産物等についての指導に関する事。 (3) 災害農漁家に対する融資又はその斡旋に関する事。 (4) 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事。 (5) 肥料、種苗、漁具の確保対策に関する事。
商 工 会	(1) 村が行う商工関係者被害調査、融資希望者のとりまとめ融資斡旋等の協力に関する事。 (2) 災害時における物価安定についての協力に関する事。 (3) 救助用物資、衛生医療品、復旧資材等の確保についての協力及びこれらの斡旋に関する事。
区長会、婦人会 青年団等 社会教育団体	村が実施する応急対策についての協力に関する事。
危険物関係施設 の 管 理 者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関する事。 (2) 危険物関係施設に係る防災訓練の実施に関する事。

第5章 被害の想定

第1節 豪雨災害・台風

第2節 その他の災害

第1節 豪雨災害・台風

近年襲来した台風は、平成3年（1991年）9月の台風第19号、平成5年（1993年）台風第13号等がある。台風第19号は、過去に例のないような強い風が吹き、傾斜地の崩壊による道路被害、屋根瓦等の飛散、数件であるが窓ガラスの損傷等の被害もあった。過去に於いても本村の災害は台風によるものが最も多く次いで梅雨前線による災害であるが、幸いにも人的被害はない。

今後も、既往の風水害と同程度の災害に加え、満潮時と台風の接近が重なった場合には、高潮による海岸保全施設及び漁船・漁具等の被害、大雨による田畑・住家の浸水等の被害拡大も考えられる。

また、近年、海岸保全事業、漁港整備事業の効果により高潮等の災害発生は減少しているが、施設の老朽化も進んでおり、防災上からみても機能低下したものもある。また、病害虫（マツクイムシ）による松林被害の拡張により急傾斜地の崩壊等は今後増加することも考えられる。このため、平成3年9月台風第19号による災害被害を本計画の想定災害と位置づけ、気象情報等に充分留意し必要な状況把握に努めるなど事前防災活動を実施する。

第2節 その他の災害

姫島村における、その他の各種災害については、第3章で記した村の災害特性をふまえ、既往の最大規模の災害による被害を本計画の想定災害と位置づけるものとする。

第 2 部 災 害 予 防

第1章 災害予防の基本方針等

第1節 災害予防の基本的な考え方

第2節 災害予防の体系

第1節 災害予防の基本的な考え方

姫島村において風水害、その他の災害に対して村民の生命・財産の安全を確保するための予防対策は、災害防止のためのハード施策である「災害に強いむらづくりのための対策」であり、災害の発生に備え、被害を最小限とするために事前に措置すべきソフト施策である「災害に強い人づくり」「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」である。

1 災害に強いむらづくりのための対策

災害に強いむらづくりのための対策は、災害及び被害の抑制の対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 災害危険箇所の除去・低減（斜面、堤防、護岸等における防災事業の実施）
- (2) 防災むらづくり（防災施設・設備の予防管理、地域の防災環境の整備）
- (3) 建築物の災害予防対策（災害に強い建築物の整備）
- (4) 農林水産物の災害予防対策
- (5) 防災研究（災害危険箇所等の調査）

2 災害に強い人づくりのための対策

災害に強い人づくりのための対策は、村民や関係職員の防災行動力を向上させ災害に際して適切な行動がとれるようにするための対策である。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 防災知識の普及・啓発
- (3) 消防団・自主防災組織の育成・強化
- (4) 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全確保（観光客対策等含む）

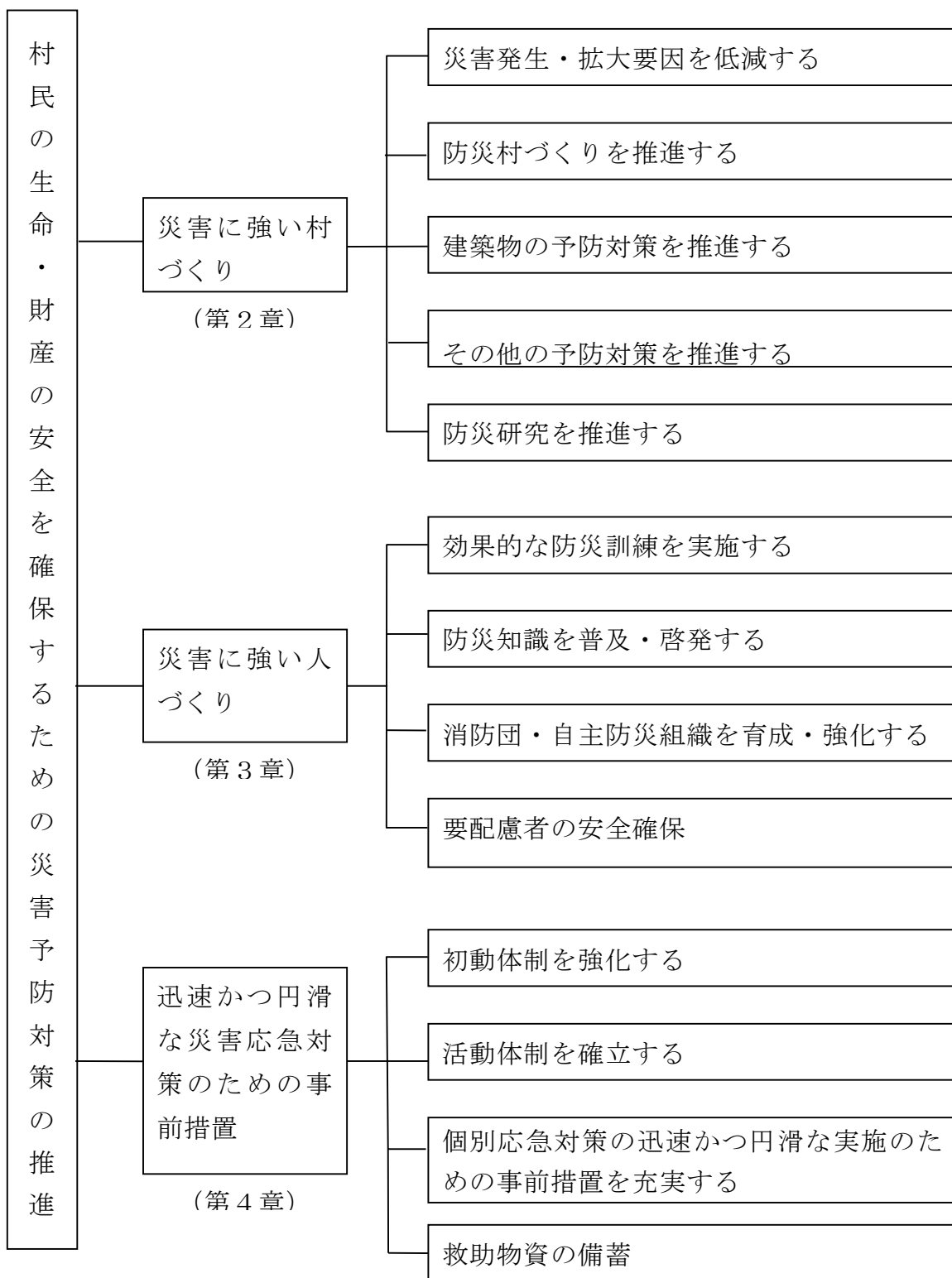
3 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

迅速かつ円滑に災害応急対策を実施するために必要な活動体制・活動条件の整備や物資等の整備に関する事前対策である。主な内容は、以下のとおりである。

- (1) 初動体制の強化（職員配備・本部設置方策、情報収集・伝達体制の整備）
- (2) 活動体制の確立（職員の防災能力の向上、物資等の調達体制の充実、応援体制、交通・輸送体制、広報広聴体制、防災拠点の整備等）
- (3) 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実（生命・財産への被害を最小限とするための事前措置、被災者の保護・救援のための事前措置）
- (4) 救助物資の備蓄（救助物資の品目・量・備蓄場所）

第2節 災害予防の体系

第2章～第4章に示す災害予防の体系は、以下のとおりである。



第2章 災害に強いむらづくり

第1節 被害の未然防止事業

第2節 災害危険区域の対策

第3節 防災施設の災害予防管理

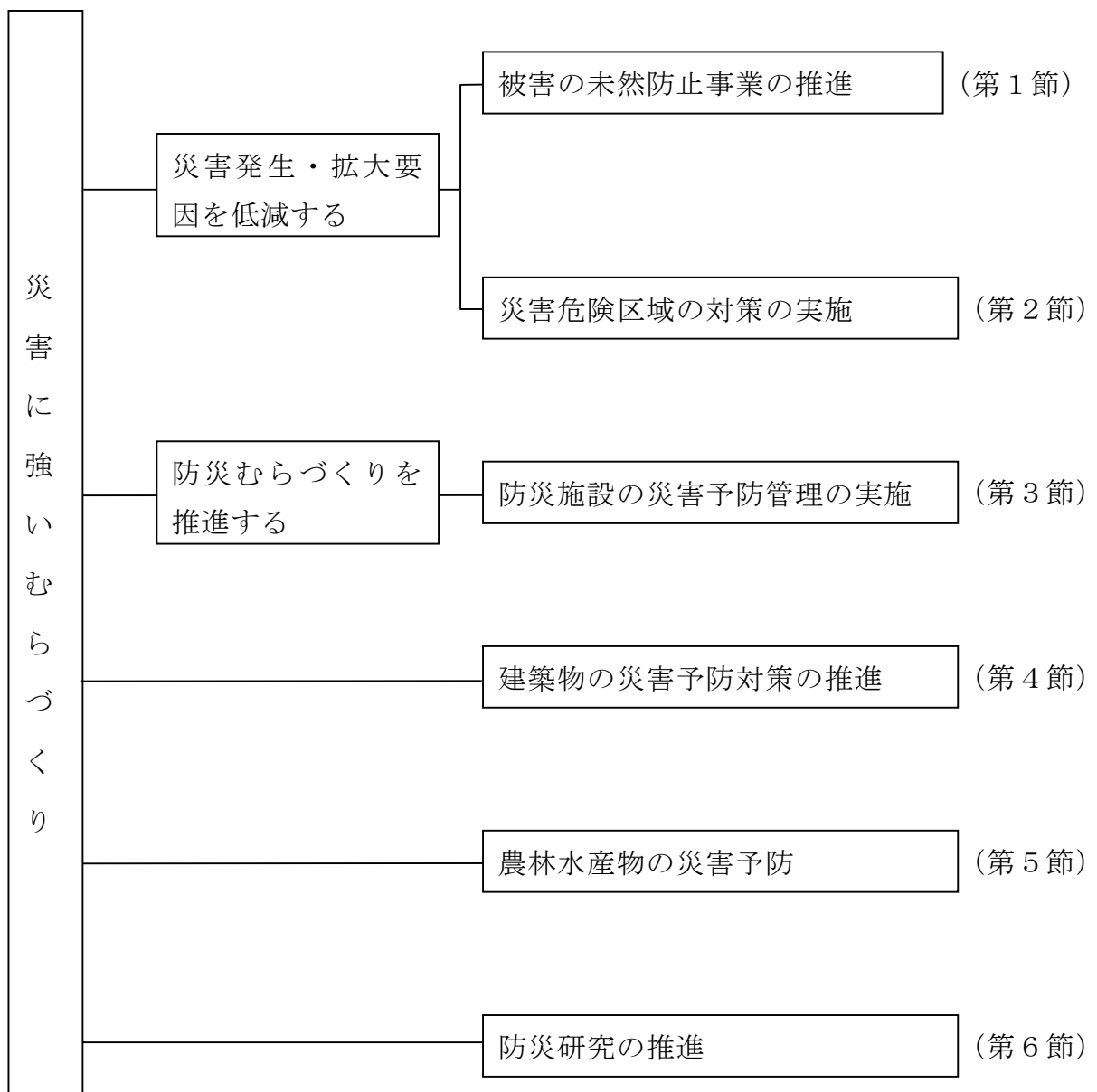
第4節 建築物の災害予防

第5節 農林水産物の災害予防

第6節 防災研究の推進

【災害に強いむらづくりの基本的な考え方】

災害を防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、海岸、道路その他の公共施設の維持管理を強化するとともに、港湾事業、海岸・漁港事業、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、その他の村土保全事業及び道路災害対策事業を計画的かつ総合的に推進することを主な内容とし、農林水産物の災害予防、特殊災害の予防及び防災研究の推進と併せ、全体として、災害に強いむらづくりを以下に体系図として示す。



第1節 被害の未然防止事業

各種の災害から村土の保全と村民の生命、身体、財産を保護するため防災施設の新設及び改良事業はこの節の定めるところによって実施するものとする。

1 治山事業

(1) 治山事業の現況

本村において、大分県の指定する山地災害危険地区は、山腹崩壊危険地区が2箇所（追崎、金）、崩壊土砂流出危険地区が1箇所（松原）、保安林及び保安施設地区が6箇所（稲積4956-1外8筆、両瀬4793外1筆、両瀬4906、両瀬4915-5、稲積5077外9筆、稲積4978外8筆）となっており、これらの危険地区における災害の防止と保安林機能の向上を基本に事業が実施されている。また、本村においても、保安林育成のため海岸線を中心に、植林を行っている。

(2) 治山事業の促進

治山事業は森林のもつ公共的機能を最大限に発揮させ、健全で活力ある森林の造成を図ることを基本に災害防止、水資源のかん養、生活環境の保全を目的に「安全で住みよい村土」づくりを目指して行われるもので、国や県の事業を積極的にとり入れ、危険箇所の解消を図る。

2 土砂災害防止事業

(1) 土砂災害防止事業の現況

地震発生を契機とする斜面崩壊等の直接的な災害、流出土砂による貯水池の埋没、氾濫等の間接的な災害、あるいは余震に伴う二次災害が懸念される。

本村の土砂災害防止事業の状況は、姫島村地域防災計画「風水害等その他の災害対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示されているとおりである。

従来より、急傾斜地崩壊危険箇所を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。

(2) 土砂災害防止事業の促進

イ 緊急避難場所（避難地）、避難路間を結ぶ重要交通網を考慮した土砂災害防止対策を実施する。

ロ 急傾斜地崩壊危険箇所については、その事業の進捗状況を勘案し、特に危険な箇所については擁壁等による対策工事を実施する。

ハ 地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所については、危険性の程度に

応じて、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。

二 治山事業にかかる崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区等については、従来からの事業を継続し、危険性の高いところから事業を計画的に実施することにより、災害に備える。

ホ 村民に対し、危険箇所の公表、周知を行うとともに、点検・補強事業等及び土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備を行う。

3 砂防事業

(1) 砂防事業の現況

急傾斜地崩壊危険箇所は、現在3箇所（金地区2箇所、西浦・北浦地区）の指定を受けており、これらの危険箇所における災害防止のため急傾斜地崩壊対策事業を実施している。今後も災害防止のため、両瀬、東大海、追崎地区についても危険箇所指定を行い、事業実施により危険箇所の解消を図る。

(2) 砂防事業の促進

山地は、水資源かん養の地である反面、台風、集中豪雨等によるがけ崩れ、地すべり等の現象による土砂生産の根源でもある。これら災害による直接・間接による土砂災害から村民の生命財産及び生活環境、自然環境を守るため、治山事業等とあいまって一貫した計画のもとに、砂防施設及び地すべり防止施設の整備を推進する。また、台風や集中豪雨等による急傾斜地の崩壊等に対処するため、急傾斜地崩壊防止対策を推進し「安全で住みよい村土」づくりを目指して国や県の事業を積極的にとりいれ、危険箇所の解消に努める。

4 漁港整備事業

(1) 漁港の現況

本村は、四面を海に囲まれ、漁場にも恵まれているため沿岸漁業が盛んである。

本村の漁港（東浦漁港、西浦漁港、北浦漁港）は3港全て第一種漁港であり、改修・局改事業等により近代的な漁港に整備されつつある。

(2) 漁港整備事業の促進

漁港の整備は、本村の基幹産業である水産業の発展を促し、村民生活の安定向上にかかせないものである。また、本村は離島という条件のなか漁港及びその周辺の用地、施設は災害時における輸送等の拠点として大きな役割を果たしている。従って防災上の整備も考慮に入れ国や県の事業方針に基づき、積極的に漁港整備を進めて行く。

5 道路整備事業

(1) 道路の現況

村内の道路は、平成24年4月1日現在、県道6, 585.4m、村道31, 757.8mとなっており、島を東西に縦貫する県道稲積姫島港線（県道686号）及び県道西浦姫島港線（県道606号）及び県道北浦姫島港線（県道683号）を軸に道路網が整備されている。

(2) 道路整備事業の促進

道路は、村民の生活と産業の基礎施設として、国土の均衡ある発展を図るうえでも、最も重要な社会資本であるとともに、災害時には人員、物資の緊急輸送その他災害応急対策上の重要な役割を果たすものである。従って国・県の方針に基づき積極的な整備を推進するほか、災害時においても安全性、信頼性の高い道路構造の改善及び維持管理の強化を図る。

6 農地防災事業

(1) 農地防災事業の現況

本村の農業は、農地の大部分が急傾斜地の畑であり、作物は麦、甘しょ、野菜等が自給用に栽培されているものの、農地は荒廃化が進んでいる。水田については、僅かな農家が自給用に作付けしている程度である。

(2) 農地防災事業の促進

風水害等によって、土砂崩壊から農地、農業用施設等を防護するため、早急に整備を要する農業用ため池等については、改修等により水門・排水路等の施設整備の促進を図り、災害の未然防止に努める。

第2節 災害危険区域の対策

各種法令等に基づく災害危険区域の対策は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 災害危険区域の調査

災害の発生を未然に防止し、又は、被害の拡大を防止するため、暴風雨、豪雨、高潮、地すべり、その他異常気象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ県及び防災関係機関を交えて調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

(1) 砂防指定地（迫川322，322、金川、姫川、唐戸川、西迫川）

砂防法第2条の規定により建設大臣の指定した土地で、大分県地域防災計画添付資料のとおり、5地域が指定されている。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域（第一金、第二金、西浦・北浦）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく指定区域で、大分県地域防災計画添付資料のとおりである。

(3) 災害危険区域

建築基準法第39条第1項に規定する災害危険区域で、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項の規定に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域とする。

(4) 地すべり防止区域

地すべり防止法に基づく指定区域であり、大分県地域防災計画添付資料のとおりであるが、本村には指定区域はない。

(5) 保安林及び保安施設地区（金、両瀬、稻積）

森林法第41条に基づく指定区域であり、大分県地域防災計画添付資料のとおりである。

(6) 海岸危険区域

海岸法に基づき、海岸保全区域として指定された区域であり、大分県地域防災計画添付資料のとおりである。

(7) その他災害危険予想箇所

地すべり等危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険溪流、山地災害危険地区、落石等危険箇所等の、その他災害危険予想箇所は、大分県地域防災計画添付資料のとおりである。

2 災害危険区域等の対策

(1) 災害危険区域の指定及び周知公表

村は、法令に基づく災害危険区域等の指定を促進するとともに、災害危険区域の調査結果をカルテ化し、内部利用に供するほか、適宜積極的に公表することを基本とする。

(2) 事業の進捗の定期的点検

村は、各災害危険区域ごとの砂防工事等の防災事業の進捗状況を定期的に点検し、それらによる危険性の解消状況を把握しておく。

(3) 警戒避難体制の整備等

村が災害危険区域等の把握結果を周知・公表するにあたっては、警戒避難体制の整備と合わせて推進する必要がある。特に、村は、危険箇所・区域ごとに地域住民と協議し、その対応方策を含む総合的な警戒避難体制を検討しておくものとする。

第3節 防災施設の災害予防管理

各種防災施設の災害の種別に応じた維持補修及び管理について必要な事項は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 水害予防管理対策

(1) 道路及び道路保護施設の維持管理

イ 毎年8月1日～8月31日の間に「道路を守る月間」運動を展開し、月間中に道路愛護日を定めて次の措置を行うものとする。

- ① 道路、トンネル等の側溝の整備、清掃を計画的に行う。
- ② 道路内に設けられた暗梁、水抜等の呑口、吐口等の埋没土砂の除去を計画的に行う。
- ③ 軽易な補修、補強については必要に応じて対応する。

(2) 農業用施設の維持管理

イ 村道、ため池、水路の維持管理は受益者及び姫島村において行う。

- (イ) 村道の路面陥没、路肩、法面の崩壊等の危険の有無を確認し、危険箇所については、早急に補修を行い、大雨等に対する弱点部を補強する。
- (ロ) ため池等は定期的に点検補修を行い、大雨により溢水が予想される場合は、事前に放流等の措置を行う。

(3) 農地保全施設の維持管理

水門等の点検を定期的に行い、不良箇所の補修を行う。また、大雨等が予想され浸水被害の予想される場合は、排水機材等の設置を行う。

2 高潮災害予防管理対策

海岸保全施設及び漁港施設の見回りを定期的に行い、破損箇所等の早期発見に努め、積極的な各施設の管理を行うとともに、災害に備え、土のう等を準備する。なお、高潮、津波、強風による波浪の危険があれば土のう等で補強する。

3 総合的な土砂災害対策

(1) 土砂災害対策事業の推進

イ 砂防事業等の実施

土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事を積極的に行う。

ロ 土砂災害危険箇所の周知等

毎年、村の実施する防災パトロールの結果等を検討し、危険箇所については、地域住民に周知徹底させる。また、日頃から土砂災害に関する情報の収集、伝達、日常の防災活動、降雨時の対応等についても、地域住民に周知する。

第4節 建築物の災害予防

一般建築物のほか、公共施設等の特殊建築物及び文化財等における災害予防対策は、この節の定めるところにより実施する。

1 一般建築物の災害予防対策

一般建築物の災害としては火災の頻度が最も高く、木造住宅が密集している本村においては、大災害につながる可能性がある。よって、その予防対策として毎年、消防団による村内全戸を対象とした防火査察を行い、火災発生が予想される危険箇所の指摘及び排除を指導している。

また、家屋が密集している本村においては初期消火が最も災害の軽減につながる事となるので、消火器設置の推進及び使用方法の啓発、その機能を保持するために、定期的な薬剤入れ替えの指導も併せて行い災害予防に努めている。

2 特殊建築物の防災環境の整備促進

学校、病院等の特殊建築物については、次の指導等の措置を通じ、それぞれの所掌機関が相互に緊密な連携と協力のうえ、その防災環境を整備するものとする。

- (1) 建築物の確認措置等による指導
- (2) 建築物の消防用施設の完備
- (3) 消防査察による指導
- (4) 防火管理面の確立指導

3 文化財の災害予防対策

以下により、文化財の災害予防の促進を図る。

(1) 建造物

有形文化財等に対し、次の事項の促進を指導する。

- イ 消火器の完備
- ロ 消火訓練の実施
- ハ 防火林の育成

(2) 彫刻、工芸品等

保管施設の整備の促進を図る。

第5節 農林水産物の災害予防

農産物、林産物、水産物等の防災基盤等を確立するための各種防災指導は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 農産物の災害予防対策

(1) 農産物の被害防止対策の推進

農産物は、気象現象の影響を受けやすいため、被害を生じる恐れのある気象変化を生じた場合や、それらが予想される事態等に備え、村は、気象・地形・土性等の自然条件を考慮した、防災上の観点から耕種・土壌保全・その他の営農指導に努める。

(2) 防災事業等の実施

村は、農地防災事業、農地保全事業、を計画的に推進することを基本として、風水害等における農地や農産物の被害を防止するのに必要な対策をとる。

ダム、堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設や農業水利施設については施設の整備、点検、維持管理を行い、機能の保持に努める。

(3) 防災営農指導体制の確立

村は、防災営農の効果的推進を図るため、関係機関・団体と統一した防災営農指導体制を確立しておくとともに、気象現象や地震にともなう災害についての基礎知識の啓発・普及を指導し、災害に強い営農基盤を確立する。

2 林産物の災害予防対策

(1) 病虫害等の防除対策

立木の大部分は自然に生育し、その期間も長いことから、常に病虫害などの危険にさらされている。中でも、マツクイムシ被害は県内では昭和40年代に拡大し、局部的に今も続いている。森林病虫害については、早期発見と早期駆除に努める。

(2) その他の対策

気象災害、対しては、樹種、品質の選定、施業方法の改善などにより未然防止の方策を講ずるとともに山火事防止についても万全を期すものとする。

3 水産物の災害予防対策

(1) 水産物の防災対策

水産物は、高潮や津波のほか水温や比重の急激な変化によっても多大な被害をこうむる。従って、気象状況の変化を的確に把握し、適切な処置をとるもの

とする。

(2) 水産関係施設の維持管理

養殖施設の監視を常時行い、破損部分等については適宜補強し、災害時の流失、破損等を防止する。特に施設の間隔は余裕をもってあけ、波浪による接触を防止するよう留意する。

また、漁船、漁具等の安全地帯への避難については平常より指定場所を検討し、警報等発表時には適切な処置が講ぜられるように準備する。

第6節 防災調査研究の推進

村が実施しておくべき防災上の課題に対応した防災研究の推進に関する事業は、この節に定めるところによって実施する。

1 防災研究の目的・内容

村内の風水害等の災害危険区域の実態を、より総合的・科学的に把握するため、国・県等が行う調査研究の成果や既往の災害事例等を参考に、急傾斜地崩壊、地すべり、その他の災害予想危険箇所や、これらの災害に伴う施設被害、人的被害等について資料収集、被災原因の分析等を行い、地域防災計画の見直しに反映させる。

また、災害時の職員の招集・活動要領、自主防災組織の育成要領、村民生活への支援方策等に関する研究を推進する。

2 防災研究の実施体制

防災に関する研究を企画・検討し、その進捗状況や効果等を総合的に評価・検討できるような体制づくりに努める。

第3章 災害に強い人づくり

第1節 防災訓練

第2節 防災知識の普及・啓発

第3節 消防団・自主防災組織の育成・強化

第4節 要配慮者の安全確保

第5節 帰宅困難者の安全確保

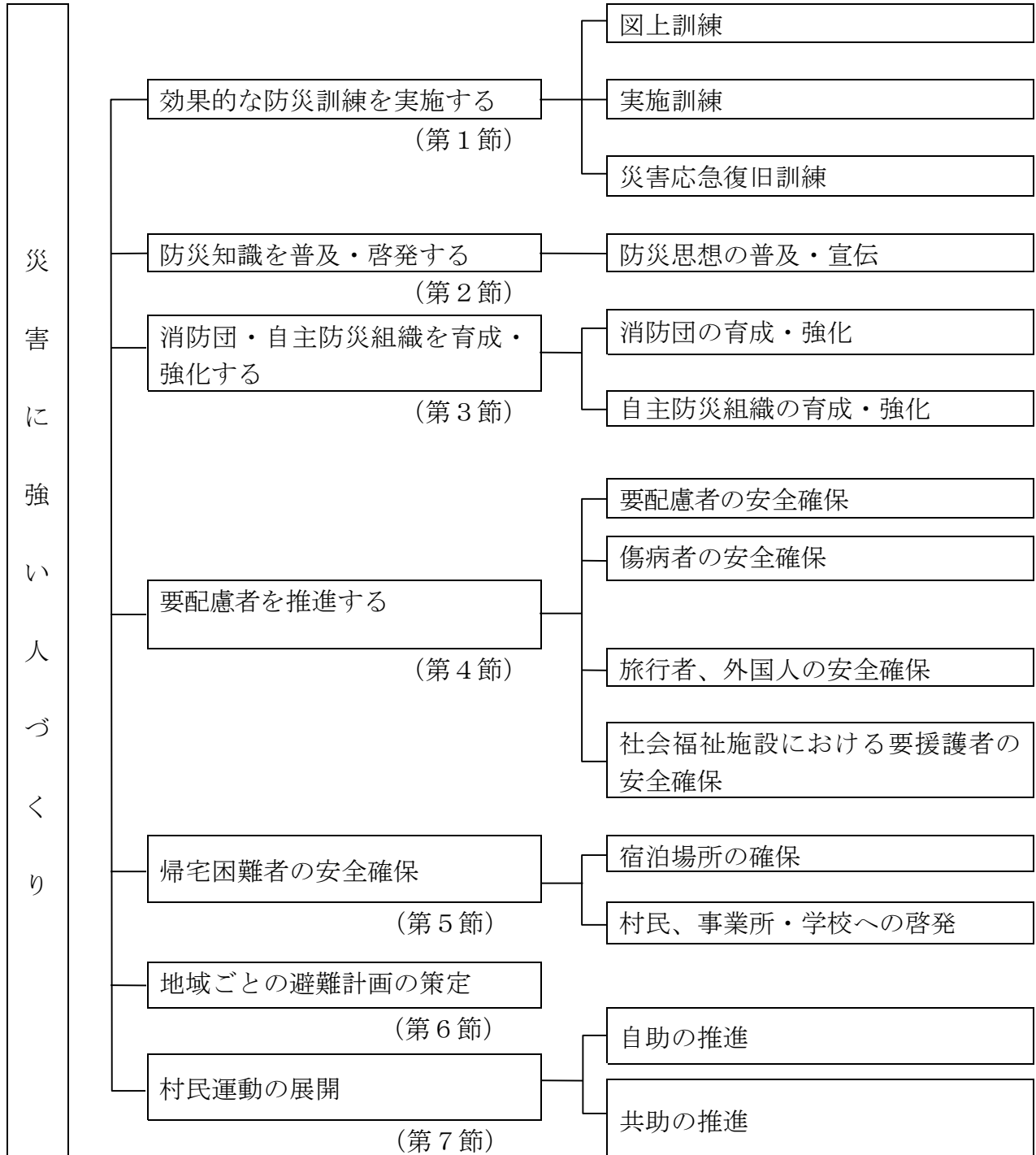
第6節 地域ごとの避難計画の策定

第7節 村民運動の展開

【災害に強い人づくりのための計画の基本的な考え方】

「災害に強い人づくり」は、「災害に強いむらづくり」や「迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置」に加えて、村の防災対策の主要な施策であり、村民の防災に対する意識及び知識を高め、災害時の防災対応力を向上させることを目的とする。

これらの計画の体系図を以下に図示する。



第1節 防災訓練

この地域防災計画の実施を円滑にし災害予防の万全を期するために、それぞれの災害予防責任者は、単独又は共同して防災訓練を行う。また、隣接市町村及び大分県等防災関係期間との共同訓練を実施し、常に相互に緊密な関係を保ち、防災体制の整備を図るものとする。防災訓練の方法は、図上訓練および実地訓練の2種類として計画実施する。

1 図上訓練

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行うものとし、その訓練実施項目は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- (2) 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- (3) 緊急避難及びこれに伴う処置

2 実地訓練

実地訓練は、想定した災害に基づき、次の種別及び区分により訓練目的を効果的に達成できる地区又は場所を選定して行うものとする。

(1) 種別

ア 予警報の伝達及び通信訓練 気象業務法、水防法及び消防法に基づく予警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて訓練を行う。また、停電又はその他の非常事態における住民及び関係期間に対する通報及び伝達についての訓練も必要により行う。

イ 災害防ぎょ訓練 災害による被害の拡大を防ぎょするための訓練とし、おおむね次によるものとする。

(ア) 水防訓練 水防工法、水位雨量観測、消防機関の動員、水防資器材の輸送、広報、通報、伝達などを折り込んだものとする。

(イ) 消防訓練 消防機関の出動、隣接市町村の応援、避難、立ち退き、救出、救助、消火の指揮系統の確率、広報、情報連絡を折り込んだ訓練とする。

(ウ) 避難訓練 避難の指示、伝達方法、避難の誘導、避難所の解説、救出などを折り込んだ訓練とする。

(エ) 救助訓練 災害種類ごとの救助、資材、方法、事後処置等を折り込んだ訓練とする。

(オ) 医療救護訓練 救助訓練と併合して救助者の処置等を折り込んだ訓練と

する。

(カ) 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練 災害防ぎょ活動従事者の動員訓練を
姫島村防災計画に基づいて行うものとする。

(キ) 必要資材の応急手配訓練

ウ 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練とし、おおむね次の項目について行
う。

(ア) 道路の交通確保

第2節 防災知識の普及・啓発

村民に対する防災知識の普及・啓発は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 防災思想の普及・宣伝

姫島村地域防災計画の概要や災害気象の知識並びに災害時の心得などについて、常に職員・村民の理解と認識を深めるように努める。

(1) 職員に対する防災知識の普及

災害の発生しやすい時期の前を中心に、全職員に対して防災計画の内容及び運用等の徹底、災害気象の知識並びに災害時の活動等の教育を実施し、防災知識の普及を図る。

(2) 村民に対する防災知識の普及

イ 地域防災計画のうち、特に村民に周知させ、又は注意を喚起する必要があるおおむね、次に掲げる事項等について、周知徹底を図るものとする。

- ① 気象及び災害の一般知識
- ② 情報等の通報の方法
- ③ 避難方法
- ④ 災害時における行動・責務
- ⑤ 姫島村における過去の災害及び危険箇所の周知

ロ 普及の方法

村民に対する防災知識の普及方法は、以下の方法により周知徹底を図るものとする。

- ① 広報紙、広報車による広報
- ② チラシの配布
- ③ 消防団による一般家庭防火査察
- ④ 高齢者教室等各種集会の利用

(3) 学校教育、社会教育

幼稚園、小・中学校における学校教育は、その発達段階に合わせ、青少年、婦人、高齢者、障がい者、ボランティアなどの社会教育は、その属性等を考慮して実施し、気象・水象に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ、防災教育を徹底する。

第3節 消防団・自主防災組織の育成・強化

消防団、自主防災組織の育成及び強化については、この節の定めるところによって推進する。

1 消防団の育成・強化

(1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は本村の消防・防災の中核として重要な役割を果たしており、また、本村の活力・生産力の中心的な世代が多く最も重要な組織の一つである。しかし、近年では漁業後継者等の不足、高齢化、サラリーマン化等により団員数の維持確保が難しい状況にあるため、地域との連携を進めながら、その育成・強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

消防団員の結束力・知識・技能は、地区にとって有用なものであることから、自主防災組織や防災士等と連携を図りながら、これらを地域社会に広め、地域住民・事業所等に消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境づくりを進める。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

2 自主防災組織の育成・強化

(1) 自主防災組織の必要性

災害が発生した場合は、その近くにいる者の適切な対処・処置により被害を最小限に食い止める事ができる。よって、その効果をいっそう高めるため、平成7年に行政区（6地区）を単位とした自主防災組織が結成された。

(2) 自主防災組織の育成・強化の促進

本村にはもともと無常講等の組織があり、その隣保互助の精神はそのまま自主防災組織の精神に基づくものであり、被害の未然防止、軽減を図るうえで、より有効な防災対策となる。それらの機能に加えて、防災に対する知識及び意識の高揚を図るため、地区の行事等を利用して災害に対する知識及び処置の徹底を図り、併せて活動の促進を図る。

(3) 自主防災組織における装備・資機材等の整備

活動をより効果的なものとするため、想定される被害に対応した装備や資機材等の整備を支援する。

3 自主防災組織に対する村の措置

村は、自主防災組織が実施する活動について、積極的に指導援助を行うものとする。

また、防災関係機関（国東市消防署姫島出張所）は、村の自主防災組織の育成に関し、指導を行うとともに風水害等に対する防災訓練などを通じて、災害の未然防止、拡大防止策が講じられるよう指導協力するものとする。

4 緊急避難場所及び避難所

村は、公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、風水害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定緊急避難場所については、村は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

また、指定避難所については、村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。さらに、避難所の耐震化、生活物資の提供、プライバシーの確保、健康・衛生面の管理、ペット同行避難の受入れ等の環境整備を進めるとともに、指定避難所における支援内容等について住民へ情報発信に努める。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定することが望ましい。指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

第4節 要配慮者の安全確保

「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。また、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

1 地域における要配慮者対策

(1) 避難行動要支援者名簿の作成及び名簿の活用等

イ 村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（H25.8月内閣府）」を参考に、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

ロ 村は、姫島村地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

- ① 要介護認定3～5を受けている者
- ② 身体障がい者手帳1・2級を所持する身体障がい者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する精神障がい者
- ⑤ 上記以外で自治会が支援の必要を認めた者

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとするとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ハ 村は、避難支援等に関わる関係者として姫島村地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、個別計画の作成に努めるものとする。多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ニ 村は、避難支援等関係者に平常時から避難行動要支援者の名簿情報を提供

するために、避難行動要支援者本人に郵送や戸別訪問など直接的な働きかけを行うほか、より積極的に避難支援を実効性あるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供できるよう、条例による特例措置を検討することとする。

(2) 避難誘導體制の整備

村は、避難行動要支援者の避難誘導が円滑に行われるよう、平常時において、自主防災組織との協働により地域ごとに緊急避難場所の確保及び避難路の整備を行うとともに、定期的な防災訓練により検証を進める。

また、村は、自力での移動が困難な避難行動要支援者の避難に際して、各自主防災組織が地域の実情に応じて、個々の避難支援プラン等により自動車の利用など移動手段をあらかじめ定めておくよう支援する。

(3) 福祉避難所の指定

村は、指定避難所に要配慮者のための窓口やスペースを確保するとともに、一般の指定避難所では生活が困難な要配慮者に配慮した福祉避難所を離島センターに指定する。

(4) 防災設備・物資・資機材等の整備

村は、災害初期の食料・飲料水等について、おおむね3日間を村民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう事前の備えを推進するための啓発を行う。

村は、要配慮者に配慮した救援活動が行えるよう、物資の備蓄・調達体制の整備を行う。

(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

また、特殊な薬剤や医療が必要な疾患を持つ人に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病者緊急時支援シート」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。

2. 社会福祉施設における要配慮者対策

(1) 組織体制の整備

イ 村は要配慮者が利用する社会福祉施設等の安全確保のための組織・体制の整備を促進するよう施設を管理する社会福祉法人等を指導・支援する。

ロ 村は、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じて、それらの組織と社会福祉施設等との連携を図り、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制を整備する。

ハ 社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えてあらかじめ防災組織を整備し、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。特に、夜間や荒天時等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分配慮した体制を整備する。また、村、自主防災組織、近隣住民と連携をとり、施設利用者及び入所者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

イ 村は、社会福祉施設の管理者に対して、施設利用者及び入所者の安全確保のために防災設備等の整備を促進するよう指導・支援する。

ロ 社会福祉施設等の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、災害発生直後の施設利用者及び入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等を整備する。

また、災害発生に備え、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を行う。

(3) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

村は、施設利用者及び入所者の災害対応能力及び社会福祉施設の立地を考慮し緊急避難場所及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

3. 要配慮者対策における民生部局の体制整備

災害の発生に伴い、被災したら、指定避難所の設置管理、食事・物資の提供、遺体の取扱い等の災害救助関係業務のほか、民生関係業務として、生活福祉資金

の貸付、応急仮設住宅等における福祉サービスの実施、り災証明の発行等、膨大な種類と量の業務が発生することから、災害の規模及び行政機能状況等を勘案し、以下の点に留意しながら、福祉に係る災害応急対策を実施する。

- (1) 災害発生により食事・物資の分配業務、遺体の取扱い業務等の災害救助関係業務と並行して障がい者及び高齢者に対するホームヘルパーや手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービス等の福祉関係業務の増大にも対応できるように、業務処理体制の確保に努めること。
- (2) 近隣市町村に災害援助協定に基づき、速やかに応援を要請すること。
- (3) 県を通じ、厚生労働省社会・援護局に対し、他都道府県の市町村民生部局等の職員の応援を要請すること。
- (4) 災害発生後一定の期間経過後に業務量が増大することから、時間の経過とともに変化する状況に対応した組織と人員の投入に留意しつつ、対策を講ずる。

4. 傷病者対策における村の体制整備

発生直後の混乱した状況の中では、特殊な医療を必要とする患者を含め、傷病者に対しても特別な配慮が必要となる場合が考えられるので、これらの者に対する安全性の確保及び医療機関の被災状況の把握、避難誘導を行うための体制を整備する。

5. 旅行者、外国人の安全確保

発生直後の混乱した状況の中では、旅行者や外国人も高齢者、障がい者、児童の要配慮者と同様に特別な配慮が必要となる場合が考えられるので、これらの者の安全確保や適切な避難誘導を行うための体制を整備する。

(1) 観光客・旅行者等の安全確保

- イ. 村は、指定避難所・避難路の標識が観光客・旅行者等にも容易に判別できる標示とし、その安全確保に努める。
- ロ. 村は、地域全体で災害時の観光客・旅行者等への安全確保や救助活動を実施できる体制を整備する。
- ハ. 旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時の避難誘導體制を事前に整備しておくなど宿泊客の安全を確保することにとどまらず、被災者への救援活

動の拠点になれるよう平素より食料、飲料水、医薬品等の備蓄や被災者の収容・受入れ体制の整備に努めるものとする。

(2) 外国人の安全確保

イ. 村は、指定避難所・避難路の標識に外国語を付記したり、災害時に多言語による広報を行えるよう、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。

ロ. 村は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動を支援できる体制を整備する。

ハ. 村は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。

第5節 帰宅困難者の安全確保

大規模な災害が発生した場合、交通機能停止等により自力で自宅に帰ることができない人々（以下「帰宅困難者」という。）が発生することが予想される。

これらの帰宅困難者の安全確保のために以下の事前措置を講ずる必要がある。

1 宿泊場所の確保

村は、公共的施設等を宿泊所として提供できるよう施設の管理者等とあらかじめ使用協定を締結するよう努める。なお、宿泊所の確保にあたっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮した宿泊所の運営に努める。

事業所・学校等は帰宅困難者の宿泊に対応できるよう食料・水・毛布などの生活用品の備蓄に努める。

2 事業所・学校等への啓発

村は、事業所・学校等に対し、災害時の従業員・学生等の安全確保を図るため、帰宅困難者を想定した食料・物資の確保、備蓄等の検討を要請する。

第6節 地域ごとの避難計画の策定

村民は「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与することが求められる。

特に、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者は、災害時に被災する可能性が高く、また、避難時に支援を必要とすることから、地域による避難行動要支援者の支援が重要となる。

地域ごとの避難計画の策定は、自らの命を守ることに直結するものであり、村の協力を得ながら、村民自らが策定する心構えが必要である。また、計画の策定にあたっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援を得ながら地域ぐるみで実施することが重要である。

地域ごとの避難計画を策定するにあたっては、きめ細やかな地域情報に精通した住民の意見を取り入れ、地域の実情にあわせた計画を作り上げていくことが必要であることから、住民参加型のワークショップ形式で避難計画を策定する方法を積極的に導入するものとする。

1 ワークショップの目的

災害が発生した時に、住民等が安全に避難できるための避難計画を作成する。そのためには、それぞれの地域の詳しい情報を最もよく知っている地域住民自らが計画づくりに参加する必要がある。

また、住民が避難計画づくりを通して学んだことをそれぞれの地域に持ち帰り、地域の自主防災リーダーとして自らの地域の防災力を向上させることも、この計画づくりの目的の一つである。

2 ワークショップのメンバー

地域住民、民生委員・児童委員、市町村防災担当職員・福祉担当職員、市町村社会福祉協議会職員、必要に応じて県防災担当職員・福祉担当職員、学識経験者とする。

なお、地域住民等の代表を選出するに当たっては、住民のみならず、地域の民間企業、港湾・漁業関係者、ボランティア等の参加も得られるように、公募等により幅広いメンバーを募ることも考慮する。

3 ワークショップの役割

住民等は、主体的にワークショップを開催し、地域ごとの避難計画を作成する。市町村は、住民等に対して、ワークショップの開催を促すとともに、ワークショップの運営に参加する。県は、ワークショップの運営を支援する。

(1) 村

イ ワークショップへの参画・支援

(イ) ワークショップ参加の住民への呼びかけ

(ロ) ワークショップで必要な資料・用品の準備

ロ ワークショップにおいて住民等から提案のあった防災対策への支援

(2) 住民等

イ ワークショップの運営

ロ 住民等に対してワークショップへの参加の呼びかけ

ハ 地域ごとの避難計画の策定

ニ 地域ごとの避難計画を地域の住民等に周知

第7節 村民運動の展開

自然災害の発生を防ぐことはできないが、その被害は村民一人ひとりの日頃の努力によって減らすことが可能である。行政による「公助」はもとより、自分の命は自分で守る「自助」、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」を実践し、地域社会における防災力を向上させることによって、被害を最小限に抑える減災社会を実現しなければならない。

1 自助の推進

- (1) 村民は防災に関する研修会、防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に参加し、防災に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- (2) 村民は、自らが生活する地域において、村、県その他の関係機関が提供する防災に関する情報を活用して災害が発生するおそれのある危険箇所、指定緊急避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保に必要な事項について確認するとともに、安否確認の連絡方法等をあらかじめ確認しておくよう努める。
- (3) 建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を行うよう努める。
- (4) 村民は、災害の発生に備え少なくとも3日分の食料、飲料水と医薬品等の生活物資を備蓄するよう努める。

2 共助の推進

- (1) 村民は、互いに助け合って自分たちの地域を守る共助の中核をなす組織として、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。
- (2) 自主防災組織は、村、事業者等と連携しながら、防災知識の普及、地域の安全点検、防災訓練その他の災害予防対策を地域の実情に合わせて日常的に行うよう努める。
- (3) 事業者は、災害時において事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するとともに、地域社会の一員として地域における防災活動に積極的に協力するよう努める。

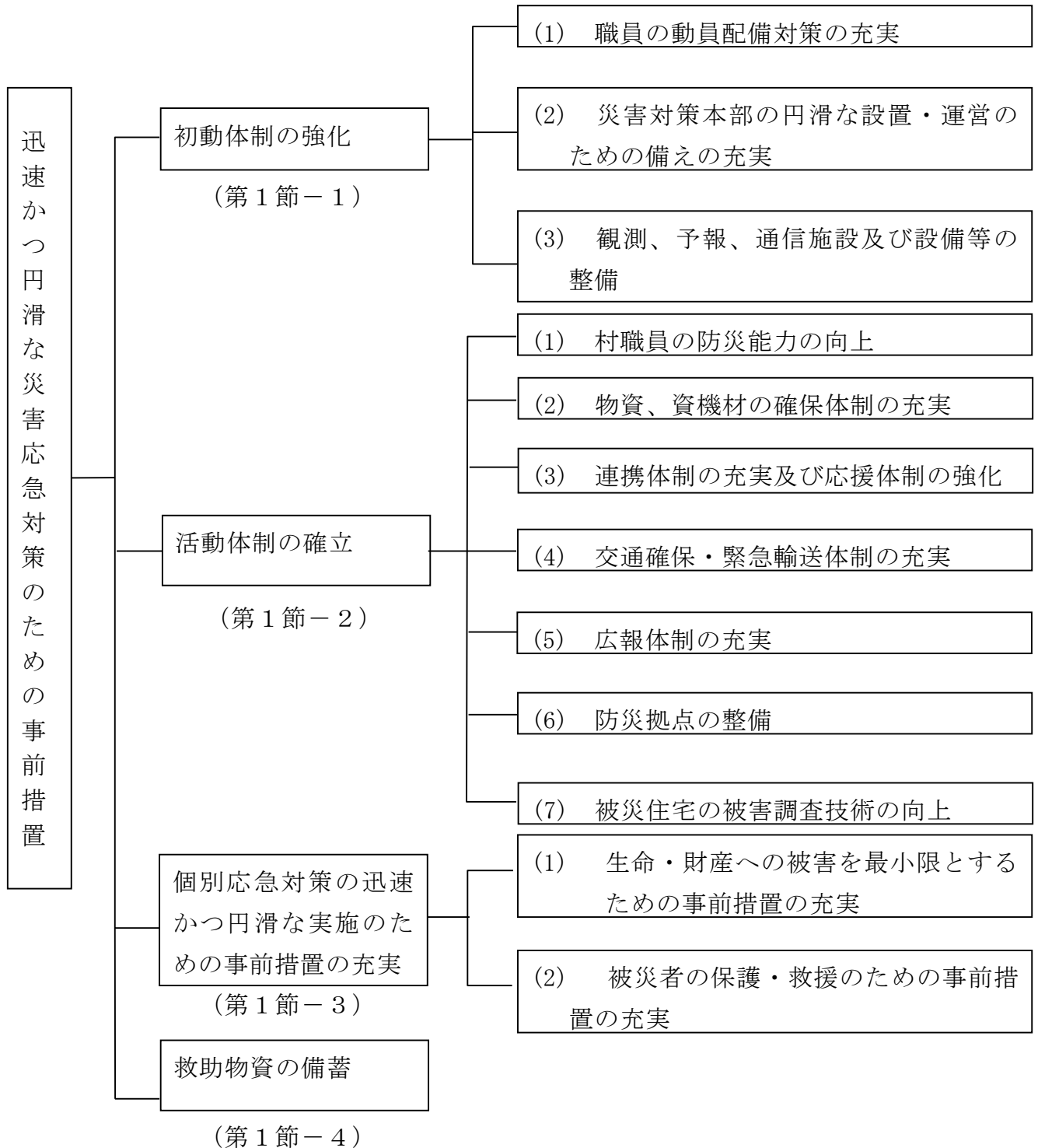
第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置

第1節 初動体制の強化

【迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置計画の基本的な考え方】

迅速かつ円滑に災害応急対策を遂行するために、「初動体制の強化」、「活動体制の確立」、「個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実」を柱とする各種の事前措置を推進する。

これらの計画の体系を以下に図示する。

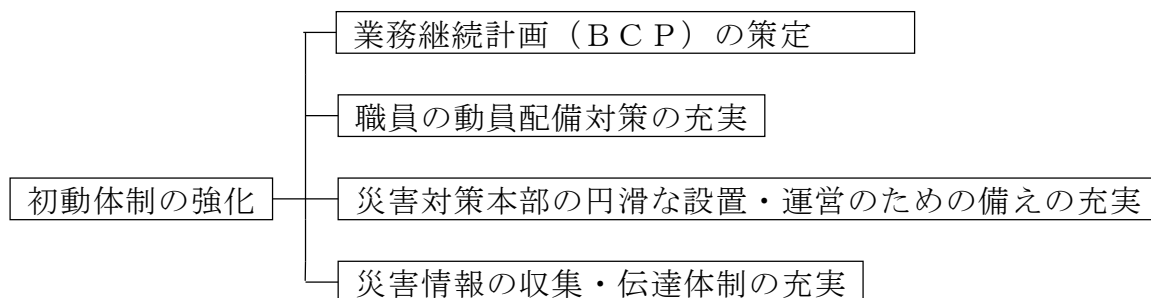


第1節 初動体制の強化

災害に強い村づくり、人づくりと同時に災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、実効性のある事前措置を以下のとおり推進するものとする。

1 初動体制の強化

突然発生する災害に迅速かつ円滑に対処するためには、必要とされる災害に関する情報を素早く把握し、村の体制を早急に確立する必要があるため、以下の3つの点を重点に初動体制の強化を図る。



(1) 業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan）の略）の策定

村は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続を見据え、災害時に必要となる人員や資機材等を的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図るため、業務継続計画（BCP）を策定する。

この業務継続計画は、災害時における役場の機能を維持、回復させるための方策を明らかにするものであり、実効ある業務継続体制を確保するため、定期的な教育・訓練や点検等の実施により、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行うものとする。

また、村における業務継続計画（BCP）等が早期に策定できるよう県に支援を要請する。

(2) 受援計画の策定

村は、救助・救急、消化活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。

また、村における受援計画が早期に策定できるよう県に支援を要請する。

(3) 職員の動員配備対策の充実

職員をできるだけ早くかつ、多く確保することは、初動期の活動を行うためには、絶対条件のひとつである。そこで、以下の対策を推進する。

イ 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限度に止めることに努める。

また、物資の調達体制が確立するまでの間（概ね3日間）に備えて、食糧、水、生活必需品の備蓄に務める。

ロ 24時間体制の整備

迅速な初動体制を確保するため、勤務時間外・勤務時間内の連絡体制の徹底、宿日直により、24時間体制を執る。

ハ 職員安否情報システムの導入

迅速な動員配備を行うため、職員全員登録でき、かつ、一斉配信した緊急メールに対して安否、参集等に関する情報を送信し、自動集計できるシステムの導入を検討する。

ニ 職員の県民安全、安心メールへの登録促進の取組み

職員の参集手段として、職員の県民安全、安心メールへの登録促進を図る。

(4) 災害対策本部の円滑な設置・運営のための備えの充実

災害発生時に円滑な災害対策本部を設置し運営できる体制を確保するため、以下の対策を推進する。

イ 災害対策本部設置基準の作成及び周知

各災害に対する連絡網の整備

ロ 災害対策本部がその能力を最大限に発揮できるよう、物資・食料等が確保(備蓄を含む)できるよう検討するものとする。

(5) 観測、予報、通信施設及び設備等の整備

必要とされる災害に関する情報を素早く把握する能力を高めるため、雨量・潮位・風速等の観測網、情報通信機器等の整備充実を図るものとする。

2 活動体制の確立

多岐にわたる村の災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するためには、災害対策の前提となる以下の活動体制を整える必要がある。

(1) 職員の防災能力の向上

防災計画を周知・徹底し、災害時において適切な行動ができるようにする。

また、防災に関する資料を各課に配布し職員の意識の向上を図るものとする。

(2) 物資、資機材の確保体制の充実

迅速・的確な災害応急対策の実施にあたっては、救出救助用資機材や医薬品・食料・飲料水等の生活必需品等の確保が必要となるため、その所要量を確保できる体制を推進していく。

イ 救出救助用資機材の確保体制の充実

① 消防団及び自主防災組織の救出救助用資機材の整備促進

② 資機材を保有する建設業者等との協定の推進

③ 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄の啓発

ロ 医薬品・医療資機材の確保体制の充実

医薬品・医療用資機材は姫島村国保診療所において調達・補給を行い、普段から在庫の調査・調整を行うとともに、出入りの業者と緊急供給の方

法を協議し確立しておくものとする。

ハ 食料・水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

県等からの食料・水・被服寝具等の生活必需品の支援については、時間がかかることが想定されることから、それまでの間は、家庭や地域等での確保がなされるような対策を講じるものとする。

- ① 家庭、社会福祉施設、旅館等への食料・水等の生活必需品の備蓄に関する啓発
- ② 村における食料・水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進
- ③ 村内業者（商工会、農協、漁協等）との災害時の食糧等緊急供給の方法の協議。

(3) 連携体制の充実及び応援体制の強化

本村は離島という地理的条件の中、海上交通の確保が必要となり、緊急時においては人員・物資等の輸送の速さ、物量共に陸上交通とは違った対応を考慮に入れ相互応援体制を図るものとする。

(4) 交通確保・緊急輸送体制の充実

大規模な災害時には、災害対策要員、負傷者、物資、資機材等多様かつ大量の輸送需要が生じる。こうした輸送を円滑に行うためには、輸送用車両等の確保とあわせて、輸送を円滑に行うための事前措置が必要であり、今後以下の対策を推進していくこととする。

イ 交通規制計画の作成等

緊急通行上重要な道路が交通渋滞で機能麻痺しないよう、交通規制計画を作成する。それにあわせて、必要な災害時交通規制用情報版の整備を図る。

ロ 重要道路啓開のための体制整備

災害発生後速やかに道路の被害状況を把握し、通行に障害のある場合直ちに啓開できる体制を県及び関係団体の協力も得ながら整える。

ハ 緊急輸送基地の選定及び整備

輸送を効率的に行うためには、村外に緊急輸送基地を置き総合的な輸送体制を整える必要がある。そこで、陸、海、空から物資等が集積することを念頭において、緊急輸送基地を選定する。

ニ 臨時ヘリポート等の確保

孤立化した場合等に備え、空からの輸送が迅速になれるよう、村内に1か所以上緊急ヘリポート等を確保する。

ホ 緊急通行車両の事前届出の徹底

災害時の緊急輸送の確保を図るため交通規制がなされた場合、当該区間・区域を通行するためには緊急通行車両の確認がなされる必要がある。この場合、事前に届出を行い届出済証の交付を受けることで手続きが簡略化され、迅速に確認されるようになっている。そこで、本計画第3部の災害応急対策計画に基づいて使用する可能性の高い確実な車両（村有車両、協定等に基づく防災関係機関、民間の保有する車両）をリストアップし、事前届出の徹底を図ることとする。

(5) 広報体制の充実

被災地での流言飛語や2次災害を防止するための情報、災害応急対策に関する情報を村内外に的確に発信することは災害応急対策を円滑に進める上で重要となる。よって、広報体制については総務課(広報担当者)において関係機関と協力して、情報の一元化を図る必要があるので普段からの的確な体制の充実を図るものとする。

(6) 防災拠点の整備

防災拠点は、避難場所や災害応急対策活動等の拠点となる。各地区に地区公民館を中心とした防災拠点整備を推進していくものとする。

(7) 被災住宅の被害調査の迅速化のための対策

早期の復旧・復興の観点から、迅速・円滑な被害認定が求められているため、職員の被害調査技術の向上を図るとともに、市町村間の応援協定の活用により、被害調査に係る市町村間の応援態勢の構築を図る。

3 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実

多種多様な災害応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するためには、各々の活動に対応したきめ細やかな事前措置を施していく必要がある。よって、各々について以下の対策を講じていくこととする。

(1) 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実

村民の生命・財産への被害を最小限に止めるために、以下の対策を積極的に推進する。

イ 風水害等に関する情報伝達体制の充実

風水害等による被害をより効果的に防止するためには、風水害等に関する情報を住民に迅速に知らせる必要がある。全国瞬時警報システム(Jアラート)や大分県防災情報システムから得られた情報を屋外拡声機等により情報提供を行っているが、今後はその運用を的確かつ円滑に行う体制を整える。

また、姫島村の居住者や一時滞在する観光客等に対し、災害に関する情報がの迅速・正確・広範に伝達されるよう、関係事業者の協力を得つつ、全国瞬時警報システム(Jアラート)、学校等における情報端末の設置、防災情報提供メール、移動通信事業者が提供する緊急速報メール(エリアメール等)、インターネット(姫島村ホームページ他)の活用、郵便局等の地域スポットの活用、報道機関との連携など、様々な情報伝達手段の強化を図る。

さらに、避難勧告・避難指示(緊急)の情報について、防災GISの入力により、各種メールに自動配信する。

ロ 避難誘導対策の充実

危険な建物、地域から安全な場所に県民や旅行者等を避難させるためには、避難誘導に関する対策を確立する必要がある。以下の対策を推進していくこととする。

① 社会福祉施設、学校、その他公共施設の避難体制の再点検

- ② 災害想定区域図及び浸水想定区域図等を掲載したハザードマップの配布
- ③ 避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成
- ④ 要配慮者のための支援マニュアルの作成

ハ 要配慮者利用施設等における防災体制の充実

要配慮者利用施設（主として、高齢者、障がい者、乳幼児その他の防災上特に配慮を要する者が利用する施設）について、姫島村地域防災計画に下記事項を定め、当該施設の防災体制の充実が図られるようにする。

- (1) 姫島村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②避難誘導に関する事項、③避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、④防災教育・訓練に関する事項、⑤自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について村長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。
- (2) 姫島村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、①防災体制に関する事項、②浸水の防止のための活動に関する事項、③防災教育・訓練に関する事項、④自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について村長に報告する。

二 救出救助対策の充実

建物、土砂の中に生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者を迅速に救出救助できるような訓練、資機材整備（避難所情報サイン）の充実に努める。

ホ 救急医療対策の充実

大規模地震により多数の負傷者が発生し、同時に医療機関もライフラインの停止等で機能麻痺に陥ることを想定すると、負傷者に対して迅速・的確に医療措置を施すためには、地震災害に強い医療施設・設備の耐震化を進めていく必要がある。

へ 消防対策の充実

火災の発生に迅速・的確に対処できるよう、消防ポンプ及び消防水利等の更新、増設機能の向上を計画的に図る。また、消防団員を確保するため、地域住民・事業所への協力依頼を積極的に行うものとする。

- ① 消防ポンプの定期的な入替え、消防水利の増設の推進
- ② 消防団員の確保を図るため、地域住民・事業所への協力依頼

ト 消防団員防災業務従事者の安全確保対策

住民等の避難誘導など、災害発生時の初動対応に携わる防災業務従事者であっても、人と命が最優先であるため、自己の安全が担保できない場合、直ちに避難することが必要である。

このためには、消防団員等防災業務従事者が、洪水等の現況を把握した上で業務に携わることが必要であることから、災害時の消防団活動・安全管理対策の作成や、災害時に消防団員相互の有効な情報伝達手段の一つであるトランシーバーなどの安全装備品等の整備に努める。

また、防災業務従事者のリスクを減らすためにも、日頃の自主防災組織での活動や防災訓練等を通じて、住民自らが率先して避難する自助の意識を高めることが重要である。

(2) 被災者の保護・救援のための事前措置の充実

被災者に対してきめ細かな保護・救援を迅速に行うため、以下の対策を推進する。

イ 村有施設の防災拠点化の推進

村有施設が防災拠点として機能するために、施設の改修時には、防災機能の強化を図るものとする。

ロ 生活必需品等の備蓄

大規模災害に対応できるよう、避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるとともに、備蓄場所の分散化を図る。また、県との連携により、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

備蓄物資の品目については、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

ハ 家庭、社会福祉施設、旅館等への備蓄の啓発

災害発生初期の段階においては、各々が備蓄する食料、水、生活必需品等により生活の確保を図る体制を強化する必要がある。そのため、家庭、社会福祉施設、旅館等に対して、物資の調達体制が確立するまでの間、食料、水、生活用品の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備に努めるよう啓発を行う。

ニ 応急仮設住宅の迅速な建設のための事前措置

災害により住家を失った人に対して迅速に応急仮設住宅を提供できるよう、設置場所の設定を行う。

ホ 文教対策に関する事前措置

- 災害発生時に、文教対策を円滑に行うため、以下の事前措置を実施する。
- ① 学校等の教育施設が避難所として使用される場合の、その使用のあり方（避難所として開放する場所等）及び学校職員の行動方針等の検討。
 - ② 村外通勤教員の連絡体制の検討
 - ③ 時間外災害発生時の幼児、児童、生徒の被災状況の把握方法の検討。
 - ④ 時間外災害発生時の教職員の被災状況の把握方法の検討。
 - ⑤ 文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導。

へ 被災者等への的確な情報伝達のための事前措置

要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制を検討する。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

ト 被災者の生活再建等のための台帳整備に関する事前措置

災害対策基本法第90条の3に規定する被災者台帳は、発災後の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために有効であることから、村は、被災者台帳の作成や、本人の同意確認、外部提供に係る申請受付窓口、情報を集約する担当課など運用に係るルールをあらかじめ検討するとともに、被災者台帳に係るシステムの導入について検討する。

4 救助物資の備蓄

東日本大震災を踏まえ、村内の最大避難者数を206人と想定し、村外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限度必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。

なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。また、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄場所の分散化に努める。

第 3 部 災害応急対策

第1章 災害応急対策の基本方針等

第1節 災害応急対策の基本方針

第2節 村民に期待する行動

第3節 災害応急対策の体系

第1節 災害応急対策の基本方針

1 迅速・的確な災害応急対策の遂行

災害による村民の生命・財産への被害を最小限に止めるためには、迅速・的確な災害応急対策が遂行されなければならない。そのため、警戒期から災害応急対策の遂行に必要な情報を収集し、防災関係機関と連携をとりながら的確な対策を講じていくものとする。

2 要配慮者に配慮した災害応急対策の遂行

高齢化の進展により、援護を要する高齢者が増加しつつあること、また、観光客等にも留意した災害応急対策が遂行されなければならない。高齢者、観光客、障がい者、妊産婦、外国人等の要配慮者は、風水害時の行動や生活に大きな制約があり、防災関係機関においてはこれらの人々に最大限に配慮した災害応急対策を遂行するものとする。

3 ニーズに即した情報の多様な方法を用いての提供

災害後の村民の生活安定のためには、村民のニーズに対応した情報を、避難所にいる被災者を含め村民が容易に知ることのできる方法で提供することが不可欠である。村では被災者の情報ニーズを的確に把握し、貼り紙、チラシ、立て看板、広報紙、広報車、ケーブルテレビ（CATV）等多様な方法を用いて広報することとする。

第2節 村民に期待する行動

災害から村民の生命及び財産を守るためには、第一に「自らの生命・財産は自らの手で守る」という自己責任による「自助」の考え方、第二に住民どうしの助け合いによって「自分たちの地域を自分たちの手で守る」という「共助」の考え方、このふたつの理念にたち、村民と「公助」の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくことが必要である。このような「自助、共助、公助」の考え方は防災の原点である。もちろん、防災関係機関においては、各々の能力を最大限に発揮して防災対策に取り組むものであるが、その活動をより効果的なものとするため、また、風水害等の災害による被害を最小限に止めるために、村民に対して次のような行動を期待するものである。

1 家庭

(1) 的確な避難

家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況（山・がけ崩れのおそれ等）等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携帯できるようにしておくとともに、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。

(2) 的確な初期消火

自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期段階での消火に努める。

(3) 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

家族に負傷者がした場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。

(4) 的確な防災関係機関への通報

山・がけ崩れ等の災害発生のおそれがあると判断した場合、消防署、警察署（駐在所）等の出動を求める場合、落ち着いて迅速に通報する。

(5) 的確な情報収集

ラジオ、テレビ、ケーブルテレビ（CATV）等によって正しい情報の把握に努める（むやみに役場、消防署、警察署の防災関係機関に問い合わせることは、防災関係機関の的確な活動の妨げることがある。）

2 地域(班、駐在区、自主防災組織)

(1) 的確な避難

避難する場合、隣近所で声を掛け合って、要配慮者を伴い、安全な場所に迅速に避難する。避難所の運営にあたっては、避難施設の管理者、村職員等に協力する。

また、夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、行政区や自主防災組織では、防災関係者ととも指定緊急避難場所等の開け方（鍵の管理）や連絡網等をあらかじめ確認しておくことが必要である。

（２） 的確な初期消火

近隣で出火した場合、地域で協力して消火器等を用いて初期消火に努めるとともに、消防署、消防団の出動時には、その指示に従って適切な協力を行う。

（３） 的確な救出

地域内で家屋の倒壊等による被災者の救出が必要となった場合、地域内にある資機材（のこぎり、かけや）を活用して、二次災害に留意しながら可能な限りの救出活動を行うとともに、村職員、消防団、防災機関等の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

（４） 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

地域で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、医療機関へ搬送する。

（５） 近隣の要配慮者への援助

地域内に在住する高齢者（寝たきり、一人暮らし等）、障がい者など要配慮者の避難、初期消火等の支援・援助に努める。

（６） 的確な情報収集と防災関係機関への通報

地域内の災害状況を迅速に把握し、役場、消防署、警察署（駐在所）等に速やかに通報する。

3 企業・事業所

（１） 的確な避難

災害発生時、従業員や来客を安全な場所へ避難させる。

（２） 的確な初期消火

企業・事業所内で出火した場合、消火器等用いて初期消火に努める。自衛消防組織をもつ事業所にあつては、被害を事業所内に食い止めることに全力を尽くす。消防署、消防団の出動時には、その指示にしたがって適切な協力を行う。

（３） 負傷者の応急手当、医療機関等への搬送

事業所内で負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、医療機関へ搬送する。

(4) 地域（隣近所、行政区）の活動への協力

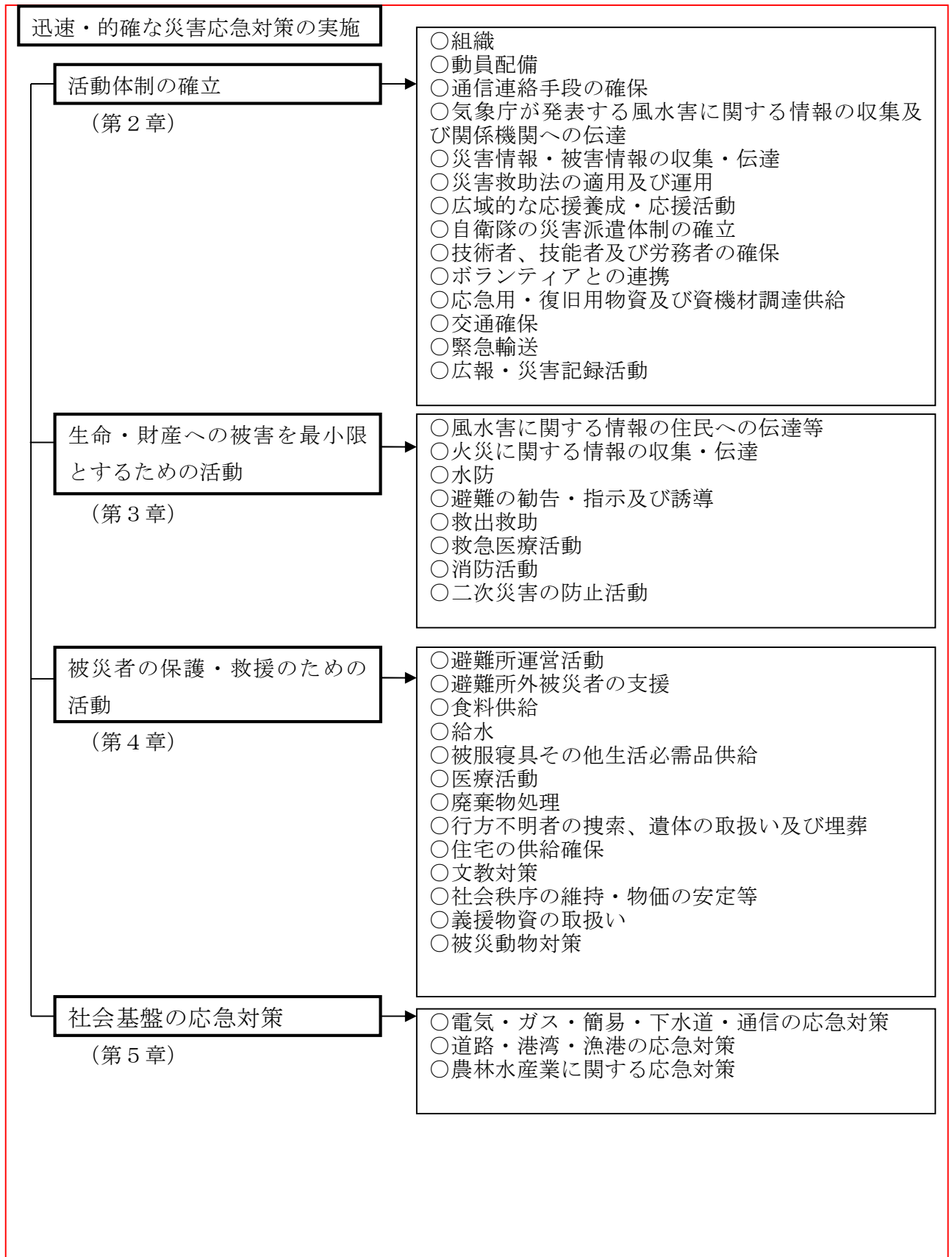
事業所の所在する地域の防災活動に積極的に協力する。

4 災害対応社員等の家族の安否確認

発災時に家族と離れていた社員等は、速やかに家族の安全を確認し、心理的ストレスを解消することで冷静に業務に取り組めるよう、平時から家族間での連絡方法を確認しておかなければならない。

第3節 災害応急対策の体系

第2章～第6章に示す災害応急対策計画の体系は、次のとおりである。



第2章 活動体制の確立

第1節 組織

第2節 動員配備

第3節 通信連絡手段の確保

第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集・伝達

第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

第6節 災害救助法の適用及び運用

第7節 広域的な応援養成・応援活動

第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立

第9節 技術者、技能者及び労務者の確保

第10節 ボランティアとの連携

第11節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

第12節 交通確保

第13節 緊急輸送

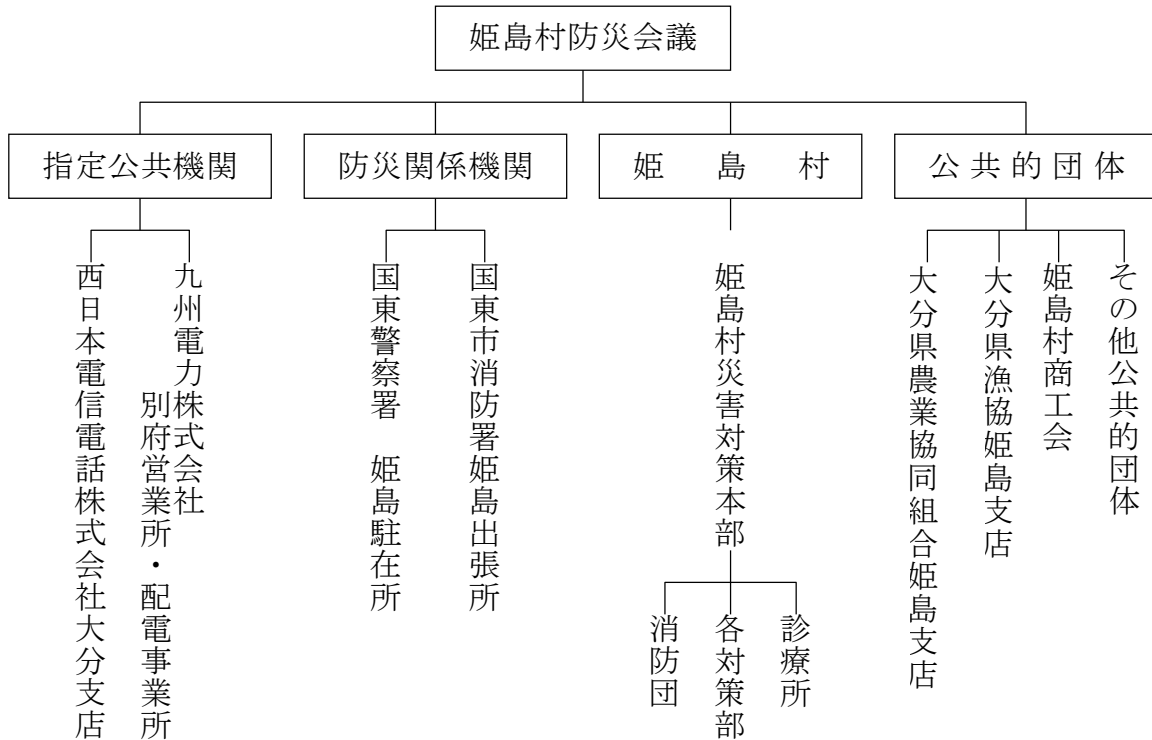
第14節 広報・災害記録活動

第1節 組織

災害応急対策を総合的、かつ集中的に実施するために必要な組織は、この節の定めるところによって確立する。

1 活動組織系統図

姫島村の系統的な防災活動組織は、おおむね次のとおりである。



2 平常時における組織体制

平常時においては、総務課内に災害対策連絡室を設置し災害の発生に備える。

(1) 災害対策連絡室の常置

防災事務の処理に関し、常時必要な連絡調整を図るとともに、災害の発生が予想される場合、又は突発する災害に迅速かつ的確に対処するため、総務課を主管とした災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置（姫島村災害対策本部が設置された場合を除く。）する。

(2) 連絡室の業務

イ 第2部「災害予防」に記載された事項の推進を図る。

ロ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に以下の活動を集中的かつ統一的に行う。

- ① 災害情報の収集及び伝達。
- ② 関係機関等に対する災害対策上の通報
- ③ 本部設置の事前準備
- ④ その他緊急な応急措置に関すること

なお、災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の体制のもとに継続した災害応急対策の業務を推進する。

ハ 大分地方気象台からの防災気象情報等の伝達等に備え、時間外においても宿日直の職員に連絡体制の周知徹底を図り、突発的な災害に対応する。

(3) 連絡室の組織及び職員は、次のとおりとする。

室長	室員	◎ 防災連絡員	準備配備	警戒配備	
総務課長	総務課長	総務課長	○	○	
		◎総務課長補佐	○	○	
		◎防災担当	○	○	
	出納室長	◎出納室長		○	
	企画振興課長	◎企画振興課長		○	
	議会事務局長	◎議会事務局長		○	
	税務課長	税務課長			○
		◎同課長補佐			○
	住民福祉課長	住民福祉課長		*	○
		◎同課長補佐			○
	姫寿苑所長	◎姫寿苑所長		*	○
	生活環境課長	生活環境課長			○
		◎同課長補佐			○
	健康推進課	◎健康推進課長			○
		健康推進課参事			○
	水産・観光商工課長	◎水産・観光商工課長			○
		◎同課参事			○
	建設課長	建設課長		○	○
		◎同課参事			○
		◎同課長補佐			○
	教育長	教育長		*	○
		◎学校教育課長			○
		◎社会教育課長			○
診療所長	◎診療所事務長		*	○	
船舶課長	船舶課長		*	○	
	◎第一姫島丸船長			○	
	◎第二姫島丸船長			○	

(注)○：当該体制・当初から勤務する職員

*：当該体制・当初から必要に応じて勤務する職員

3 災害対策本部を設置した場合の体制

村長は、姫島村災害対策本部設置基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害対策本部を設置する。

(1) 本部の組織

イ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、災害予防、応急対策、その他の防災に関する重要事項について協議する。

ロ 対策部

各対策部長を長として、各対策部の職員により構成され、別に定める。分掌事務に従って具体的な災害応急対策活動を行う。

ハ 本部職員

本部職員は、次のとおり区分する。

本部長：村長

副本部長：副村長、教育長

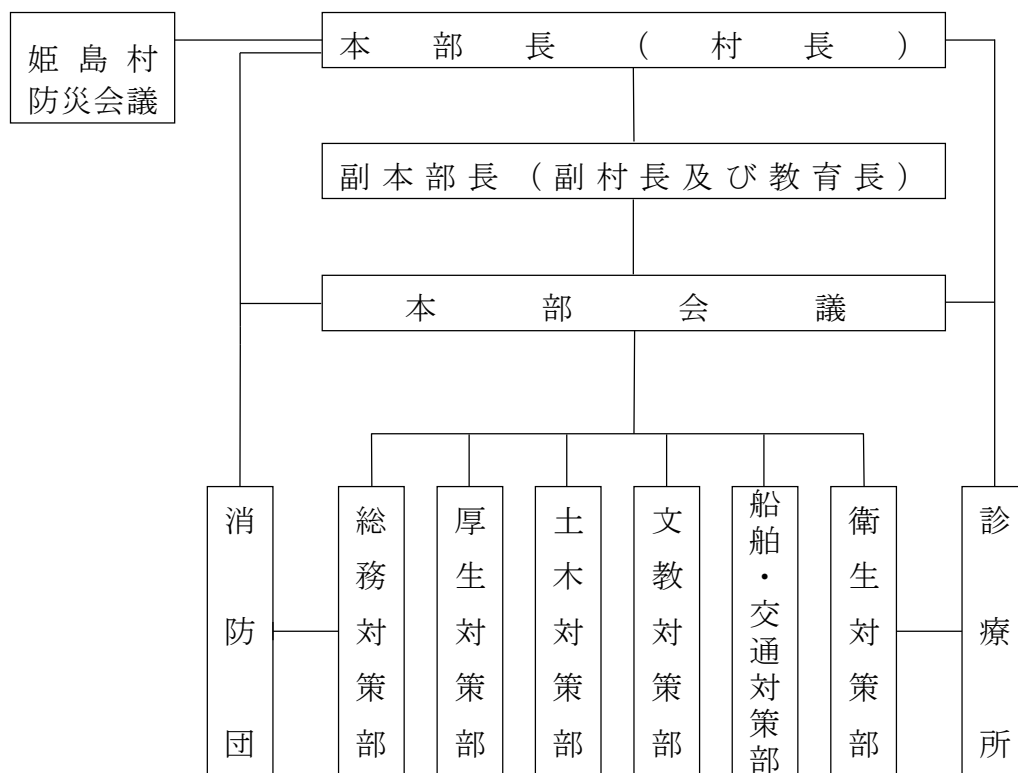
本部員：各対策部長

対策部員：本部員を長とする各対策部の職員

ニ 本部長が不在等の場合の責任体制

本部長が不在等の場合は、副本部長がその責務を代行する。

本部の組織は、次のとおりとする。



(2) 本部の設置及び廃止

イ 本部の設置

村長は、本部を次の基準により設置する。

姫島村災害対策本部設置基準
① 大分地方気象台が県北部地域に気象業務法の規定に基づく警報を発表し、かつ、大雨等による大規模な被害が発生するおそれがあるとき。 ② 豪雨、その他異常な自然現象、火事等の原因による大規模な被害が発生したとき。 ③ ①、②に定めるもののほか、特に災害応急対策の実施を必要とするとき。

ロ 本部の位置

本部は、姫島村役場に置く。(電話87-2111)

ハ 本部の廃止

村長は、おおむね次の場合に本部を廃止する。

- ① 当該災害にかかる災害予防及び災害応急対策がおおむね終了したと認められるとき。
- ② 発生が予想された災害にかかる危険が解除されたと認められるとき。

(3) 本部の設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、次の防災関係機関に通知するものとする。

- イ 東部振興局(地区本部)
- ロ 国東警察署姫島駐在所
- ハ 国東市消防署姫島出張所
- ニ その他必要と認められる機関

(4) 災害時における各対策部の分掌事務

各対策部分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

イ 総務対策部（総務課、企画振興課、議会事務局、出納室）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
総務対策部 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none">・本部事務の総合調整に関する事。・関係機関との連絡調整に関する事。・警報発令及び避難指示、勧告に関する事。・被害状況の総合取りまとめ、及び報告に関する事。・自衛隊の派遣要請に関する事。・り災証明に関する事。・災害応急対策費の予算措置に関する事。・災害情報の収集、伝達に関する事。・消防団との連絡に関する事。・警報の発令、伝達に関する事。・気象情報等の受理及び報告に関する事。・災害応急業務の事前命令に関する事。・消防資機材の確保及び輸送に関する事。・村有財産の災害対策及び被害調査に関する事。・職員の配備に関する事。・本部用車両等の調達・配車・管理に関する事。・各対策部との連絡調整に関する事。・義援物資等の必要量の把握・配分計画に関する事。・農作物の災害対策及び被害状況の調査に関する事。・農地、農業用施設の災害対策及び被害状況の調査に関する事。

ロ 厚生対策部（住民福祉課、税務課、姫寿苑、保育所）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
厚生対策部 (住民福祉課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要食糧の確保及び配給並びに非常炊出しに関する事。 ・ 身元不明者の処理に関する事。 ・ 被災者に対する生活保護の適用に関する事。 ・ 被災者に対する身体障がい者福祉法、老人福祉法の適用に関する事。 ・ 義援(見舞)金品等の受領、保管及び配分に関する事。 ・ 避難所の開設(設営を除く。)及び管理に関する事。 ・ 避難者の収容、保護に関する事。 ・ 保育所に関する事。 ・ 姫寿苑に関する事。 ・ 被災家庭、り災者の被害状況の調査及びり災固定資産の損害額評定に関する事。 ・ 被災者の村税及び保険税の減免に関する事。 ・ 日赤、共同募金会等との連絡に関する事。 ・ 要配慮者の被災状況の把握及び対策

ハ 土木対策部（建設課、水産・観光商工課）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
土木対策部 (建設課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港、漁業用資産並びに観光施設の災害対策及び被害の状況の調査に関する事。 ・ 高潮対策に関する事。 ・ 土木災害全般の被害状況の取りまとめに関する事。 ・ 被災地の障害物の除去に関する事。 ・ 建設業者への連絡に関する事。 ・ 災害対策のための労務者に関する事。 ・ 道路、橋りょう、河川その他の土木施設の災害対策及び被害状況の調査に関する事。 ・ 地すべり対策に関する事。 ・ 被災地における道路交通の禁止及び制限に関する事。 ・ 応急対策用資機材、物資の調達並びに緊急輸送に関する事。 ・ 災害救助用仮設住宅の建設、管理及び被災住宅の応急修理に関する事。 ・ 避難所の設営に関する事。 ・ 被災地に対する飲料水の供給に関する事。 ・ 公園の被害調査及び災害応急対策に関する事。 ・ 健康管理センターの災害対策及び被害状況の調査に関する事。 ・ がれきの処理計画に関する事。

ニ 文教対策部（教育委員会）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
文教対策部 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育施設の災害対策及び被害状況の調査に関する事。 ・ 生徒・児童・園児の安全及び被害状況の調査に関する事。 ・ 被災地における生徒・児童・園児の就学確保に関する事。 ・ 災害救助用学用品の給与に関する事。 ・ 応急教育に関する事。 ・ 被災教育施設及び被災生徒・児童・園児の保健衛生に関する事 ・ 災害時における学校給食対策に関する事。 ・ 公民館及び文化財の災害対策及び被害状況の調査に関する事 ・ 青年団・婦人会等社会教育団体との連絡及び協力依頼に関する事。

ホ 船舶・交通対策部（船舶課）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
船舶・交通 対策部 (船舶課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1、2 姫島丸の災害対策及び被害の状況の調査に関する事。 ・ 船客待合所の被害調査に関する事。 ・ 災害救助物資の輸送に関する事。 ・ 潮位の調査に関する事。 ・ 緊急海運施設の確保に関する事。

ヘ 衛生対策部（生活環境課、健康推進課）

対策部名 (部長)	分 掌 事 務
衛生対策部 (生活環境 課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地の伝染病予防に関する事。 ・ 被災者の保健衛生指導に関する事。 ・ 被災地の環境衛生及び防疫に関する事。 ・ 被災地のごみ、し尿収集運搬に関する事。 ・ 救護所の設営に関する事。 ・ 環境衛生施設の災害対策及び被害の状況の調査に関する事。 ・ 簡易水道、下水道の被害状況に関する事。

(5) 災害時における国保診療所の分掌事務

国保診療所は、おおむね次に掲げる分掌事務を行う。

- ・ 医療機関施設の被害調査に関する事

- ・ 負傷者の収容に関する調整及び情報提供に関すること
- ・ 医師会、看護協会等関係団体との連絡調整に関すること
- ・ 防疫対策の指導監督に関すること
- ・ 入院患者の保健医療の確保と医療救護班の編成に関すること
- ・ 医薬品及び衛生材料の調達等に係る連絡調整に関すること

(6) 災害時における消防団の分掌事務

消防団は、団長の指揮のもとおおむね次に掲げる分掌事務を行う。

- ・ 災害の警戒防禦に関すること。
- ・ 緊急避難の指示・勧告、誘導及び移送に関すること。
- ・ 人命救助及び緊急に関すること。
- ・ 行方不明者の捜索に関すること。
- ・ 警戒区域の設定に関すること。
- ・ 関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 消防団員の動員に関すること。

第2節 動員配備

災害時において、防災機関が災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員の動員配備は、この節の定めるところによって実施するものとする。

1 動員配備体制の確立

災害を防御し、又はその拡大を防止するために必要な職員等の動員配備は、あらかじめ必要な手続き及び方法を確立しておくものとし、その実施にあたっては、特に勤務時間外における動員の順序方法を重点的に定めるものとする。

2 動員配備体制

(1) 本部職員等の動員順序

(イ) 準備体制職員

「第2章 第1節 組織2(3)」により指名された職員。

(ロ) 警戒体制職員

「第2章 第1節 組織2(3)」により指名された職員。

(ハ) 第1次体制

災害に関する情報の収集及び伝達並びに特に緊急を要する災害予防又は、災害応急対策を実施する体制としてあらかじめ指定された職員

(ニ) 第2次体制

災害の拡大に応じて第1次体制を強化するとともに、災害の経過に応じて集中的かつ総合的な災害応急対策を実施する体制として、あらかじめ指名された職員。

(ホ) 第3次体制

本部の全機能をあげて、強力かつ総合的な災害応急対策を実施する体制として全職員が配備につく。

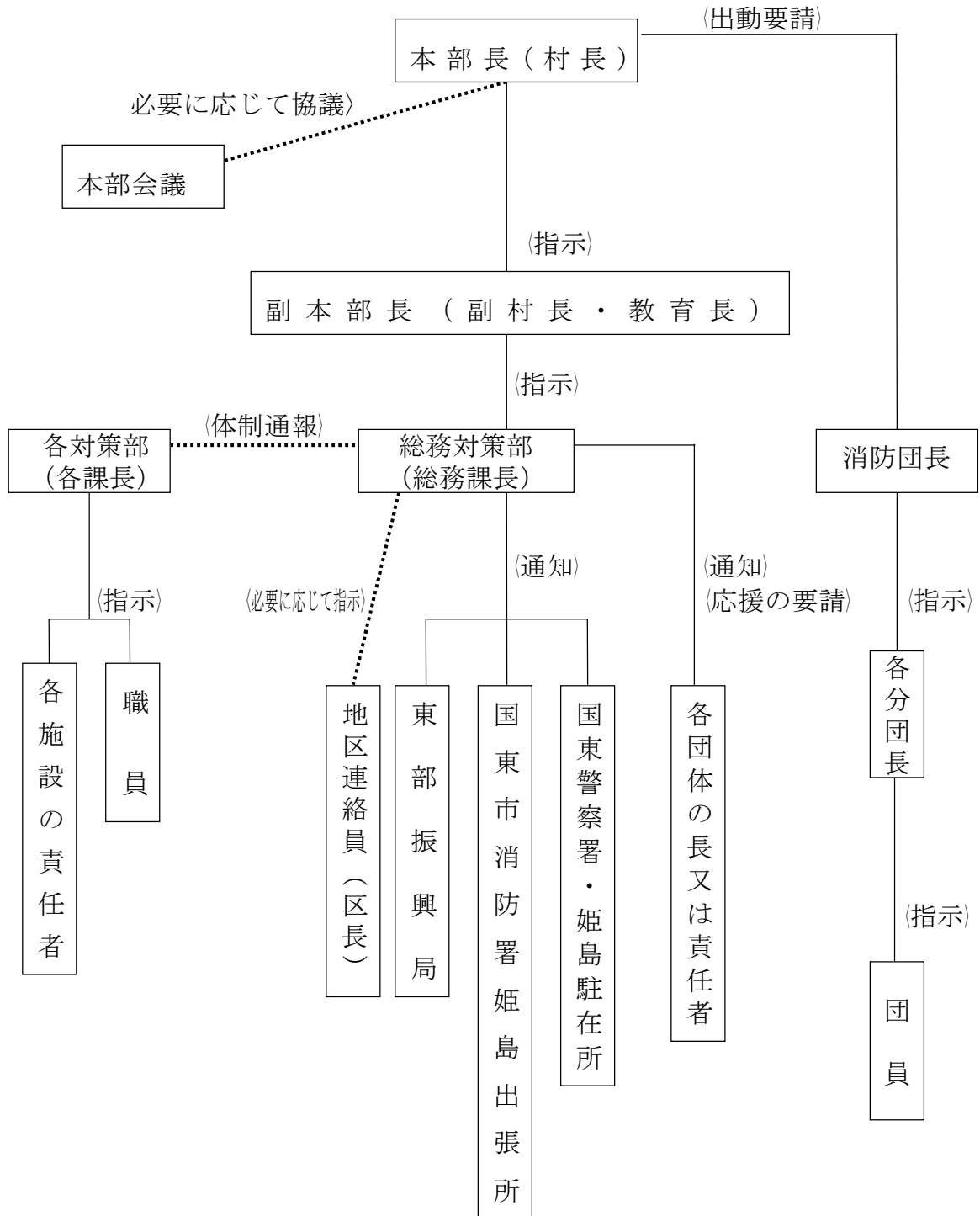
(2) 風水害その他の災害に係る動員配備基準及び配備人員

区分	体制	配 備 基 準	配 備 要 員
災害対策本部未設置	準備配備	1 大分地方気象台が県内に気象業務法に基づく次の警報を1以上発表したとき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 高潮警報 2 台風、豪雨その他異常な自然現象又は火事等の原因により被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	・災害対策連絡室準備体制の職員
	警戒体制	1 上記の準備配備体制を強化する必要があるとき	・災害対策連絡室警戒体制の職員
災害対策本部設置	第1次配備	1 気象業務法の規定に基づく警報が発表され、かつ、大雨等による大規模な被害が発生するおそれがあるとき 2 豪雨その他異常な自然現象、又は火事等の原因による大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	・災害対策本部第1次体制の職員(課長補佐以上)
	第2次配備	1 大雨、台風等による大規模な被害が発生し、上記の第1次体制を強化する必要があるとき	・災害対策本部第2次体制の職員 (主事・課長補佐以上)
	第3次配備	1 上記の第3次配備体制を強化し、総合的な災害応急対策を実施する必要があるとき	全職員

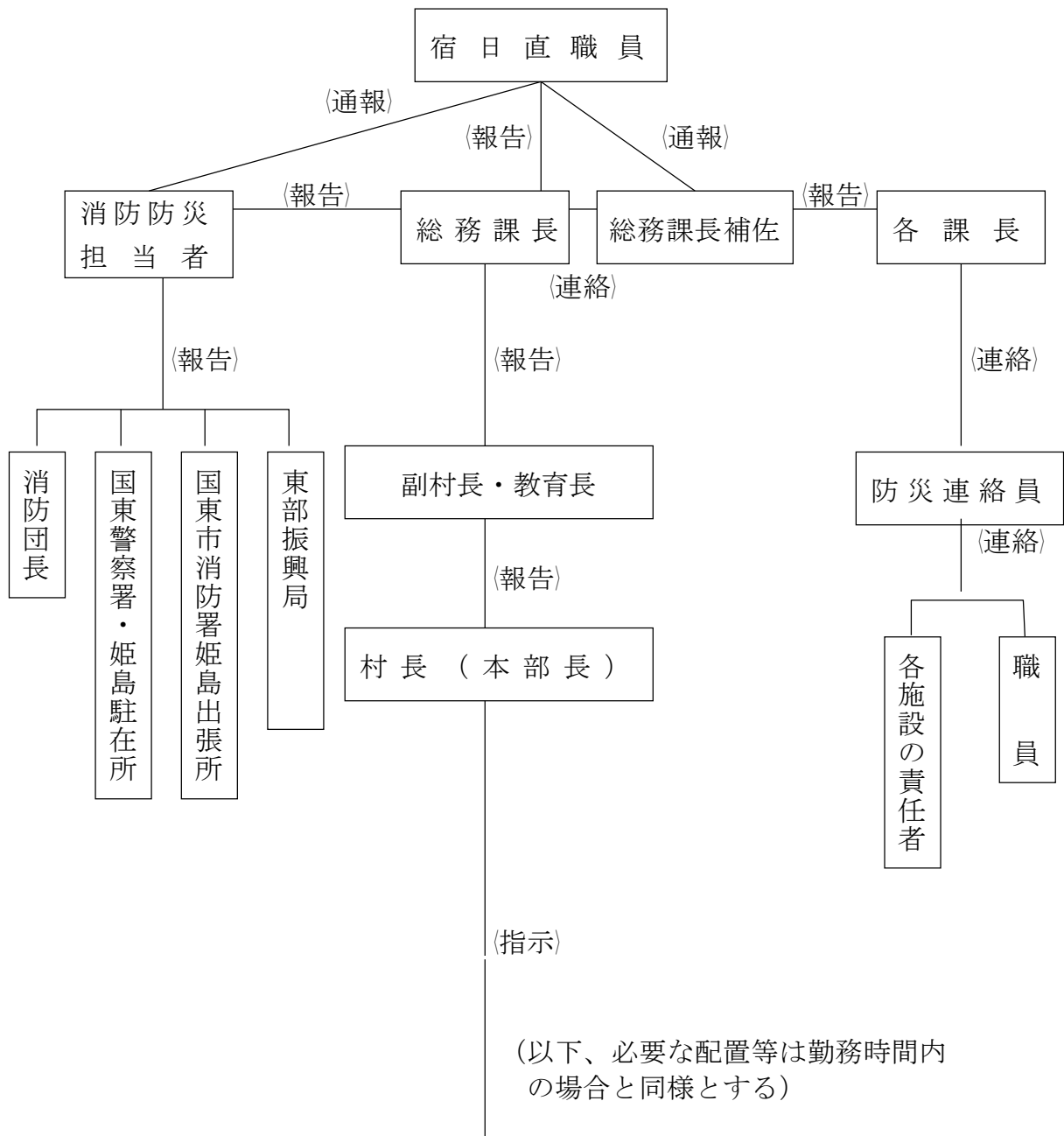
(3) 本部職員等の動員方法及び系統

電話その他迅速、的確な方法により必要な職員に連絡するとともに、次の系統に従い勤務体制に応じて配置するものとする。

イ 通常の勤務時間内



ロ 勤務時間外



3 本部職員の勤務基準

(1) 常時配置される防災連絡員

常時配置される防災連絡員は、常に気象情報等に留意し、災害が発生したとき、又は災害のおそれがあると認められるときは、すみやかに登庁する等災害に関し必要な連絡を実施するものとする。

また、宿日直者及び他からの通報を受けた場合にあっては、速やかに登庁の上、その職務に従事するものとする。

(2) 事前措置

イ 準備体制

準備体制の発令時にあっては、当該体制に応じて勤務すべき防災連絡員は、定められた職務に従事し、また、警戒体制に応じて勤務すべき防災連絡員は、自宅その他の場所に所在、連絡方法を明らかにして待機するものとする。

ロ 警戒体制

警戒体制の発令時にあっては、準備体制及び当該体制に応じて勤務すべき防災連絡員は、定められた職務に従事し、また、本部設置時の1次体制に応じて勤務すべき本部職員は、自宅その他の場所に所在、連絡方法を明らかにして待機するものとする。

(3) 本部設置

イ 第1次体制

第1次体制の発令時にあっては、当該体制に応じて勤務すべき本部職員は定められた職務に従事し、第2次体制に応じて勤務すべき本部職員は、自宅その他の場所に所在、連絡方法を明らかにして待機するものとする。

ロ 第2次体制

第2次体制の発令時にあっては、第1次体制に応じて勤務すべき本部職員及び第2次体制に応じて勤務すべき本部職員は、定められた職務に従事し、また、本部職員以外の職員においても、自宅その他の場所に所在、連絡方法を明らかにして待機するものとする。

なお、勤務時間外においては、動員配備基準に該当すると判断した場合は、動員・配備の指令を待たずに、直ちに所属に参集し、配備体制につく。

また、勤務時間外参集にあたっては、以下の点に留意する。

① 災害の状況により参集できないときの対応

災害の状況により参集できない場合は、所属の上司又は総務課長に連絡し、その指示に従う。

② 参集途上にあっては、災害情報の収集に留意し、被害及び異常等があれば速やかに所属の上司又は総務課長に報告するものとする。

(4) 職員の参集状況に応じた災害対策本部要員の配備方針

第3次配備において、本部の要員が不足した場合については、それぞれの分掌業務に拘束されない柔軟で実効性のある応急対策活動を確保するため、参集の状況に応じて要員の配備を行う。

イ 参集職員が3割以下

登庁した職員が順次緊急活動班を組織し、直ちに本部会議の決定に従い、応急対策活動にあたる。（「第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動」を最優先する。）

ロ 参集職員が5割程度

各対策部に必要最小限の連絡員を配置し、その他の職員は緊急活動班を組織して、本部会議の決定に従い応急対策活動にあたる。（「第3章 生命の財産への被害を最小限とするための活動」を最優先する。）

ハ 参集職員が7割以上

計画どおり各対策部は、分掌業務に従って応急対策活動を行う。なお、必要に応じて、本部会議は要員の不足している対策部の要員調整を行う。

第3節 通信連絡手段の確保

災害時において、災害を防御し、又はその拡大を防止するため必要な通信連絡手段の確保については、この節の定めるところにより実施するものとする。

1 通信連絡手段確保の基本方針

災害に際し必要とする通信連絡の方法を確立するため、対策本部及び消防団は、その保有する通信連絡手段の確保に万全を期するとともに、村内の防災関係機関の保有する通信連絡手段を必要に応じて利用できる体制を講じることとする。

(1) 通信連絡手段の確保

通信連絡手段の確保は次のとおり実施するものとする。

イ 電話及び通信用資機材等の点検・確認。

ロ 総務対策部長は、庁内電話のうちから災害通信専用電話（電話87-3670）を指定し、指定された電話は、災害通信以外に使用しないものとする。

ハ 県及び県内市町村との災害通信は、防災行政無線を利用するものとする。

ニ 災害のため、NTT回線電話等の利用が不可能である場合は、姫島村防災行政無線による通信連絡を図る他、連絡員を派遣して連絡手段を講じるものとする。また、必要に応じて漁業無線及び村内アマチュア無線愛好家に通信の要請を行う等の対応をとることとする。

第4節 風水害に関する情報の収集・伝達

気象庁が発表する気象業務法に基づく特別警報、警報、注意報、情報（以下「防災気象情報」という。）の収集・伝達に関する要領は、この節の定めるところにより実施するものとする。

1 基本方針

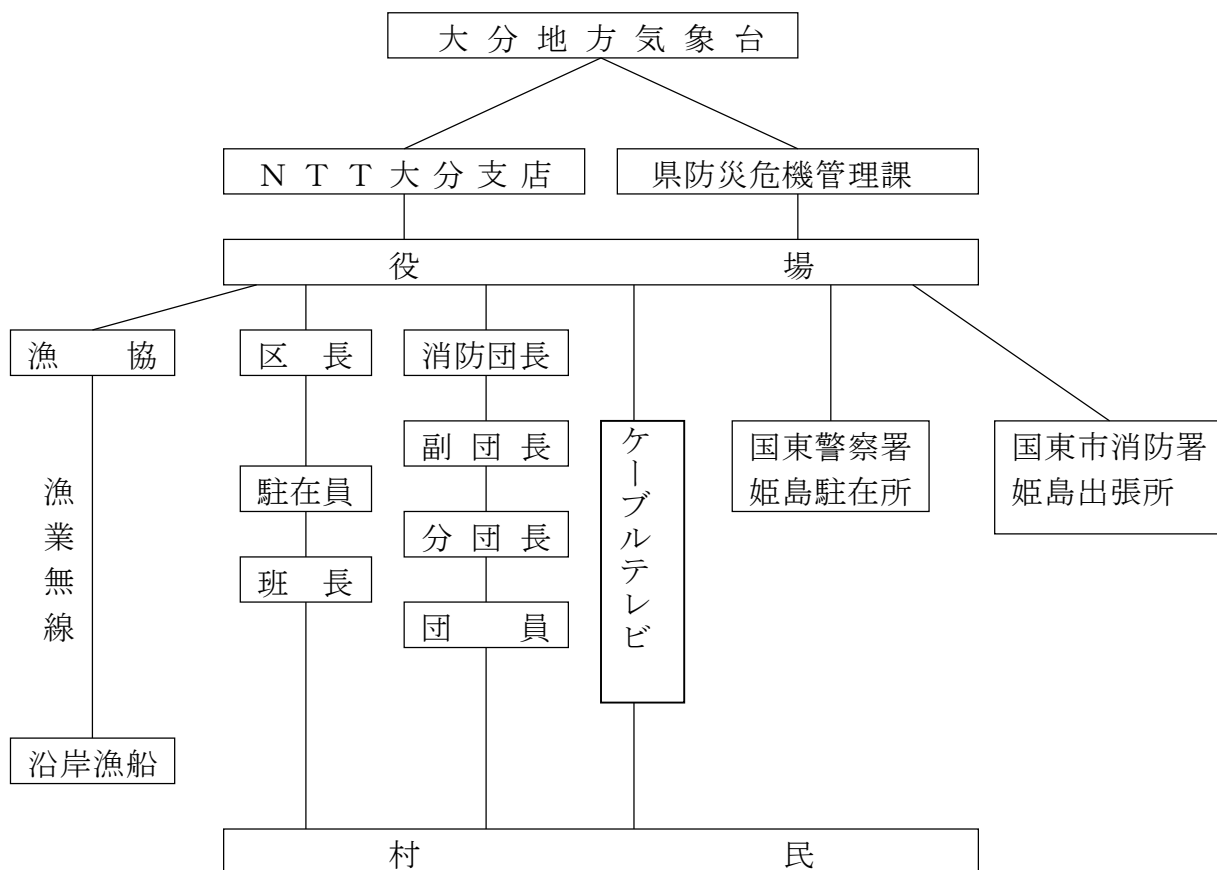
大雨が予想され、また台風の接近などが予想されるとき気象庁から発表される防災気象情報については、直接テレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて入手するものとする。

また、日頃から防災気象情報の内容に十分留意し、村民の生命・財産への被害を最小限とする体制を整える。

2 防災気象情報の収集・伝達

関係機関から警報・注意報等、防災気象情報を入手し、防災上必要と認める場合は、自治組織、消防団、広報車を使ってその情報を可能な限り迅速、かつ的確に村民へ伝達する。

防災気象情報伝達系統図



第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達

災害が発生し、または発生のおそれがある場合における災害に関する情報及び被害に関する情報の収集・伝達は、この節の定めるところにより実施する。

この場合、情報の収集・伝達を迅速かつ正確に行い情報の一元化を図るため、村、県機関（災害対策本部を含む。）は、防災GIS（地理情報システム）を活用する。

1 災害情報・被害情報の収集・伝達責任体制

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び被害に関する情報は、村内に所在する関係機関等に協力を求めて調査収集するとともに総務対策部において取りまとめた後、必要に応じて村民に伝達する。

2 災害情報・被害情報の収集・伝達活動

(1) 災害情報・被害情報の収集体制の確立

本部を設置した場合、災害情報・被害情報の収集体制を確立するため、各対策部会は必要な情報を収集し総務対策部において取りまとめる。また、総務対策部は必要に応じて被害地に連絡員を派遣し情勢の収集にあたる。

被害の調査は、調査班を編成し以下の情報を中心に収集するものとする。

- ・人的被害・住家被害・火災に関する情報
- ・避難者数、避難所の場所等に関する情報の収集
- ・医療機関の被災状況・稼働状況等に関する情報の収集
- ・道路の被害、応急対策の状況及び交通状況に関する情報
- ・港湾・漁港の被害、応急対策の状況及び海上交通状況に関する情報
- ・電気、簡易・下水道、通信の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・村有財産の被害及び応急対策の状況に関する情報
- ・九州地方整備局職員の受入

(2) 被害写真の撮影

被害状況の写真は、被害状況確認の資料及び記録のため極めて重要であるので各調査担当者は被害箇所を撮影するものとする。

被害写真には、撮影年月日、時刻、箇所名、被害名等必要な事項を記入しておくものとする。

(3) 村民からの通報、問合せへの対応

電話もしくは伝達により、村民からの通報や問い合わせに応じ、重要事項については、防災関係機関等へ伝達する。

3 災害状況及び被害状況の報告方法

災害状況及び被害状況の報告は、次により行うものとする。

(1) 報告

調査した災害状況及び被害状況は、村長に直ちに報告するものとする。

(2) 村から県への報告

前述(1)により報告された災害状況及び被害状況は、速やかに大分県防災情報システム等により県に報告する。

なお、県への報告手段が途絶した場合、村は関係機関の協力を得て直接消防庁へ報告するものとする。

第6節 災害救助法の適用及び運用

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用と、これに基づく必要な救助は、この節の定めるところにより実施するものとする。

1 災害救助法適用に関する活動

風水害等により大規模な被害が発生した場合、以下により、災害救助法に関連した業務を行う。

(1) 被害情報の収集

災害救助法適用のための被害情報の収集・確認を行う。

(2) 被害の報告

村長は、災害による被害が災害救助法適用基準以上と判断したときは、知事に対して、その状況を報告する。

2 災害救助法適用基準

被害が次の基準を越え、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあると認められ、県知事が災害救助法を適用した場合、これに基づいた応急救助を実施する。

(1) 村内において、住家の滅失した世帯数が30戸以上に達したとき。

(2) 大分県の区域内において、住家の滅失した世帯が1,500戸以上の場合で、村内において、住家の滅失した世帯数が15戸以上に達したとき。

(3) 大分県下の市町村ごとの滅失被害世帯数の合計が7,000戸以上の場合で、村内の被害世帯が多数であるとき。

(4) 次のように、被災の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合、かつ多数の世帯の住家が滅失した場合で内閣府令で定める特別の事情がある場合。

イ 被災世帯を含む被災地域が他の集落から隔離又は孤立している等のため生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊な補給方法を必要とするとき。

ロ 有毒ガス発生等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とするとき。

ハ その他これらに類する特別な事情があるとき。

(5) 次のように住家の被害には関係ないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合で内閣府令で定める基準に該当するとき。

イ 船舶の沈没あるいは交通事故により多数の者が死傷した場合。

ロ 長期の干害により、海上輸送以外の方法で飲料水を確保することができない場合。

ハ 山崩れ、がけ崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死

傷した場合。

3 災害救助実施体制

応急救助の実施については、県の指導、助言により必要な事務処理並びに調整を行う。

4 応急救助の実施基準

救助の程度及び期間は、大分県地域防災計画（風水害等その他の災害対策編）「第6節災害救助法の適用及び運用、4 応急救助の実施基準、（1）救助の程度及び期間」による。（参考資料・16）

第7節 応援協力体制の確立

村長は、災害が発生した場合、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し必要な応援協力に努めるものとする。

1 市町村相互の応援協力及び県への応援要請

- (1) 近隣の市町村で災害が発生した場合、被害市町村からの要請に基づき、応急措置の実施について、必要な応援協力を行うものとする。
- (2) 災害が大規模となり、本村のみにて対応できない場合は、近隣市町村及び県に対して応援を要請する。

第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立

災害に際して、人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められるときは、この節の定めるところにより、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 災害派遣の要請

姫島村において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。なお、県知事に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求めることが出来ない場合は、防衛大臣又は、最寄りの駐とん地司令たる部隊の長にその内容を通報することができる。この場合、速やかに村長は、県知事にその旨を通知するものとする。

2 派遣要請の方法

知事に対し災害派遣の申請をしようとするときは、次の派遣要請事項を明示した派遣申請書を県知事宛に提出しなければならない。

ただし、緊急を要する場合の申請は、とりあえず電話等で行い、その後速やかに文書を提出することができる。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項（宿泊の有無、道路橋梁の決壊に伴う迂回路の有無、救援のため必要とする資機材の有無、駐車適地、ヘリポート適地の有無等）

3 派遣部隊の受入れ体制

次の事項について処置し、派遣部隊に協力するものとする。

- (1) 資機材の提供
- (2) 連絡調整員の指定
 - イ. 自衛隊の災害派遣の通知を受けたときは、総務部長が速やかに連絡調整員を指定するものとする。
- (3) 宿舍のあっせん
 - イ. 村内の公共・一般宿泊施設をあっせんするが、必要に応じ村外の宿泊施設や学校・公民館等の公共施設についても管理者等の承諾を得てあっせんするものとする。

- (4) 臨時ヘリポートの設定
 - イ. 姫島村立姫島中学校グラウンド又は、姫島村フェリー広場又は、多目的グラウンドを使用するものとする。
- (5) 艦艇等が使用できる岸壁の準備
 - イ. (参考資料・1)に図示する港湾及び漁港を使用するものとする。
- (6) 情報等の提供
 - 派遣部隊に対し、災害の状況や救援作業の内容、地元機関による応急措置の実施状況など、速やかに情報の提供を行うものとする。

4 自衛隊の活動内容等

- (1) 一般の任務
 - 自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、代替性を重視して、関係機関との緊密な連携のもとに救助活動等を実施する。
- (2) 災害派遣時に実施する救援活動等
 - 災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、県知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。
 - ・被害状況の把握
 - ・避難の援助
 - ・遭難者等の捜索救助
 - ・水防活動
 - ・消防活動の支援
 - ・道路又は水路の啓開
 - ・応急医療、救護及び防疫
 - ・人員及び物資の緊急輸送
 - ・炊飯及び給水
 - ・援助物資の無償貸付又は譲与
 - ・危険物の保安及び除去
 - ・その他
- (3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限
 - 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、村長及び警察官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を村長に通知する。
 - ・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令
 - ・他人の土地等の一時使用等
 - ・現場の被災工作物等の除去等
 - ・住民等を応急措置の業務に従事させること。
 - ・通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

(4) 陸上自衛隊の災害派遣主要器材等

作業区分	器 材 名		主 要 作 業 内 容	
交 通 等	ド ー ザ	小 型	1. 土砂の切取り、盛土 2. 側溝掘削 3. 土砂運搬 4. 地ならし	
		中 型		
		大 型		
		バスケットローダ		1. 土砂運搬、車両等への積込み 2. 軽易な地ならし、土砂の切り取り
		クレーダ		1. 整地 2. 道路舗装 3. 側溝掘削 4. 除雪
		トラッククレーン (20トン)		1. 重量物の吊り上げ (クレーン) 2. 土砂掘除、積込み (ショベル、その他)
		ダ ン プ	2 1/2トン、3 1/2トン 4 トン	土砂運搬
		油圧シャベル		
		橋 (人員用)		側溝掘削 人員の通過
		(車 両 用 橋)	鋼製道板橋 (MZ)	車両の通過
	浮のう橋 (M4AZ)		〃	
	自走架柱橋		〃	
	自走浮橋		〃	
	ボート		人員、物量の水上市送	
給水給食	浄水セット		浄水 (1セットの展開に約10m ² の地積が必要)	
	野外炊事1号		給食	
消 毒 ・ 衛 生	除染車			
	化学加熱器			
	噴 霧 器	背負式		
		車載式		
		動力I型		
	入浴セット		入浴	
洗濯セット		洗濯		

5 陸上自衛隊航空機と地上との交信方法

陸上自衛隊西部方面隊航空機と地上との交信方法は、次によるものとする。

地上からの航空機に対する信号の種類

旗の識別	事 態	事態の内容	希望事項
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（急患又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄 旗	緊急事態発生	食料又は飲用水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。

6 災害派遣の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了し、又はその必要がなくなった場合は、村長は県知事に対して、撤収について要請をするものとする。
- (2) 撤収の要請は、電話等により報告した後、速やかに文書をもって行うものとする。

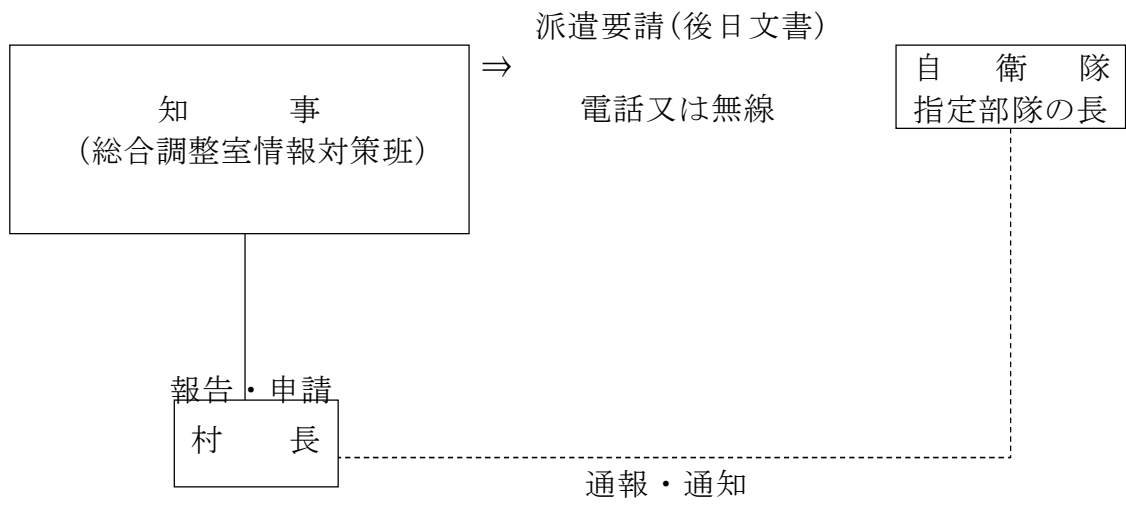
7 経費負担区分

派遣部隊が活動した経費のうち次の事項については、通常、派遣を受けた側の負担とする。

細部については、その都度災害派遣命令者と知事が協議して定めるものとする。

- (1) 派遣部隊の連絡班等のための宿泊施設の借上料、電話の設置費及び通話料金
- (2) 派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 派遣部隊の救援活動に提供する資材、器材等の購入、借上又は修理費
- (5) 派遣部隊の活動に伴う故意によらない損害の補償
- (6) その他協議により決定したもの

※ 自衛隊の災害派遣系統図



通報・通知先

要 請 先 等	連 絡 方 法 等	指定部隊等の長	備 考
陸 上 自 衛 隊	第41普通科連隊 第3科 (別府駐屯地)	別府市大鶴見4548-143 TEL 0977-22-4311 内線234, 302 FAX 0977-23-3433 防7-852	連隊長 大分県の北部、東部(大分、別府、宇佐、中津、豊後高田、杵築、臼杵、津久見、国東の各市及び姫島村)を管轄
	西部方面特科隊 第3科 (湯布院駐屯地)	大分郡湯布院町川上 TEL 0977-84-2111 内線235, 302 FAX 0977-84-211	隊長 大分県の南部(佐伯、竹田、豊後大野、由布の各市)を管轄
	第4戦車大隊 第3係 (玖珠駐屯地)	玖珠郡玖珠町帆足2494 TEL 09737-2-1116 内線235, 302 FAX 09737-2-1116	大隊長 大分県の西部(日田市及び玖珠郡)を管轄
	第4師団 第3部防衛班 (福岡駐屯地)	福岡県春日市大和町5-12 TEL 092-591-1020 内線5233	師団長 九州北部4県(大分県含む)全域
	西部方面総監部 防衛部防衛課運用班 (陸軍駐屯地)	熊本県熊本市東町1-1-1 TEL 096-368-5111 内線2256,2257	総監 九州・沖縄(大分県含む)全域
海上 自 衛 隊	呉地方総監部 防衛部第3幕僚室	広島県呉市幸町8-1 TEL 0823-22-5511 内線2444 22-5680(直通) 22-5692(直通) (FAXは、電話連絡時に指定する番号)	総監 大分県沿岸部全域を管轄
航空 自 衛 隊	西部航空方面隊司令部 防衛部運用課	福岡県春日市原町3-1-1 TEL 092-581-4031 内線2344, 2346 FAX 092-581-4031 内線5903	司令官 大分県全域を管轄
地 本 等	自衛隊 大分地方協力本部 総務課	大分市新川町2-1-36 TEL 097-536-6271	本部長 緊急の場合等における連絡先
	海上自衛隊 佐伯基地分遣隊 警備科	佐伯市鶴谷区 TEL 0972-22-0370	隊長 呉地方総監部との連絡調整

(3) 要請連絡先及び連絡方法

イ 生活環境部防災対策室：大分市大手町3-1-1

電話 097-536-1111 内線3152~3154 FAX 097-533-0930

097-506-3155, 3152 (ダイヤルイン)

097-534-1711 (直通)

防災電話 50-264, 204 FAX 50-387

ロ 第七管区海上保安本部：福岡県北九州市門司区西海岸1-3-10

電話 093-321-2931

ハ 大阪航空局大分空港事務所：国東市武蔵町糸原大海田

電話 0978-67-3771 FAX 0978-67-3780

第9節 技術者、技能者及び労務者の確保

災害に伴う応急対策を実施するために必要な技術者、技能者及び労務者等（以下「要員」という。）の確保は、この節の定めるところによって行うものとする。

1 要員の確保体制

災害時に必要な要員の確保は、村において実施するが、その確保が困難な場合、県に対し、これらの者の供給斡旋を要請するものとする。

- (1) 災害応急対策に必要な人員確保及び調整は、総務対策部が行う。
- (2) 各対策部は、人員の確保が必要な場合、総務対策部にその旨を連絡する。
- (3) 消防団及び他の防災機関から人員確保の要請があった場合、それを受け付ける。

2 要員の確保対策

- (1) 民間団体（婦人会、青年団、区長会等）に対し、協力を要請する。
- (2) 村職員及び前記(1)に記述した民間団体の協力を要請しても、なお要員に不足を生じるときは、県に所要人員の確保を要請する。

3 災害救助法に基づく要員の雇上げ

災害救助法が適用された場合、被災者の救助を実施するため、必要な労務者は、県がこれを実施する。ただし、救助を迅速に行う必要のあるときは村が県知事の委任を受けて実施する。

イ 労働者雇用の範囲

種 別	内 容
被災者の避難	・災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を安全地帯に避難させるため雇い上げるもの。
医療助産のための移送	・救護班では処置できない重症患者又は救護班が到着するまでの間医療措置を講じなければならない患者を病院、診療所へ運ぶためのもの。 ・救護班によって医療、助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴い必要なもの。 ・重傷ではあるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送のため必要なもの。
被災者の救出	・被災者の救出行為に必要なもの。 ・救出に要する機械、器具、その他の資料を操作し、又は後始末をするためのもの。
飲料水の供給	・飲料水を供給するためのもの。 ・飲料水を供給するための機械、器具の運搬、操作を行うためのもの。 ・飲料水を浄水するための医薬品等の配布を行うためのもの。
救助物資の整理、輸送及び配分	・救済用物資の種別、地区別区分、整理、保管の一切に要するもの。 ・救済用物資を送達するための荷物の積卸、上乗り及び運搬に要するもの。 ・救済用物資の被災者への配布に要するもの。 (注) 他の法令等によりその費用が措置される物資又は各救助を実施するため支出できる費用に含まれる資材等はここの賃金職員等雇上費としては認められない。
行方不明者の捜索	・行方不明者の捜索行為に必要なもの。 ・行方不明者の捜索に要する機械、器具、その他の資材の操作又は後始末を行うためのもの。
遺体の取り扱い (埋葬を除く)	・遺体の洗浄、消毒等の処置をするためのもの。 ・遺体を仮安置所等まで輸送するためのもの。

(注) 上記のほか激甚災害等特殊な場合には、内閣総理大臣の承認を得てこれらの例外として、次に掲げる労働者の雇い上げを実施する。

(イ) 「遺体埋葬のための労働者」

(ロ) 「炊出しのための労働者」

(ハ) 「避難所開設・応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等の資材を輸送するための労働者」

ロ 期間

それぞれの救助の実施が認められている期間とする。ただし、これにより難しい場合は、内閣総理大臣の承認を得て期間を延長するものとする。

第10節 ボランティアとの連携

被災者・被災地のニーズに最大限に応えられるよう、ボランティアと連携を図るための体制等について定める。

1 基本方針

大規模な災害の発生時には、各種援護を必要とするものが増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方、その活動環境が整備されないと、この善意が効果的に活かされない。

大規模な災害発生時においては、本村は離島という条件の中、村外からのボランティアに対しての海上交通の確保、村内施設が少なく活動拠点の確保等制限も多いが、その活動が円滑かつ効果的に行われるように、ボランティア活動の独自の領域と役割に留意しながら適切な相互協力の体制を構築するものとする。

2 組織体制

災害により被害が発生し、災害応急対策の実施が必要と認められる場合には、総務対策部内に担当班を置き、ボランティアへの情報提供等を行う。

3 ボランティア活動の支援

村は、県及び日本赤十字社大分県支部や社会福祉協議会などの関係団体が行うボランティア活動を支援するとともに、これらの団体に対し被災状況、避難場所、必要な援助活動などの情報提供に努める。

4 ボランティア活動の内容

活動内容としては、次のことが考えられる。

- (1) 炊き出しその他災害救助活動
- (2) 清掃及び防疫
- (3) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (4) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (5) 災害救助活動等に関し資格や技術を要する専門業務
- (6) 島外における活動（後方医療への患者の輸送、災害応急対策物資・資材の輸送及び分類等）

5 ボランティア・NPO等の安全確保等

ボランティアセンターは、ボランティア活動の安全確保に努めるとともに、ボランティアの健康管理に十分配慮する。

また、ボランティアへボランティア保険への加入を推奨することとする。

第 1 1 節 応急用・復旧用物資及び資機材調達供給

災害に際し、必要とする救済用の物資及び応急対策用資機材の調達供給は、この節の定めるところによって実施する。

1 物資等の調達供給の基本方針

災害時において、必要な救済用物資及び応急対策用資機材は、村が調達供給を行うものとし、関係機関、団体等からの要請等に応じて、当該物資の生産販売集荷等を行う村内外業者に協力依頼する。

大規模な災害の発生等により確保が困難な場合、また、緊急に確保する必要がある場合には、県に調達要請を行う。

2 物資等の調達確保対策

救済用物資及び資機材調達確保は各対策部がそれぞれ行い、災害応急対策の遂行に必要な物資等の把握に努める。

3 業者に対する物資等の調達に対する協力要請

物資及び資機材の調達供給について、その生産集荷又は、販売等の業者に対する協力要請事項は以下のとおりとし、文書又は、職員を派遣して実施するものとする。

- イ 指定する品目について在庫品等の数量の通報に関する要請
- ロ 指定する品目について適正な価格による需給に関する要請
- ハ 指定する品目についての数量の確保に関する要請
- ニ 指定する品目の在庫数量調査の実施に関する要請
- ホ その他必要と認める事項についての要請

第12節 交通確保

災害時において、交通施設の被害状況を迅速に把握し、これに対する応急措置の実施等はこの節の定めるところによって行うものとする。

1 交通確保の基本方針

交通の確保は、災害応急対策全般の成果に大きな影響を与えるものである。そのため、交通施設の管理者等においては、災害発生直後から関係機関の協力を求めて、迅速・的確な交通の確保を図るものとする。

(1) 道路管理者による車両の移動等

村が管理する道路について放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するための必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

また、県は村に対し、その管理する道路について、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行うものとする。

2 主要道路の被災状況通報連絡及び応急措置

(1) 災害が発生した場合は、速やかに村内の緊急輸送路の被災状況（破損、決壊、流失）を把握する。

(2) 村内の主要道路の被災箇所を発見した場合は、その状況を速やかに道路管理者（県道にあつては国東土木事務所）及び警察署に通報するとともに、応急措置の実施に努めるものとする。

(3) 把握した情報は、総務対策部を通じて、一般にその情報を周知させるものとする。

3 海上交通施設の被災状況通報連絡及び応急措置

災害が発生した場合は、速やかに姫島丸の可動橋及び係留施設等の被災状況を把握する。被災箇所を発見した場合は、その状況を施設管理者に通報するとともに、応急措置の実施に努めるものとする。

第13節 緊急輸送

災害に対して必要な応急対策要員の移送、応急対策用資機材、生活必需物資等の緊急輸送は、この節の定めるところにより実施する。

1 緊急輸送の責任体制

応急対策要員や災害応急対策用資機材・生活必需物資等の緊急輸送及び被災者の避難、傷病者の収容等に関する緊急輸送は、村の全機能をあげて実施するものとする。

2 緊急輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の種類等の調査を行い、最も迅速・確実に輸送できる方法を用いて実施するものとする。

(1) 車両による輸送

自動車による輸送の場合は、村が保有する車輛（参考資料・14 姫島村公用車輛一覧表）を使用するが、不足する場合には民間所有者に協力を求める。

(2) 船舶による輸送

海上の輸送は、村営フェリー及び漁船等を借り上げて行うものとする。

(3) 航空機による輸送

地上輸送等が全て不可能で、緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県にヘリコプターの出動要請を行うものとする。

(4) 人力による輸送

災害の状況により車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行うものとする。

3 緊急輸送の基準

緊急輸送はおおむね次の基準により、他の輸送に優先して実施するものとする。

(1) 第1段階

- イ 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- ロ 消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ハ 災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資
- ニ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(2) 第2段階

- イ 上記(1)の続行

- ロ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ハ 輸送施設(道路、港湾、漁港等)の応急復旧等に必要な人員、物資
- (3) 第3段階

- イ 上記(2)の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員、物資
- ハ 生活必需品

4 緊急輸送路及び緊急輸送船舶基地の指定

大規模な災害時における村内の緊急輸送業務の円滑を期するため、あらかじめ指定する道路、港湾、漁港は次のとおりである。

(1) 道路(参考資料・1 姫島村全図に図示する)

- | | |
|----------|----------|
| イ 主要路線 | ロ 代替路線 |
| 県道稲積姫島港線 | 県道北浦姫島港線 |
| 県道西浦姫島港線 | 村道南海岸線 |
| 村道北浦松原線 | 村道松原大海線 |
| 村道中堂線 | 村道大海稲積線 |
| 村道金大海線 | |

(2) 港湾(参考資料・1 姫島村全図に図示する)

- | | |
|------------------|------------|
| イ 主要港湾及び漁港 | ロ 代替港湾及び漁港 |
| 姫島港 | 国見町竹田津漁港 |
| 国見町伊美港 | 国東町田深港 |
| 西浦漁港 | |
| 北浦漁港 | |
| 東浦漁港(大海・金・稲積 3港) | |

5 災害救助法が適用された場合

被害の規模が大きく災害救助法が適用された場合の緊急輸送は県がこれを実施する。

ただし、事態が急迫し県の輸送措置を待ついとまがないとき、又は特別な事情があるときは、大分県防災計画の定める基準により、村長は、知事の補助機関としてこれを実施する。

第14節 広報活動・災害記録活動

災害に関する広報広聴活動と災害記録活動は、この節の定めるところにより実施する。

1 広報活動・災害記録活動の基本方針

大規模な災害が発生した場合、村民・被災者の情報ニーズを的確に把握し、要配慮者へも確実に広報がなされるように、自主防災組織、婦人会 等とも連携を図りながら、貼り紙、チラシ、立て看板、広報紙、広報車等多様な方法を用いて広報活動を展開することとする。

また、災害記録及びその活動は、将来の応急対策の資料として、きめ細かく記録するものとする。

2 広報活動・災害記録活動の措置

(1) 活動体制の確立

災害対策本部を設置した場合、迅速・的確に広報活動・災害記録活動を行うため、総務対策部（企画振興課広報係）において一元的かつ、効果的な広報活動を行う。

(2) 広報手段・方針の検討及び周知

総務対策部は災害の状況を踏まえ、当該災害における最も迅速・的確な広報の方針及び手段を検討し関係者へ伝達する。

3 広報資料の作成要領

総務対策部は、広報内容に食違いが生じないよう関係対策部及び防災機関等と緊密な情報及び資料の交換を図り、災害広報資料を作成するものとする。

(1) 広報上の情報及びその資料の収集

収集事項	収集内容	収集方法
気象情報	情報の出所 情報発表の日時 情報の内容 住民の心構え及び対策	気象予警報等の通報伝達 に併行して行う
災害情報及び その資料	情報の出所 情報発表の日時場所 被害の対策、範囲、程度 被害発生経過	災害情報収集に併行して 行う
避難等の措置の 状況	情報の出所 避難措置の実施者 避難した地域、世帯、人員 避難先、避難日時 理由及び経過	同 上
消防団等の出動 状況	情報の出所 出動機関又は出動要請者 出動日時、出動対象、目的 出動人員、指揮者、携行機械 器具	同 上
応急対策の情報 及びその資料	情報の出所 応急対策実施日時、場所 応急対策の内容 実施経過及び効果	同 上
その他、災害に 関する各種措置 の状況	情報の出所 措置の実施者 措置の内容、対象、実施期間 実施理由、経過、効果	同 上

(2) 広報資料の作成

災害広報資料は、おおむね次により作成する。

- イ 日時、場所、主体、対象、理由、状態
- ロ 記事、写真、動画、図表の整備、記事のほか添付資料の整備に留意する。

4 報道機関に対する情報の提供

報道機関に対する災害情報の提供は、おおむね次に掲げる事項とする。

- イ 災害の発生場所及び発生原因
- ロ 災害の種別及び発生日時
- ハ 被害の状況
- ニ 安否情報
- ホ 応急対策の状況
- へ 住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）及び避難場所等の状況
- ト 村民並びに被害者に対する協力及び注意事項

5 庁内連絡

広報担当者は、災害情報及び被害状況を口答及び回覧等を用いて、一般職員にも周知する。

6 各関係機関に対する連絡

必要により、村内の各団体及び重要な施設の管理者等に対し、災害情報を提供する。

7 村民に対する周知

村民に対する災害情報や応急措置等についての周知は、広報車等により迅速・的確に行う。また、避難準備及び避難の指示（緊急）、勧告等については、職員や消防団員の個別訪問等により、徹底した広報活動を行うものとする。

8 要配慮者に対する周知

要配慮者に対する災害情報や応急措置等についての周知は、一般住民への周知方法に加え、施設管理者への周知、外国語広報等多様な方法により迅速・的確な周知を図る。

また、避難準備及び避難指示（緊急）・勧告等については、ボランティア等と連携・協力し徹底した広報活動を行うものとする。

9 災害記録活動

災害広報担当者は、各情報を集約し、また写真等を用いて災害に関する情報の収集を行い、災害を幅広く記録することに努める。

10 安否情報の対応

村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動

第1節 風水害に関する情報の収集・村民への伝達等

第2節 火災に関する情報の収集・伝達

第3節 水防

第4節 避難の勧告・指示及び誘導

第5節 救出救助

第6節 救急医療活動

第7節 消防活動

第8節 被害の拡大防止活動

第1節 風水害に関する情報の収集・村民への伝達等

風水害による、生命・財産への被害を最小限に止めるための村民への呼びかけ等は、この節の定めるところにより実施する。

1 被害の未然防止、拡大防止のための村民への呼びかけ

(1) 基本方針

風水害が発生するおそれのある場合の浸水や山・崖崩れ等の危険箇所からの避難及び家屋の補強等、被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い村民に注意を喚起することとする。

(2) 村の措置

村は、県等から特別警報、警報の発表について伝達を受けた場合、積極的に大分県防災情報システムの活用を図り、また、その後の気象情報等により、村内で風水害の発生するおそれがあると判断した時は、屋外拡声機、移動通信事業者が提供する緊急速報メール（エリアメール等）、広報車等を用いて、崖崩れ等の危険からの避難及び家屋の補強を呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者、帰宅困難者等にも的確に呼びかけができるように配慮する。また、災害発生中・後においても、同様の措置により必要な対策を促す。

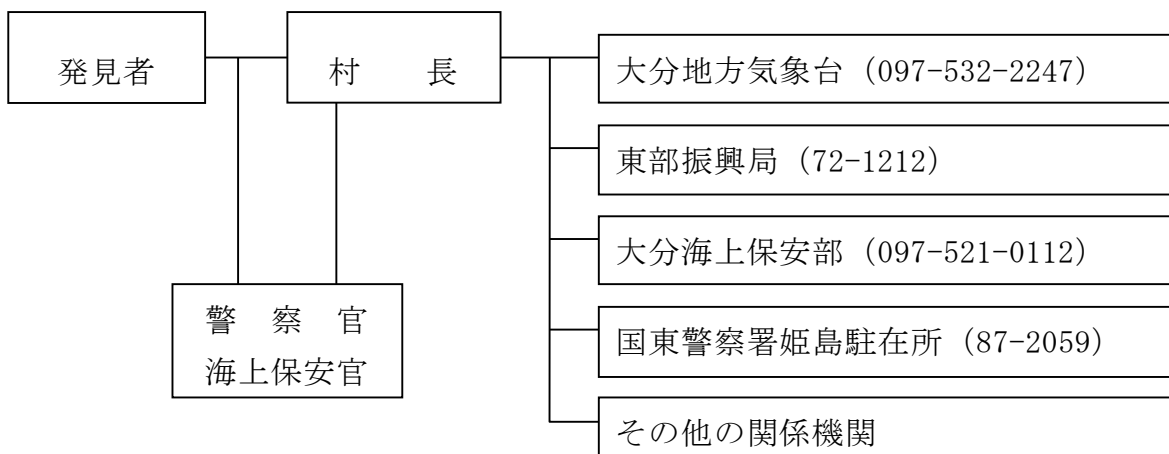
2 災害が発生するおそれがある異常な現象の通報（災害対策基本法第54条）

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見をした者は、速やかに村（消防機関を含む）、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官、海上保安官はその旨速やかに村長に報告する。

(2) 村の措置

発見者、警察官、海上保安官から通報を受けた村長は、速やかにその概況を把握確認のうえ、被害を受けるおそれのある地域の住民に周知するとともに、次により関係機関に通報し必要な措置を求める。



第2節 火災に関する情報の収集・伝達

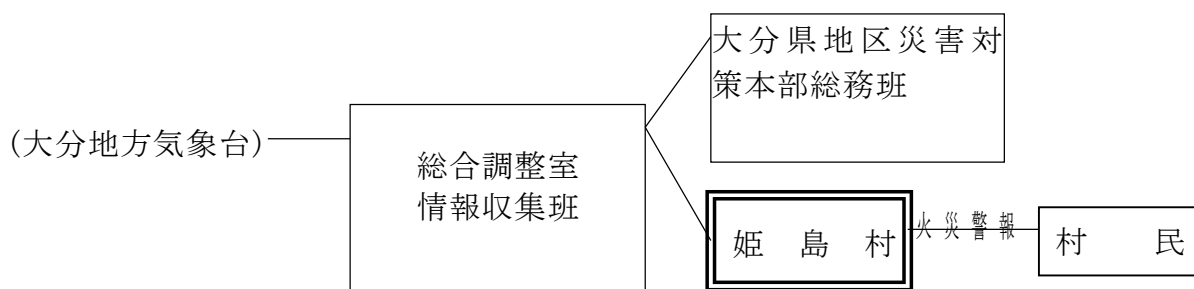
火災による生命・財産への被害を最小限に止めるため、以下の情報の収集・伝達は、この節の定めるところにより実施する。

1 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

(1) 基本方針

火災による村民の生命・財産への被害を最小限とするため、大分地方気象台、県、村は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

(2) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統



(3) 火災警報の周知方法

- イ 広報車による巡回広報
- ロ 職員、消防団による呼かけ
- ハ 屋外拡声機、ケーブルテレビ（CATV）による放送

2 被害の未然防止・拡大防止のための住民への呼びかけ

(1) 基本方針

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、村民に対して火の元の確認など被害の未然防止・拡大防止を促す呼びかけを行い、村民に注意を喚起することとする。

(2) 村の措置

村長は、ケーブルテレビ（CATV）、広報車等を利用し村民に対して火の元の確認などを呼かけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。その際、要配慮者にも的確に呼かけができるよう配慮する。

第3節 水 防

1 目的

堤防護岸は、洪水・高潮に備えて巡視を行い、決壊口、その他危険箇所を早期発見に努める。また、水門、樋門は特に門扉を巡視点検し、不良箇所は早急に維持補修を行う等、高潮による水害を警戒防御し、それによる被害を軽減して民生の安定を図ることを目的とする。

2 水防活動の責任体制

県及び大分地方気象台から洪水・高潮の予報通知を受け、又は洪水・高潮等水災のおそれがあると認めるとき、村長は直ちに土木対策部をもって警戒防御にあたらせるものとする。

3 危険箇所の巡視

土木対策部長は、必要に応じて部員に危険箇所の巡視を命じるとともに、災害が予想される箇所については、応急措置を行い、被害の軽減に努める。

4 潮位の観測及び報告

気象状況の通知を受け高潮のおそれがあるときの潮位の観測は、船舶交通対策部、土木対策部及び消防団等が行い、満潮時前の潮位（約1時間前から）は特に注意して観測する。また異常を発見した場合は、直に対策本部に報告しなければならない。

5 水防警報

安全確保の原則

水防警報は、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。なお、津波到達時間が短かすぎて、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

(1) 水防警報は次のとおりとする。

第一段階 出 動

津波警報等が発表され、水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える（時間的な猶予がある）状態のとき

第二段階 解 除

気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。
水防活動の必要があると認められなくなったとき。

警報の種類

種類	内容
第1段階 (出動)	・水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
第2段階 (解除)	・水防活動の必要が解消した旨を通告するもの

6 公用負担

(1) 水防法第28条の規定により、村長及び消防機関の長は水防上緊急の必要があるときは、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ①必要な土地の一時使用
- ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ③車両その他の運搬用機器の使用
- ④排水用機器の使用
- ⑤工作物その他の障害物の処分

(2) 前項の場合、村長は損失を受けた者に対し補償しなければならない。

7 水防活動に従事する者の安全確保

水防法第7条の2項の規定により村長及び消防機関の長は津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は原則として複数人で行う。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。
- ・水防活動の事例等の資料を消防団員全員に配布し、安全確保のための研修

を実施する。

第4節 避難の勧告・指示及び誘導

災害に際し、危険な地域等にある居住者、滞在者等を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する等の身体・生命の保護並びに避難勧告・指示・避難誘導等について定める。

1 避難勧告・措置の責任体制

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、立退きを勧告し、又は指示する等の避難措置をとらなければならない。特に、村長は避難措置実施の第1次責任者として警察官・海上保安官・知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講じるものとする。また、必要に応じて、対象地域、判断時期等について、関係機関に対して助言を求めるものとする。

2 避難勧告・避難指示（緊急）等の基準

避難措置を行う場合、速やかに対策本部員をもって関係機関へ連絡するとともに、おおむね次の方法に基づき、避難勧告・避難指示（緊急）等を実施するものとする。

特に避難勧告等の発令時には、県内において統一したサイレン音を使用するほか、多種多様な手段を用いて、確実に住民に情報伝達を行うものとする。

(1) 避難措置の区分

イ 避難準備・高齢者等避難開始

暴風雨、高潮又は地すべり等の発生のおそれがあるときは村民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める。

ロ 避難勧告…事前避難

暴風雨、高潮又は地すべり等の発生のおそれが高まったときは、危険地域の住民等を安全な場所に避難させる。

【基準】

姫島村に大雨警報が発せられ、避難を要すると判断されるとき。

大分地方気象台から、土砂災害警戒情報が発表され、急傾斜地崩壊、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による土砂災害の発生が予想されるとき。

ハ 避難指示（緊急）

暴風雨、高潮又は地すべり等が発生し、又は著しく危険が切迫していると認められるときは、危険地域の住民等を速やかに安全な場所に避難させる。

【基準】

地すべり、山崩れ、がけ崩れ等による災害が発生し、災害の拡大が予想され、速やかな避難を要すると判断されるとき。

ニ 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域の立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

(2) 避難勧告・避難指示（緊急）等の情報伝達

イ 避難勧告・避難指示等を発令する場合、従来のアナウンスに加え、水防信号規定に定める第4信号により、住民に周知する。

ロ 防災GISで入力した避難勧告・避難指示（緊急）等の情報は、自動的に各種メールで一斉配信を行う。

(3) 避難経路及び誘導方法

イ 突発的災害の場合の避難者については、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導にあたり、住民及び群衆の無秩序な行動を防ぐことに努める。

ロ 避難者の誘導にあたっては、要配慮者に配慮する。

ハ 避難者が自力によって立退きが不可能な場合は、車両、船艇等により救出する。

ニ 避難が遅れた者を救出する場合、村において処置出来ないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請する。

ホ 避難者の誘導の経路はでき得るかぎり危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者等、に依頼して避難者の誘導監視措置を講ずる。

ヘ 危険な地点には、標示、なわ張り等を行うほか、夜間にあつては誘導員（消防団員）を配置し、浸水地にあつては、船艇又はロープ等を使用して安全を期する。

ト 避難誘導は、避難先におけるその他の救助措置等を考慮して、なるべく自治会単位で行う。

チ 避難者の携行品は、貴重品（現金、預金通帳、印鑑、有価証券等）、手拭き、チリ紙等とし、その他は最小限の着替え、日用の身の廻り品とする。

なお、服装はできるだけ軽装とし、素足を避け、必ず帽子、頭巾等をつけ雨合羽又は外とう等防雨寒衣を携行する。

(3) 避難場所の指定

第4章 第1節2「避難所の開設」に定める。

(4) 避難者に周知すべき事項

避難の指示、又は勧告を行う場合は、状況の許す限り次の事項を村民に周知徹底させるよう努める。

- イ 避難すべき理由（危険の状況）
- ロ 避難の経路及び避難先
- ハ 避難先の給食及び救助措置
- ニ その他

(5) 自主避難体制の整備

土砂崩れなど前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難については、あらゆる機会をとらえてその普及を図る。

また、住民においても豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れなどの前兆現象を発見し、自ら危険と判断した場合等においては、隣近所で声をかけあって自主的に避難するよう心がけるものとする。

(7) 要配慮者への配慮

村は、発災時には、避難行動要支援本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を活用し避難行動要支援者に対して多様な手段による情報伝達を行うこと。また、避難所等での避難支援や迅速な安否確認等を行うこと。

(8) 学校、社会福祉施設等における避難

- イ 児童・生徒の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう文教対策部は常に検討し、安全な方法を考慮しておく。
- ロ 小、中学校・施設ごとに次のことを定め、徹底しておく。
 - (イ) 避難実施責任者
 - (ロ) 避難の順位
 - (ハ) 避難誘導責任者及び補助者
 - (ニ) 避難誘導の要領及び措置

3 避難措置の実施

村内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者、その他の者に対し避難措置を実施する。なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を指示することができる。

- (1) 村は、国東警察署姫島駐在官、国東市消防署姫島出張所長、その他に対し必要な事項を通報するとともに避難勧告・避難指示（緊急）の実施に関し協力を依頼するものとする。
- (2) 避難措置を実施した場合の責任者
 - イ 各地区ごとに避難する場合の実施責任者は区長とする。また、村長はその補助員として各対策部長の中から1名派遣を行う。

ロ 全域における避難措置を行う場合の実施責任者は総務対策部長とし、補助員として各対策部長があたる。

(3) 村は、広報車、その他の可能な方法により避難勧告・指示の伝達を行うものとする。

(4) 消防団等は、各家庭への戸別訪問等により避難勧告・指示の徹底を図るものとする。

(5) 報告、公示

イ 村長は避難勧告・指示の発令をしたとき及び警察官、海上保安官、自衛官等から避難を指示した旨の通知を受けたときは、次の事項を速やかに知事に報告する。

- ① 避難勧告・指示の発令者
- ② 発令の日時
- ③ 発令の理由
- ④ 避難対象者
- ⑤ 避難先

ロ 村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公表しなければならない。

4 避難勧告等の解除

避難勧告等を解除する場合は、十分に安全性の確認に努めるものとする。

第5節 救出救助

山・崖崩れ等により生き埋めとなった者、危険な地域に孤立した者等の救出救助及び医療機関への搬送については、この節の定めるところによって実施する。

1 救出救助の実施体制

被災者の救出救助及び搬送は関係機関の応援を求めて、速やかに実施するものとする。消防団、自主防災組織、事業所及びその他の村民は、自ら可能な限り救出救助活動を行うとともに、防災関係機関の活動に積極的に協力する。村及び関係機関のみで迅速・的確な処理が不可能と判断された場合、速やかに県及び近隣市町村に応援を要請する。

2 救出の対象者

(1) 災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者。

- イ 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ロ 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ハ 崖崩れ等により生き埋めとなったような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にある者。

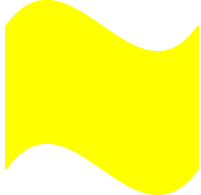

- イ 行方不明となり諸般の情勢から生存していると推定される場合
- ロ 行方不明となり生命があるかどうか明らかでない場合

3 避難所情報に関するサイン

避難者がいることや避難者の中に重傷者等がいることについての情報を、防災ヘリ等に、容易に把握させるため、情報伝達用サインを統一する。

○サインの内容

規格 布（概ね2 m×2 m）

<p>① 黄色</p> 	<p>避難者がいることを示す</p>	<p>② 赤色</p> 	<p>避難者の中に、負傷者がや要配慮者等の緊急な救助を要するがいることを示す</p>
---	--------------------	--	--

4 救出救助の実施

- (1) 被災者の救出救助及び搬送は、各対策部において班編成を行い、消防団及び関係機関と協力し、救出に必要な車両、船艇、その他の資機材を使用してそれぞれの状況に応じた救出作業を実施する。
- (2) 村のみでは対応できないため、外部からの応援が必要と判断された場合、大分県常備消防相互応援協定及び大分県消防団相互応援協定に基づき応援の要請を行う。また、災害の状況により更に応援が必要と判断された場合には、緊急消防援助隊や自衛隊の応援の要請を行う。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合に、知事の委任に基づき村長は、次の範囲内の被災者の救出について必要な措置を行う。

- (1) 救出を実施する者の範囲
災害にかかった原因のいかんにかかわらず、また、災害にかかった者の住家の被害に関係なく、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者及び災害のため生死不明の状態にある者。
- (2) 救出のための費用の負担
以下に係る費用は大分県が負担する。
 - イ 船艇その他救出のため必要な機械、器具の借上費用又は購入費用（直接捜索及び救出作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費が認められる）
 - ロ 救出のため使用した機械、器具の修繕費用
 - ハ 機械、器具を使用する場合に必要な燃料費及び救出作業を行う場合の照明に使用する燃料費
- (3) 救出費用の限度額
必要やむを得ない経費で、当該地域における通常の実費の範囲内とする。
- (4) 救出実施期間
救出実施期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- (5) 帳簿等の整備
村長は、県知事の委任に基づき災害救助法の規定による被災者の救助を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
 - イ 救助実施記録日計票
 - ロ 被災者救出用器具燃料受払簿
 - ハ 被災者救出状況記録簿
 - ニ 被災者救出関係支払証拠書

第6節 救急医療活動

風水害等により負傷者が多数発生し、地域の医療機能が低下した場合の救急医療活動については、この節の定めるところにより実施する。

1 救急医療活動の実施体制

負傷者に対する医療活動については、村内唯一の医療機関である姫島村国保診療所において医療救護班を編成し、被災者の保護・救援等については、主として衛生対策部が各対策部の応援を求めて活動を行う。

2 県及び日本赤十字社大分県支部との協力体制

風水害等により大規模な被害が発生し、村において迅速・的確な処理ができないと判断した場合、速やかに県及び日本赤十字社大分県支部に対して、応急要請を行うものとする。

3 医療の実施基準

(1) 医療の実施範囲

- イ 診 察
- ロ 薬剤又は治療材料の支給
- ハ 処置、手術、その他の治療及び施術
- ニ 診療所への収容
- ホ 看 護

(2) 医療救護の対象者

- イ 災害のため医療の途を失った者
- ロ 応急的な医療をほどこす必要のある者

(3) 医療の実施期間

特別な事情のない限り、災害発生の日から14日以内の期間とする。

(4) 救護所の設置

被災地区内の公民館及び公共施設内に設置するものとする。

4 災害救助法が適用された場合

県が実施する医療措置について、次により協力するものとする。

- イ 所属の医療救護班を出動させること。
- ロ 臨時救護所の設置に関すること。
- ハ 診療所に傷病者を収容すること。
- ニ 他の機関の医療班、又は救護班の受入れに関すること。
- ホ その他医療救護に関し必要なこと。

第7節 消 防 活 動

火災等に的確に対処し、生命・財産への被害を最小限に止めるための応急活動は、この節の定めるところにより実施する。

1 消防活動の実施体制

村は、消防活動の第1次責任者として、迅速・的確な消防活動を展開するため、消防団長に対して出動要請を行う。自主防災組織、事業所及びその他の村民は、自ら可能な限りの消防活動（主として初期消火活動）を行うとともに、村の行う活動に積極的に協力する。また、山林火災等大規模な火災が発生し、村のみでは対応できないと判断された場合、「大分県常備消防団相互応援協定」及び「大分県消防団相互応援協定」により、県内の市及び消防組合に応援を求める。又は、県に対して、緊急消防援助隊や自衛隊にも応援の要請を依頼する。

(1) 緊急配備体制の確立

火災等が発生し、村長が「特別配備体制」を発令した場合、消防団長は各分団長に緊急連絡を行うとともに消防団対策本部を設置し、すみやかに管内の消防活動を展開する。

(2) 消防団対策本部及び分団対策本部の組織は次のとおりとする。

消防団対策本部及び分団対策本部の組織



(3) 本部の設置及び構成

消防団災害対策本部は、役場庁舎内に設置し、構成は消防団長他本部員7名及び各分団の正・副分団長12名の計19名で構成する。

2 災害応急活動

火災等が発生し、消防団が緊急出動する場合、地区内に設置している消火栓等（参考資料・10 姫島村消防水利一覧表）を使用し、迅速かつ的確な消火作業に努めるものとする。

また、災害応急活動は次のとおりとする。

(1) 活動範囲

消防団員に与えられた任務を的確に果たすため、活動の範囲は自分団の管内を優先させる。

(2) 分団の任務

イ 災害発生時には、速やかに受け持ち区域に出動し、地域内住民に対し、出火防止の呼びかけ及び初期消火、火災防御、人命救出活動等を行う。

ロ 各分団は消防団対策本部との連絡を緊密にし、的確な情報の収集と報告に努める。

ハ 災害の進展状況に応じて、住民への緊急避難の勧告・指示及び避難の誘導にあたる。

ニ 救出、救助活動に当っては、有効な資機材の確保に努め、関係機関及び地域住民と一体となって活動にあたる。

ホ 受け持ち区域内に消火能力を超える火災が発生した場合、分団長は直ちに消防団対策本部に連絡し、他分団の応援を求める。

第8節 被害の拡大防止活動

災害後の降雨等による水害、土砂災害、建築物・構造物の倒壊等に備え、生命・財産への被害を最小限に止めるための活動は、この節の定めるところにより実施する。

1 2次災害防止活動の実施体制

災害発生直後からその所掌する業務又は事務の範囲で、所管施設の点検・応急措置・危険区域のパトロール等を行い、2次災害の発生を防止するものとする。

2 2次災害防止活動

(1) 土砂災害等の防止活動

土木対策部は、土砂災害等の危険箇所等として指定している箇所の点検及びパトロールを行い、2次災害防止のための措置をとる。

(2) 建築物・構造物の2次災害防止

2次災害防止のため、土木対策部は次の活動を行う。

イ 村有施設の点検及び避難対策・応急対策

村有施設の点検を行い、危険性が認められる場合は、避難及び立ち入り禁止の措置をとる。また、必要な応急措置を実施する。

ロ 道路、漁港及び漁港施設等構造物の点検及び応急対策

道路、護岸、堤防等構造物の点検を行い、危険性が認められるときは、通行止等の措置をとる等2次災害防止に努める。

(3) 風倒木による被害の防止活動

風倒木による2次災害を防止するため、必要に応じて風倒木の除去等の応急対策を講じる。

(4) 爆発物、有害物質等による2次災害防止活動

爆発物、有害物質による2次災害を防止するため、防災関係機関と協力して村内のガス施設、給油施設、造船所等の被害状況の確認及び被害防止に関する指導を行うものとする。

(5) 2次災害防止のための村民への呼びかけ

降雨等による2次災害の危険性がある場合は、広報車、消防団等を通じて村民に注意を呼びかける。

第4章 被災者の保護・救援のための活動

第1節 避難所運営活動

第2節 避難所外被災者の支援

第3節 食料供給

第4節 給水

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

第6節 医療活動

第7節 保健衛生活動

第8節 行方不明者の捜索、死体の処理及び埋葬に関する

第9節 住宅の供給確保

第10節 文教対策

第11節 社会秩序の維持・物価の安定等に関する

第12節 義援物資の取扱いに関する

第13節 高齢者・障がい者・要保護児童等に対する災害時福祉

第1節 避難所運営活動

避難所が開設された場合、その適切な運営管理を行う活動は、この節に定めるところにより実施する（避難勧告・避難指示（緊急）及び避難誘導については、第3章第4節に、また、避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。）。

1 避難所運営の責任体制

避難所の運営は、村が行う。（災害救助法適用の場合は、県からの委任に基づく。）また、避難所の適切な運営管理のため、消防団等に協力を要請する。

2 避難所の開設（参考資料・12 避難場所一覧表）

避難者を収容し保護する施設は、あらかじめ村有施設の内から選定しておく。

（1）避難所の選定・開設

イ 避難所の選定は本部において行い、運営管理は厚生対策部が中心となつて行うものとする。

ロ 避難所は離島センター「やはず」、中央公民館及び地区公民館等村有施設（大多数の場合は、学校の体育館）を避難所として開設する。必要によっては神社・寺院・旅館等の既存建物から選定し、応急的に整備して避難所として使用する。また、これらの施設で対応出来ない場合は、プレハブ等の仮設による避難所を設置する。

ハ 必要があれば、あらかじめ指定された施設以外についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

ニ 被害が激甚であるため、村内で避難所を設置することができない場合は、県あるいは近隣市町村と協議の上、近隣市町村に収容を委託し、あるいは近隣市町村の建物、土地を借り上げて避難所を設置する。

（2）避難所に収容する被災者

対象者は災害によって現に被害を受けた者、災害によって現に被害を受けるおそれがある者が必要と認められるもの。

なお、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

（3）避難所の開設手続き及び収容状況報告

イ 避難所の開設の周知

避難所の開設にあたっては、速やかに災者及び駐在所、国東市消防署姫島出張所等に場所を周知させ、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

ロ 避難者名簿の作成

避難所を開設した場合、速やかに避難所ごとの避難者名簿を作成し公表する。

ハ 避難所開設に関する県への報告

避難所の開設に関する情報（場所、箇所数、避難人員数）を避難所開設後直ちに県に報告する。

また、上記の報告の後速やかに次の事項を整理し、避難所開設状況を県地区本部福祉厚生対策部（福祉事務所）に報告する。

- ① 避難所開設の日時、場所
- ② 設置箇所数及び収容人員（避難所別に）
- ③ 避難者名簿
- ④ 開設期間の見込み

ニ 避難所の開設期間

災害救助法が適用された場合の避難所の開設は、災害発生の日から7日以内の期間に限るものとする。

3 要配慮者の避難等の措置

避難所に要配慮者用の窓口や重度障がい者等のためのスペースを確保するなどの措置を講じるとともに、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、速やかに開設するものとする。

また、避難所での集団生活が困難な要配慮者のための避難所として、旅館等の借り上げを行う。

また、要配慮者の避難等の措置について対応できない場合、県及び関係機関へ要配慮者の受け入れ先の確保について協力を要請し、県内外の福祉避難所の指定を受けた施設や社会福祉施設その他の適切な場所（以下「広域避難施設」という。）へ避難させる。

(1) 広域避難を必要とする要配慮者等の把握

救助にあたり、特別な配慮を要する者の状況等を把握し、保険福祉サービスの提供や福祉避難所への避難等のための連絡調整を行うとともに、他市町村の広域避難施設への避難を必要とする者の状況について、厚生対策部を通じて県へ報告する。

(2) 広域避難施設の選定

(1)の報告内容をふまえ、大分県福祉保健医療部保健衛生班は、厚生労働省とも協議しながら、県内外の社会福祉施設等の中から適切な広域避難施設を選定する。

(3) 広域避難施設への応援措置

要配慮者の広域避難施設への移送が円滑に行われるよう、県と連携し、移送先の施設の状況を把握し、ベッド、車椅子その他の資機材の確保、専門人員の派遣等必要な措置を講じる。

4 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、村長の責任の下で行う（災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。）が、住民や民間の力を活かすことが望ましいため、村は「避難所運営マニュアル」を策定し、発災時の迅速な避難所の立ち上げと円滑な運営に努める。

学校その他が避難所となった場合、学校長等の施設責任者は、避難所が円滑に運営管理されるよう村に協力する。

(1) 避難所の運営管理体制の確立

避難所を開設した場合、早急に避難施設の施設責任者を指名し、避難者の救援活動に努めるものとする。また、必要により避難住民と協議して避難所運営管理チームを組織し、運営管理の協力を依頼する。

(2) 避難所での情報伝達

避難所で生活している避難者に対する生活情報等の提供は、口頭での説明の他、掲示板の設置、チラシの配布等で、聴覚障がい者や視覚障がい者等のため情報伝達に障がいを持つ避難者に配慮した方法を用いる。また、必要に応じて、テレビ、ラジオ等を避難所に設置する。

(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配布

避難所での食料・水・生活必需品の配布については、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。

また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。

(4) 避難所のニーズの把握

村は、常に避難所のニーズを把握し、迅速かつ的確に対応する。

(5) 避難住民の健康への配慮

村は、避難者の健康管理のため、保健活動チームを派遣し、常に避難住民の健康管理を行うとともに、公衆衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミークラス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

(6) 避難所の生活環境への配慮

村は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。また、プライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。

(7) 女性の視点からの避難所運営

避難所の運営、レイアウト等にあたっては、次のような工夫を図り、女性の特性等に配慮する。

イ 避難所運営には、男性と女性の責任者を配置する。

ロ 一人暮らしの女性や高齢者・障がい者、乳幼児のいる家族等の被災者の状況に応じ、間仕切りをするなどの配慮を行い、快適な居住スペースの確保に努める。

ハ 乳幼児のいる家族に配慮した授乳スペース・育児スペースの確保に努める。

- ニ 男女別のトイレや更衣（又は化粧）スペース及び女性用洗濯物の干し場の確保に努める。
- ホ 仮設トイレの設置等の避難所のレイアウトにおいては、女性や子どもの安全・安心に配慮した場所や通路、夜間の照明の確保に努める。また、巡回警備や防犯ブザーの配布も努める。
- ヘ 女性や子どもへの暴力を防止し、心身の健康を守るために、専用の相談窓口の設置に努める。
- ト 家事や育児などの家庭的責任は男女が共同して負担するよう努める。

(8) 避難所運営訓練の実施

村や自主防災組織が円滑に避難所を開設・運営できるよう、村職員や自主防災組織等を対象とした避難所運営訓練等を実施する。

(9) 避難所での外国人への配慮

日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。

5 広域一時滞在

被災したら、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した時は、被災者救援部避難所対策班を通じて、他の市町村への受入れについて協議する。

また、県外市町村への受入れが必要な場合については、被災者救援部避難所対策班と総合調整室広域応援対策班が連携して当該他の都道府県へ要請を行うものとする。

第2節 避難所外被災者の支援

様々な事情により避難所以外の場所で生活する被災者、あるいは、自宅の使用はできるものの、ライフラインの途絶等により食料や情報を得ることが困難になった被災者に対しても、避難所で生活する被災者と同様に、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送、巡回健康相談など、必要な支援を行う。（避難所情報に関するサインについては、第3章第5節に定める。）

1 避難所外被災者の状況把握

村は、車中泊等の避難所外被災者の実態把握や指定避難所への誘導等の対応について具体的な手法を明確にし、必要な支援を行う。

2 避難所外の要配慮者

村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。また、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者を配置して、適切な支援を行うものとする。

3 避難所外被災者への情報伝達活動

村は、被災者にニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、被災者等に役立つ正確、かつ、きめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障がい者等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に対して、紙媒体で情報提供を行うなど、適切な手段により情報提供に努める。

4 食料・物資の供給

村は、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、早期に孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に努める。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

5 巡回健康相談の実施

村は、避難所外被災者に対しても、健康管理のため、保健活動チームを派遣し、巡回して健康相談を行うとともに、保健衛生ニーズを把握する。

また、避難生活の長期化等により、二次的な健康被害を及ぼさないようエコノミクス症候群の予防や熱中症への注意喚起等の対策を講じる。

第3節 食料供給

住家等の被害により自宅で炊飯等ができないうり災者又は、応急対策等に従事する者に対する一時的な炊出しや必要な食料品の供給に関する事項を定める。

1 食料供給の責任体制

食料供給は、第1次的には村が行う（災害救助法適用の場合は、県からの委任に基づく。）が、村のみにて供給対策が困難な時は、県に対して食料供給の要請を行う。

2 食料供給活動の流れ

被災者、応急対策等従事者に対する食料供給の必要性の判断

村は以下の情報を収集し、被災者、応急対策等従事者に対する食料供給の必要性を判断する。

- イ 避難者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 応急対策等従事者の状況
- ニ 電気、ガス、水道の状況

（1）村による食料供給の実施

村は、上記2で食料供給が必要と判断された場合、厚生対策部が中心になって食料の供給を行う。その際要配慮者及び診療所の入院患者、姫寿 苑の入居者に配慮する。

3 政府所有米穀の緊急引渡し

（1）村の手続

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例）により、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行う。

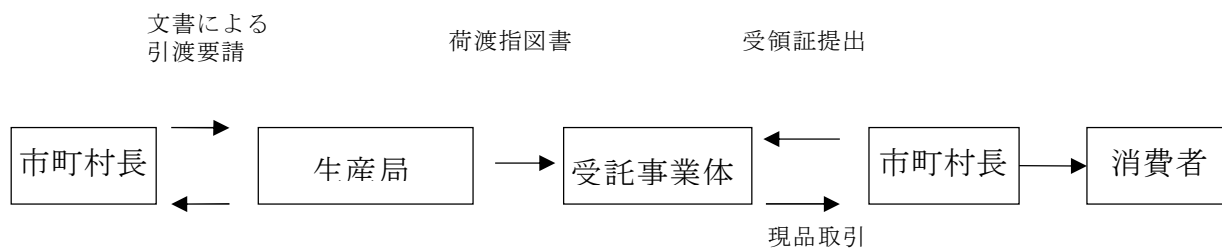
イ 通常の手続きによる緊急引渡し等

村長は、所管の地区災害対策本部を経由して県に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しの要請を行い、引渡しを受けた後、被災者に対する供給又は給食を実施する。

ロ 災害地が孤立した場合等における緊急引渡し

交通、通信の途絶等の重大な災害の発生により、災害救助用米穀の引渡しについて知事の指示を受けない場合であって、緊急に災害救助用米穀を必要とするときは、村長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）に対して災害救助用米穀の引渡しを要請する。村長が政策統括官に直接要請を行った場合、村長は、知事との通信体制が復旧した後、必ずその旨を連絡することとし、支援物資部食糧班は様式により生産局へ要請書を送付する。

・ 村長と県が連絡の取れない場合の現物引渡



4 災害救助法が適用された場合

被害の規模が大きく災害救助法が適用された場合、村長は知事の委任に基づき、炊き出しその他の食品を供給する場合は、その責任者を指名するとともに、各炊き出し等の現場に実施責任者を定め、おおむね次の帳簿等を備え必要な事項について記録を行い、これを保存するものとする。

- (1) 救助実施記録日計表
- (2) 炊出しその他による食品給与物品受払簿
- (3) 炊出し給与状況
- (4) 炊出し、その他食品給与に関する証拠書類

第4節 給水

災害による断水等のため飲料水及び生活用水を得ることができない者に対する給水は、この節の定めるところにより実施する。

1 給水の責任体制

給水は、第1次的には村が行う（災害救助法適用の場合は、県からの委任に基づく。）が、村のみにて給水対策が困難な時は、県に対して協力を要請する。

2 給水の実施体制

総務対策部は、「第3部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により得た情報及び断水地域の調査等により必要な給水量を把握し、土木対策部と協力し飲料水を確保する。なお、供給の実施は厚生対策部を中心として自治区、自主防災組織等の協力を得て行う。

3 給水活動の流れ

(1) 被災者に対する給水の必要性の判断

村は、以下の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。なお、飲料水の汚染状況の把握は、地区本部保健衛生対策部に協力を求める。

- イ 被災者の状況
- ロ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ハ 通水状況
- ニ 飲料水の汚染状況

(2) 給水の実施

情報及び断水地域の確認後、給水が必要と判断された場合以下により実施する。

- イ 給水場所、給水方法、給水時間等については広報車、区長等を通じて周知する。
- ロ 医療機関、社会福祉施設については、正確な給水量の把握と迅速・的確な対応に努める。
- ハ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、消防団、自主防災組織等を通じて給水活動を行う。
- ニ 給水の実施にあたっては、衛生管理に留意し、供給するものとする。

4 給水の方法

(1) 飲料水

- イ 給水車による給水
- ロ ろ水器による給水又は浄水剤の支給による給水
- ハ その他水入り容器を運搬して行う給水

(2) 生活用水

イ 学校プールその他適当な場所への貯水

5 災害救助法が適用された場合

被害の規模が大きく災害救助法が適用され、村長が知事の委任に基づく飲料水の供給を実施した場合は、次の帳簿等を備え、必要な記録を行うとともに、これを保存する。

イ 救助実施記録日計表

ロ 飲料水供給記録簿

ハ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿

ニ 飲料水供給のための支払証拠書類

第5節 被服寝具その他生活必需品給与

被災者に対する日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品の一時的な給与又は貸与に関する事項は、この節の定めるところにより実施する。

1 被服寝具その他生活必需品等の給与又は貸与の責任体制

被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、第1次的には村が行う（災害救助法適用の場合は、知事の補助機関として活動する。）が、村のみにて対応が困難な時は、県に対して要請を行う。

2 被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与の実施体制と対象者の把握

(1) 実施対策部

被服、寝具、その他生活必需品等の必要品目及び必要量の把握、配分計画については総務対策部で行い、給与及び貸与の実施は厚生対策部が中心となつて行う。

(2) 給与又は貸与の対象者

物資の給与又は貸与の対象者は、災害により被害を受け必要と認められる以下の者。

イ 災害により住家に被害を受けた者

ロ 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財をそう失した者

ハ 被服、寝具、その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

3 被服寝具その他生活必需品等の確保

被服寝具その他生活必需品等の確保は、村内関係団体及び業者等の協力を得て行うものとする。

村内で確保出来ない場合は、県及び近隣市町村等に応援を求め確保するほか、日本赤十字社大分県支部に備蓄する物資の交付を申請するものとする。

4 救助物資の給与又は貸与

給与又は貸与の実施は村職員で行うが、村職員で対応出来ない場合は消防団、自主防災組織等に協力の要請を行うものとする。

5 災害救助法が適用された場合

被害の規模が大きく災害救助法が適用された場合、救助物資の給与又は貸与について村長は知事の補助機関として次の活動を行うものとする。

(1) 知事の示す基準に従い、救助物資を被災者に給与及び貸与すること。

(2) 交通途絶等特別な事情のため、知事において救助物資を輸送することができない場合は、知事の指示する範囲で被災者に救助物資を給与又は貸与すること。

第6節 医療活動

避難生活や医療機関の機能麻痺が長期化した場合、村をはじめとする防災関係機関は被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。その場合、「第3章 第6節 救急医療活動」に基づく活動を必要な機関継続して実施することとするが、特に、以下の点に留意した対策を講じる。

1 被災地における医療ニーズの極め細かな把握

村は衛生対策部及び国保診療所から次の情報を得て、医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況（第2章第5節参照）
- (4) 交通確保の状況（第2章第5節、第2章第13節参照）

2 医療救護活動の実施

衛生対策部及び国保診療所は、超急性期からの医療活動を必要に応じ継続させる。また、急性期や慢性期における医療活動にスムーズに移行させるため調整を行う。又、村だけでは、十分な医療活動が実施できないと判断したときは、県に要請する。

3 医療救護活動情報の集約及び広報

村は、以下の情報を集約の上、広報車、自治組織等を通じて一般に広報する。

- (1) 医療機関の被災状況、稼働状況
- (2) 医療救護班の派遣及び医療救護拠点の設置状況
- (3) 現地での医薬品、人員等の確保状況
- (4) 医療救護活動に関連した緊急輸送ルート及び輸送手段の状況
- (5) 負傷者の発生状況
- (6) 移送が必要な入院患者の発生状況
- (7) 透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等難病患者への医療体制確立状況

第7節 保健衛生活動

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する事項について定めるものである。

1 保健衛生活動の責任体制

災害後の生活環境等の急変・悪化による疾病予防に関する活動は、村が実施するものとする。ただし、村のみでこれを実施することが困難である場合、県に対して協力を要請する。

(1) 実施対策部

衛生対策部は、保健衛生ニーズを的確に把握し、必要な措置を実施するとともに衛生環境改善の指導を行う。

【把握する公衆衛生ニーズ】

- イ 被災者の身体的（栄養状態含む）・精神的健康状態
- ロ 避難所における医療ニーズ
- ハ 避難所にいる要配慮者の数
- ニ 食料や飲料水の供給状態
- ホ 医薬品や衛生物品、生活必需品の供給状態
- へ 避難所における廃棄物処理、し尿処理の実施状況
- ト 飲料水や電気、ガス等のライフラインの復旧状況
- チ 有害昆虫（ハエ等）の発生状況
- リ トイレ等の衛生状態

2 防疫及び清掃の実施方針

災害が発生した場合、衛生対策部及び診療所職員はすみやかに村内を巡回し伝染病等発生状況の有無を的確に把握し、以下の活動を行うものとする。

- (1) 伝染病発生のおそれがある場合は、伝染病患者の早期発見のため予防宣伝のほか保健所、医師の指導協力を求めて検疫調査及び健康診断、その他必要な措置を行う。
- (2) 伝染病が発生した場合は、保健所等の指導協力を求めて被災地の家屋等の消毒及び清掃を実施して、伝染病の媒体となるそ族昆虫等の発生を防止するとともに、保菌者の収容隔離等を行う。
- (3) 村は、知事が疾病のまん延予防上必要と認めて予防接種を受けるものの範囲及び期日を指定し要請した、緊急な臨時予防接種を実施するものとする。
- (4) 飲食に起因する疫病を防止するため、被災地域の食品の衛生監視を実施する。
- (5) 保健衛生活動情報を集約し広報を行うとともに、被災者からの相談に応じる。

- (6) ごみ処理、し尿処理の実施状況を把握する。また、飲食店等の衛生管理状態を把握する。

3 廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理の実施

村は、「姫島村災害廃棄物等処理計画」を作成し、排出量に対応した仮置場の確保、収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。

イ 姫島村災害廃棄物等処理計画の骨子

災害に伴い大量発生が予想される災害廃棄物等処理について、排出量に対応した仮置場の確保、交通途絶となった場合の収集運搬手段、ごみ収集への周知活動などのごみ処理体制の整備を図るものとする。

ロ 災害廃棄物等の種類

木くず（流木を含む。）、コンクリート塊、金属くず、し尿、生活ごみ、粗大ごみ、廃油（海上流出油、アスファルト等を含む。）及び環境汚染が懸念される廃棄物（アスベスト等。但し、放射性物質等を除く。）

ハ 処理計画の内容

- ① 災害廃棄物の収集運搬（陸上・海上）体制の整備
- ② 震災発生時におけるがれきの発生量の推計
- ③ がれきの仮置場の確保と配置計画
- ④ がれきの処理・処分計画の作成
- ⑤ 有害廃棄物対策等
- ⑥ 仮置場における環境汚染防止対策・事故防止対策

(2) 広域処理体制の構築

県が構築する相互支援体制に基づき、姫島村清掃センターにおいて廃棄物処理が長期にわたって困難となった場合には、県、関係機関及び周辺自治体に対して広域処理協力支援の要請を行い、衛生的かつ迅速な廃棄物処理を行うものとする。

第8節 行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬

災害により行方不明になった者の捜索、死体の処理及び埋葬を的確に実施するための活動について定めるものである。

1 行方不明者の捜索及び遺体の取扱い及び埋葬実施の責任体制

行方不明者の捜索、遺体の取扱い及び埋葬については、村、警察、海上保安部及び防災機関等と相互に緊密な連絡と迅速な措置によって行う。

2 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、村、消防団、警察、海上保安部、その他関係団体等が相互に協力し合って捜索にあたる。

3 遺体の取扱い

(1) 遺体の安置（検視前）

- イ 発見された遺体は、村が警察官、海上保安官と協議して適切な場所に安置し、家族及び関係機関に連絡する。
- ロ 身元不明人については、人相、所持品、着衣等の特徴を写真撮影するとともに、遺品を保存し身元の発見に努める。

(2) 遺体の検視及び検案

- イ 遺体は、速やかに警察官、海上保安官の検視に付す。検視、検案に必要な医療関係者等の確保が困難な場合は県に通報し協力を求める。
- ロ 診療所職員又は医師は、死体の検案を行うとともに必要な処理を行う。

(3) 遺体の安置（検視後）

- イ 遺体の安置所を設置する。
- ロ 検視及び検案が終了した遺体を安置所に移送し納棺する。
- ハ 安置所に収容した遺体については死体処理票及び遺留品処理票を作成するとともに、「氏名札」を貼付する。
- ニ 遺体引取の申し出があったときは、死体処理票によって整理の上引渡すとともに、埋・火葬許可証を発行する。

4 遺体の埋・火葬

遺体の埋・火葬は村が実施する。また、村のみで埋・火葬が困難な場合は、大分県広域火葬計画（平成27年1月策定）に基づき、広域火葬を実施する。この場合、県は村から広域火葬に係る協力を求められたときは、福祉保健医療部福祉保健衛生班は県内他市町村、近隣県等での受入れ可能地を選定し協力を求める。

5 災害救助法適用に関する事項

災害救助法が適用された場合、村長が知事の委任に基づく遺体の捜索及び埋葬を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

- イ 救助実施記録日計票
- ロ 死体捜索状況記録簿
- ハ 捜索機械器具燃料受払簿
- ニ 埋葬台帳
- ホ 死体処理台帳
- ヘ 死体捜索用関係、死体処理費、埋葬費支出証拠書類

第9節 住宅の供給確保等

災害により住宅を失い、又は破損等のため居住することができない者のうち、主として自らの資力により住宅を確保できない者に対して行う住宅の供給等に関して定めるものである。

1 住宅の供給及び居住の確保措置の実施責任体制

住宅の供給及び居住確保措置は、総務対策部が行い、応急仮設住宅の措置、住宅の応急修理及び障害物の除去などについては、土木対策部が中心となって実施するが、災害救助法の適用による応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理等については県が実施する。

2 住宅の応急修理等の実施

住宅の応急修理等は、村内の技能者・技術者に協力を求め、不足する資機材については、建設業者より借上げる。応急修理については、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない住宅の部分とする。

3 応急仮設住宅の設置場所

村内に空家住宅等がない場合は、住環境等に適した場所を村有地の中から選択し、応急仮設住宅を設置する。

また、学校の敷地を設置場所とする場合は、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

4 住宅の供給及び居住の確保の方法

(1) 住宅の供給及び居住の応急確保措置

- イ 村営住宅内に空室のある場合は、優先的に貸与するとともに村内の空家住宅を確保する。また、被災住宅が多数の場合は、応急仮設住宅を設置する。
- ロ 住宅が半壊又は、半焼の被害を受け、居住のできない世帯に対する破損箇所の応急修理。
- ハ 住宅の日常生活に欠くことのできない場所に土石、材木等の障害物が流れ込んだため、居住できない世帯に対する応急的な除去。

(2) 入居世帯の決定

入居世帯は、おおむね次に掲げる世帯のうちから村長が民生・児童委員等の意見を聞いて、空家住宅等への入居世帯を決定する。

- イ 住家が全壊、全焼又は流失した世帯。
- ロ 居住する住家がない世帯。
- ハ 自らの資力で住宅を確保することができない世帯。

5 県が実施する住宅の供給確保措置への応援、協力

(1) 用地の確保・あっせん

県の要請に基づき、村内の住環境に適した村有地等を選択し、確保・あっせんを図るものとする。

(2) 技能者、技術者の供給

村内の技能者、技術者に適宜協力を求め県の要請に協力するものとする。

6 災害救助法が適用された場合

県が災害救助法の規定による住宅の供給及び確保を実施する場合は、村はその実施を応援し、協力するものとし、その実施について指示を受けた事項は、その責任においてこれを処理するものとする。

また、県の委託に基づく住民又はその周辺に流れ込んだ土石、材木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。

イ 救助実施記録日計表

ロ 障害物除去の状況記録簿

ハ 障害物除去費支出関係証拠書類

7 被災住宅の被害調査の対応

被災住宅の被害調査は、住宅の早期復旧・復興の観点から迅速着手し、実施していく必要がある。

被災したら、必要に応じて「大分県及び市町村相互間の災害時応援協定書」に基づき応援を要請する。また、応援を行うための体制を整えておく必要がある。

村は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

第10節 文教対策

教育施設及び設備が被災し、通常の教育が行えない場合における応急教育の実施に関して定めるものである。

1 応急措置の実施責任体制

教育施設及び設備の被災は、幼児、児童、生徒の教育上に重大な影響を及ぼすので、その応急措置は、第1次的には学校長等が保護者をはじめとするPTA等の協力を求めて実施し、第2次的には教育委員会がこれにあたるものとする。村長は、教育委員会が実施する応急措置を援助し、調整その他必要と認める措置を講じるものとする。応急措置の実施は、文教対策部が中心となって行うものとする。

2 応急措置の実施基準

(1) 被災状況等の把握

文教対策部は、学校を通じ、又は独自に村内の教育施設の被災状況、幼児・児童・生徒の被災状況、教職員の被災状況、避難所としての使用状況を把握する。

(2) 教室の確保

各学校等は必要な教育等を確保するため、所管施設又は設備の被災箇所を迅速に調査把握し、関係機関に通報するとともに次の措置を講じる。

イ 簡単な修理で、使用可能な教室は、速やかに応急修理を行う。

ロ 災害のため使用できない教室にかえて、体育館、特別教室等の利用を考慮する。

ハ 必要に応じて2部授業を実施する。

ニ 校舎の全部又は大部分が使用不能の場合は、公民館等公共施設を利用し、必要に応じた分散授業等を実施する。

(3) 応急授業等の実施

イ 各学校等は災害発生状況により授業が不可能なときは、とりあえず休校の措置を取るとともに、正規の授業が困難なときも、なるべく速やかに応急授業等を開始し、授業時間数の確保に努める。

ロ 災害に伴い教職員に欠員を生じたときは、学校内又は学校間等において相互に応援、協力する。

ハ 教育委員会は、応急授業等の実施状況を把握し、必要な支援を行う。

(4) 教材学用品の供給措置

- イ 教材学用品等の滅失、き損の状況を十分把握し、これらの負担を軽減する方向で供給措置を講じるものとする。
- ロ 災害救助法が適用され、村長が知事からの委任に基づく学用品の給与を実施した場合は、次の帳簿等を備え必要な記録を行うとともに、これを保存しなければならない。
 - (イ) 救助実施記録日計表
 - (ロ) 学用品の給与状況
 - (ハ) 学用品購入関係支払証拠書類
 - (ニ) 備蓄物資払出証拠書類

(5) 転校・転園措置及び進路指導

- イ 各学校等は、転校・転園を必要とする幼児・児童・生徒の状況を速やかに把握し、村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して速やかな転校・転園措置を講じる。
- ロ 各学校等は、被災幼児・児童・生徒の進級、卒業認定及び進学、就職並びに入学選抜に関して幼児・児童・生徒の状況を十分把握し、村教育委員会及び大分県教育委員会と協力して、速やかな措置を講じる。

(6) 幼児・児童、生徒の安全対策

災害時における幼児、児童、生徒の安全対策については村、学校、警察官、消防機関、医療機関及び保護者と密接な連携のうえ、次の措置をとる。

- イ 避難を行い安全を確保し、被災状況を勘案し保護者に引渡す。
- ロ 負傷者の確認と応急措置を行い、必要に応じ医療機関に要請し安全を図る。
- ハ 通学路等の被災危険箇所の把握に努めるとともに、監視員の配置、集団登下校などの措置を行う。

(7) 学校等保健衛生措置

各学校等は、幼児・児童・生徒への伝染病、食中毒等の集団的な発生の防止を図るため、必要に応じて次の措置をとる。

- イ 幼児・児童・生徒の保健衛生の管理を関係法令に基づき実施する。
- ロ 給食の調理従事者に対しては、健康診断、検便を実施するなどのほか、身体、衣服の清潔保持に努めさせる。
- ハ 校舎内外の清掃、消毒を関係法令に準じて実施する。
- ニ 飲料水の取扱について必要な監視を行う。

3 学校等が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等はその運営について積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業等が再開できるよう、村・教育委員会等との間で必要な協議を行う。また、在校・在園中に災害が発生した場合は、児童等の安全確保を最優先した上で、学校施設等の使用方法について村と協議する。

4 文化財の応急対策

(1) 被災した文化財は、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置するものとする。

また、教育委員会は、速やかに文化財の被災状況の調査を行い届出の指導等必要な措置を講じるものとする。

(2) 村、教育委員会は、歴史資料ネットワーク(神戸大学文学部地域連携センター内)などの協力を得ながら、被災した地域に残る遺産の救出・修復・保全に務める。

第11節 社会秩序の維持・物価の安定等

災害後の村民生活を安定したものとするために行う社会秩序の維持及び物価の安定等に関する活動について定めるものである。

1 社会秩序の維持・物価の安定等に関する活動の責任体制

社会秩序の維持に関する活動は、県警備対策部（警察本部）が行うこととなるが、村はその活動に協力する。

物価の安定等に関する活動は、県生活環境対策部生活環境班が行うこととなるが、村はその活動に協力する。

2 社会秩序維持のための活動

県警備対策部が行う以下の活動について、社会秩序を維持するため村民への広報、活動への協力依頼を行うものとする。また、必要により消防団、青年団等の協力を得て被災地域の見廻り等警備活動を行う。

- ・ 困りごとの相談所の開設
- ・ 臨時交番の設置
- ・ 防犯パトロールの実施
- ・ 犯罪の取り締り
- ・ 地域安全情報等の広報

3 物価の安定等に関する活動

県生活環境対策部生活環境班が行う以下の活動について、物価の高騰、悪徳商法等を抑え、被災者が安心して生活できるよう村民への周知、活動への協力依頼を行うものとする。また、商工会、漁協、農協、建設・建築業関係者、村内各商店に対し物価の安定と商品の確保について協力を要請する。

- ・ 生活関連物資の価格及び需給動向調査・監視の実施
- ・ 消費生活相談所の開設
- ・ 大規模小売店及びガソリンスタンド等の営業状況の把握
- ・ 物価の安定等に関する情報の提供

第12節 義援物資の取扱い

災害後に村に対して送付される義援物資の取扱いについて定めるものである。

1 義援物資の取扱いに関する基本方針

村は、次の方針により義援物資を取扱う。

- (1) 村は国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資内容を把握するとともに、速やかに公表し迅速な受入れの調整に努める。
- (2) 村は義援物資の受入れ、仕分け等に関して「第4章 第5節 被服、寝具、その他の生活必需品給与3」での取扱いと同様に実施する。また、必要に応じて村社会福祉協議会、被災者救援部ボランティア調整班を通じてボランティアの協力を得る。

2 県より村に送付される義援物資の取扱い

県福祉保健対策部福祉保健班より義援物資を受入れる場合、総務対策部はあらかじめ物資の過不足の状況を把握し、受入れ品目、受入れ場所を決定しておく。

第13節 高齢者・障がい者・要保護児童等に対する災害時福祉

災害後の援護を要する高齢者・障がい者及び要保護児童（以下「要援護者」という。）に対する福祉サービスの的確な遂行のための活動については、この節の定めるところにより実施する。

1 要援護者に係る対策

災害の発生に際しては、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者が発生することから、これら要援護者に対してもニーズにあったサービスの提供等を行っていくことが重要であるため、速やかに要援護者の把握調査を開始する。また、必要に応じて以下の措置を取る。

- (1) 要援護者を発見した場合には、当該要援護者の同意を得て、避難所へ移動させる。又は、社会福祉施設等へ緊急入所を行う。
- (2) 居宅における生活が可能な場合にあつては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

2 社会福祉施設等に係る対策

社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

- (1) 村は、施設機能を低下させない範囲内で、援護の必要性の高い被災者を優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。
- (2) 社会福祉施設等は、日常生活用品及び人力の不足数について、村及び他の施設からの応援を要請する。
- (3) 村は、ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請するとともに、復旧までの間、飲料水・食料等の必須日常生活用品の確保のための措置を講じる。

3 高齢者及び障がい者に係る対策

避難所や在宅における一般要援護者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握に努めること。
- (2) 掲示板、村報、チラシ等により、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこと。
- (3) 被災した高齢者及び障がい者の車椅子等の生活必需品、介護者等の必要性を把握するための相談体制を整備すること。
- (4) 避難所や在宅における高齢者及び障がい者に対し、施設への緊急入所やホームヘルパ等の派遣等必要な措置を講じること。
- (5) 関係団体、関係業界、関係施設を通じ、協力要請を行う等当該物資の確保を図ること。

4 児童に対する対策

被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

(1) 要保護児童の把握等

イ 住民基本台帳等による犠牲者の確認、災害弔意金の支給名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに実態把握を行う。

ロ 避難児童及び孤児・遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

第14節 被災動物対策

大規模災害時には、所有者不明動物や負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等への対処方法など様々な課題が発生することが予想されるため、村は動物愛護の観点から動物の保護や適正な飼育に関し、県及び関係機関・団体との協力体制を確立する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主不明の負傷又は放浪状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、村は県と協力し動物の保護を行う。

2 危険動物の逸走対策

危険動物が、災害時に逸走し、人及びその財産に危害を及ぼすおそれがあるときには、警察署等の関係機関へ通報し、人の生命や財産等への侵害を未然に防止する。

3 避難所における動物の保護

村は県と協力して、飼い主に対し避難した動物の飼育について適正な飼育指導を行うなど、動物の愛護及び衛生管理を含めた環境衛生の維持に努めるため以下の措置を行う。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣。
- (2) 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他自治体との連絡調整及び要請

4 被災動物救護対策指針

「大分県被災動物救護対策指針」に基づき、県が行う被災動物の救護に協力をするものとする。

第5章 社会基盤の応急対策

第1節 電気・ガス・簡易、下水道・電話通信の応急対策

第2節 道路・港湾・漁港等の応急対策

第3節 農林水産業に関する応急対策

第1節 電気・ガス・簡易、下水道・電話通信の応急対策

本計画は、社会生活に欠かせない電気・ガス・簡易、下水道・電話通信の災害時の応急対策について定めるものである。

1 応急対策の基本方針

電気・ガス・簡易、下水道・電話通信に係る各事業者は、各々の災害時対応計画に従い、災害による被害を被ったときには、2次災害の防止及び早期復旧に努める。村は事業者から要請があった場合、その応急対策に可能な限り協力するものとする。

2 災害発生時の連絡体制の確立

- (1) 電気・ガス・簡易、下水道・電話に係る各事業者は、村が災害対策本部を設置した場合には、村に対して逐次連絡が確保できる体制をとる。
- (2) 人身に係わる2次災害が発生するおそれのある場合、また、発生した場合は、村のほか、県、消防署、警察署、海上保安部へ迅速に通報する。

3 応急対策にあたっての支援

各事業者が応援を求めて応急対策を実施する場合、また、以下の事項について要請を受けた場合、村は可能な範囲で協力を行うものとする。

- (1) 道路に倒壊した樹木や飛来物の除去及び道路損壊箇所の仮復旧
- (2) 道路損壊等による孤立地区への復旧要員、資機材の輸送
- (3) 復旧要員の宿泊、待機場所及び車両の駐車場としての村有施設の貸与
- (4) 停電、復旧状況の広報

第2節 道路・港湾・漁港等の応急対策

各種応急対策の遂行に重大な影響を与える道路、港湾、漁港等の応急対策は、この節の定めるところによって実施する。

1 応急対策の基本方針

道路、港湾、漁港等の管理者等は、各々の災害時対応計画に従い、災害発生時には2次災害の防止及び早期復旧に努める。また、村は施設管理者等から要請があった場合は、その応急対策に可能な限り協力する。

2 災害発生時の連絡系統

「第3部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

3 応急対策にあたっての支援

各施設管理者等が、村に対し応援を求めて応急対策を実施する場合、迅速な応急対策を支援する。

第3節 農林水産業に関する応急対策

災害による農林水産物等の防護と被害の軽減は、この節の定めるところによって実施する。

1 農作物・農地応急対策

本村の農作物は、その殆んど自家消費されており、ここでは、農作物についての応急対策計画は定めないが、農地災害防止については、以下の対策を講じる。

- (1) 大雨時に農地が冠水するおそれがある場合、ポンプによる排水を行う
- (2) 樋門の適切な管理による塩害防止
- (3) 土木対策部による見廻り

2 林産物応急対策

自家消費用に椎茸を栽培している農家が数戸ある程度のため、林産物についての応急対策計画は定めないが、森林の保護については、以下の対策を講じる。

- (1) 災害による被害木の伐採及び植林
- (2) 災害木から発生しやすいマツクイムシの駆除（伐倒、焼却）

3 水産物応急対策

村内には、海苔養殖や係留いけすによる養殖等を行われていないので、応急対策は別段定めないが、護岸、堤防に囲まれた車えび養殖池については、高潮等による被害防止のため、十分な監視体制をとり、被害の軽減に努める。

第6章 災害応急対策

第1節 海上災害応急対策

第2節 航空機事故対策

第3節 消防活動（第3章第7節を除く）

第4節 集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策

第1節 海上災害応急対策

海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等による災害並びに、これらの災害による大量の流出油事故及び流出油の火災(陸上での流出油事故が海域に及ぶ場合を含む。以下「海上災害」という。)が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、関係機関等がとるべき以下の対策に関する要領等を定める。なお、地震、津波によって同様の対策が必要となった場合も、本節に準じるものとする。また、本節に定める以外において必要な事項は、本計画の各章・節に準じた対策を講じるものとする。

1 組織

(1) 基本方針

海上災害が発生した場合、大分海上保安部、県、村及び防災関係機関は、迅速・的確に対処するための活動組織を確立する。

(2) 村の組織

イ 組織体制

海上災害が発生した場合、「第2章 第1節 組織」に定める災害対策連絡室の要員により活動組織を確立する(災害の規模により、「第2章 第1節 組織」及び同章「第2節 動員配備」に従って、必要な体制を整える。)

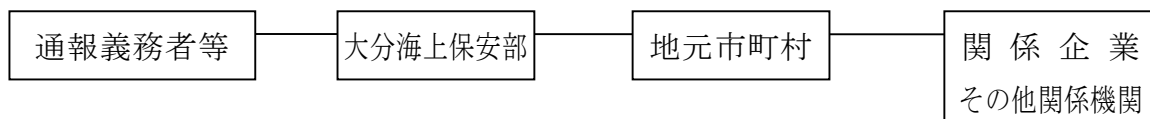
ロ 動員配備体制

海上災害が発生し、職員の動員を必要とする場合は、「第2章 第1節 組織」に従って所要の体制を村長の承認を得て決定し、同章「第2節 動員配備」の動員系統により動員する。

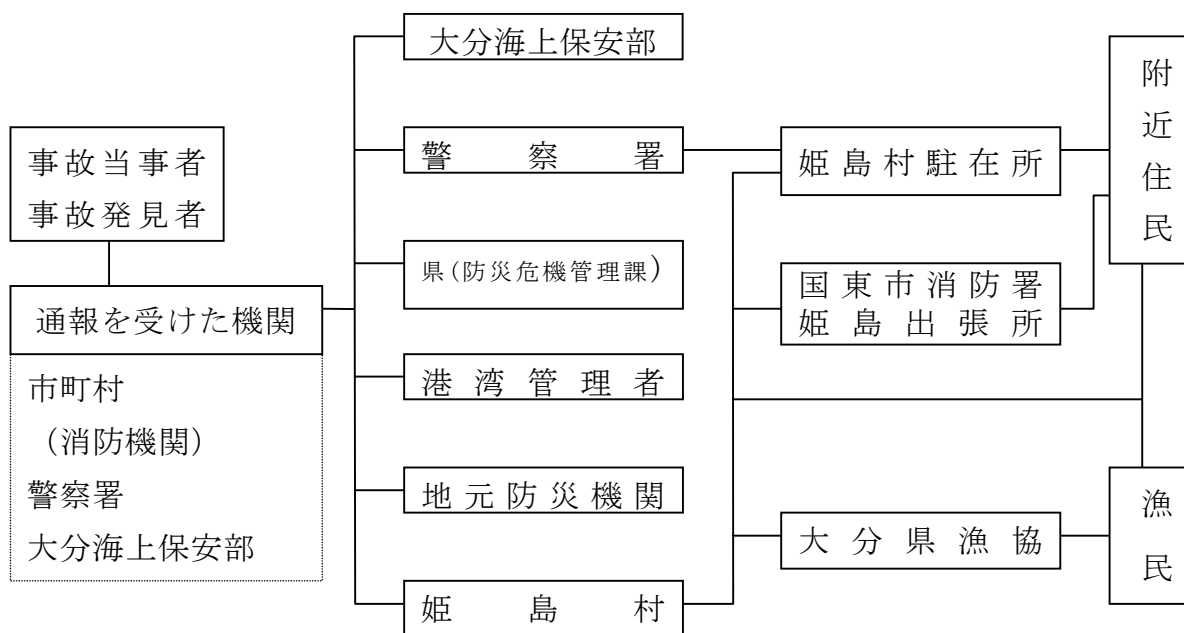
2 海上災害発生時の通報連絡

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

(1) 海上での災害の場合



(2) 陸上からの災害の場合



(3) 一般への周知

イ 船舶への周知

災害が発生し、又は、その波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、漁協に協力を求め漁業無線により附近の船舶に周知する。

ロ 沿岸住民への周知

沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及が予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、次の区分により周知に努めるものとする。

機 関 名	周 知 方 法	周 知 事 項
姫 島 村 (防災関係機関)	広報車による広報	1 事故の状況 2 防災活動の状況 3 火気使用制限、禁止及び交通規制、禁止等の措置 4 避難準備等一般的注意事項 5 その他必要事項

(4) 措 置

イ 沿岸の監視

流出油の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、地先水面の巡視を行う。

ロ 沿岸住民に対する広報及び指示等

流出油が漂流又は漂着するおそれのある沿岸住民に対し、流出油等の状況を広報し、火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報するとともに、流出油火災が沿岸に及ぶおそれがある場合は、避難の勧告又は指示を行う。

ハ 漂着油等の応急措置

避難船関係者の要請に基づき、漂着油等の除去に協力する。また、漂着油により海岸が著しく汚染されるおそれがある場合は、所要の措置を講じる。

第2節 航空機事故対策

村内及び周辺に、航空機の墜落等による災害が発生した場合、乗客や地域住民等への被害を最小限に止めるため、以下の対策に関する要領等を定める。また、本節に定める以外において必要な事項は、本計画の各章・節に準じた対策を講じるものとする。

1 組織

(1) 基本方針

村内及び周辺において、航空機による事故が発生した場合、大阪航空局大分空港事務所、県、村及び防災関係機関は、迅速・的確に対処するための活動組織を確立する。

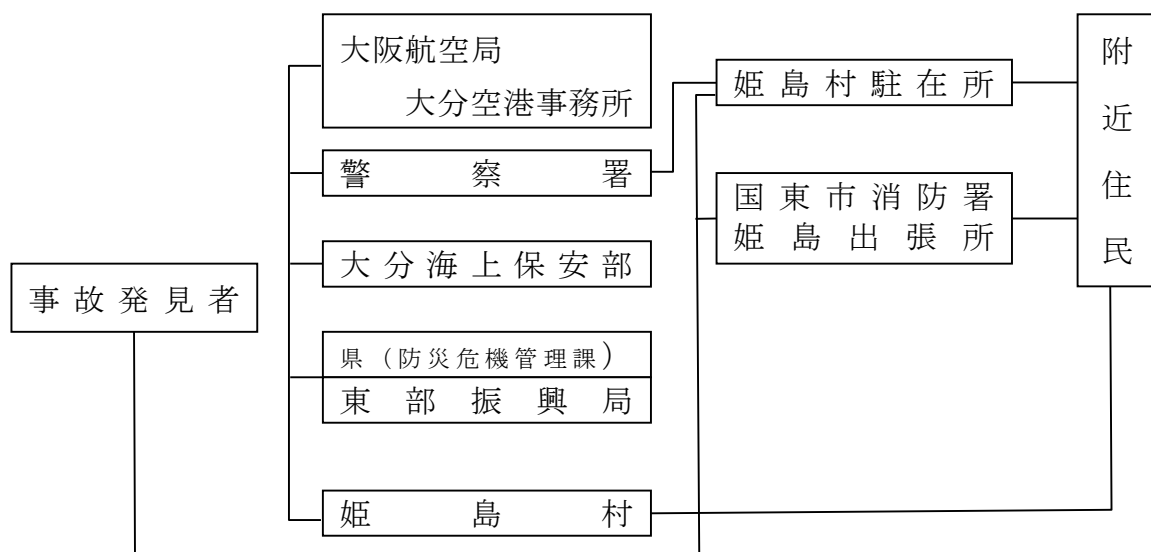
(2) 村の組織

村内及び周辺において、航空機による事故が発生した場合、「第2章 第1節 組織」に定める災害対策連絡室の要員により活動組織を確立する(災害の規模により、「第2章 第1節 組織」及び同章「第2節 動員配備」にしたがって、必要な体制を整える。)

ロ 動員配備体制

航空機による事故が発生し、職員の動員を必要とする場合は、「第2章 第1節 組織」にしたがって所要の体制を村長の承認を得て決定し、同章「第2節 動員配備」の動員系統により動員する。

2 通報連絡体制



3 措 置

- イ 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関へ通報する。
- ロ 必要に応じ防災関係機関等の協力を得て救済及び消火活動を実施する。
- ハ 死傷者が発生した場合、医療班を組織し、現地で応急措置を施したあと、後方医療機関に搬送する。
- ニ 災害の規模が大きく、村のみで対処できない場合は、市町村、消防本部相互応援協定等に基づき、他の市町村の応援を求める。
- ホ 消防力を必要とする場合は、県に対して消防組織法第24条の3の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

第3節 消防活動

(第3章 第7節を除く)

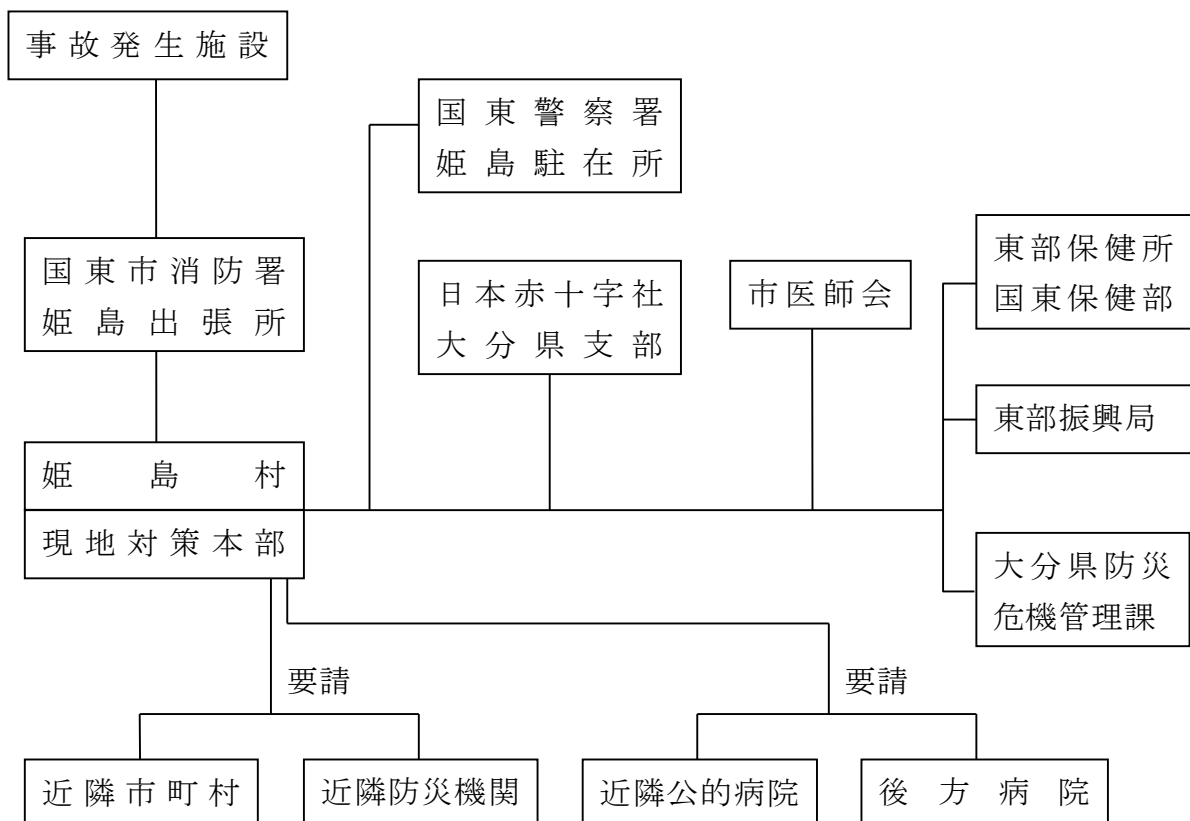
- 1 大規模な林野火災に対応する空中消火対策
大規模な林野火災が発生し、又は、大規模となるおそれがある場合は、県知事に空中消火活動の要請を行う。
- 2 災害時の危険物保安対策
 - (1) 製造所等の保安対策の確立
 - イ 災害時においては、特に製造所等の設置者に対し、国東市消防署等関係機関と協力して、次の措置をとるよう指導体制を強化する。
 - ① 危険物の漏洩並びに放置の防止
 - ② 製造所、保管所等の清掃並びに整理、整頓の励行
 - ③ 消火並びに警報設備の現況確認（初期消火体制の確立）
 - ④ 所内の通報、連絡体制の確立
 - ⑤ 危険物の撤去(搬出)並びに保安防衛体制の確立
 - ⑥ 消防機関及び関係機関との連絡体制の強化
 - ⑦ 化学消火設備(器具)及び消火剤の重点配置
 - (2) 危険物保有指導体制
 - イ 標識及び掲示板への掲示の確認
 - ロ 危険物製造所等の許可施設外での貯蔵及び取扱いの禁止
 - ハ 届出に係る数量及び品名以外の貯蔵取扱いの禁止
 - ニ 指定された容器以外に収容し、貯蔵することの禁止

第4節 集団的に発生する傷病者に対する緊急医療対策

突発的に発生した大規模な事故により、傷病者が集団的に発生した場合の医療救護については、当面次により関係機関と協力して必要な措置をとるものとする。

- (1) 災害の通報を受けた場合、村は、ただちに、東部保健所国東保健部、市医師会及び日本赤十字社大分県支部に通報することとし、次により通報伝達を行うものとする。
- (2) 前(1)により通報を受けた機関は、自発的かつ、すみやかに医療の手配をし、事故発生地に出動するものとする。
- (3) 村は、ただちに村長を総括責任者とする現地対策本部を設け、医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。
- (4) 傷病者が多数にのぼり、村のみでの対応が困難と判断した場合は、他の関係機関に応援を求めるものとする。
- (5) 医療救護に要する経費等は、事故の規模、事故の態様に応じて関係機関が協議の上負担するものとする。

伝達系統図



第5節 放射性物質事故対策及び原子力災害対策

I 放射性物質事故

姫島村には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」に規定される原子力事業所は存在しないが、近隣の愛媛県伊方町に伊方原子力発電所、佐賀県玄海町に玄海原子力発電所が立地し稼働している。

万が一放射性物質の漏洩等による放射性物質事故は影響が大きいことから、放射性物質事故に関する対策について定めるものとする。

1 防災関係機関の処理すべき事務又は業務

(1) 姫島村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練
- ニ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ホ 活動体制等の確立
- ヘ 災害の拡大防止活動の実施
- ト 医療救護活動の実施及び調整
- チ 広報活動の実施

2 放射性物質事故予防

(1) 放射性物質の安全性の確保

イ 放射性物質に対する保安性の確保

放射性物質取扱業者又は放射性物質等輸送事業者（以下、事業者という。）は、村内において施設及び輸送中の放射性物質等の漏洩・火災等が発生し、又は発生するおそれが生じた場合及び放射性降下物による人体などへの影響等が予想される場合に、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、村、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

ロ 放射性物質取扱施設の把握

村は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行なうため、放射性物質取扱施設の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

ハ 避難訓練の実施

村は、放射性物質事故を想定し、県、防災関係機関、事業者、地域住民等が相互に連携し、実践的な防災訓練を実施するものとする。

ニ 防災知識の普及・啓発

村は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

ホ 要配慮者対策

村は、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について要配慮者に十分配慮し、民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体

等と連携した支援体制の整備に努めるものとする。

3 放射性物質事故応急対策

(1) 災害情報の収集伝達

イ 事業者の取るべき措置

事業者は、放射性物質事故が発生した場合、速やかに大分県地域防災計画に定める「放射性物質事故災害情報伝達系統図」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努めるものとする。

ロ 村及び防災関係機関は、災害情報の収集伝達について「第3部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

ハ 村及び消防本部から県への危険物等災害の緊急連絡は、「第3部 第2章 第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めにより実施するものとする。

(2) 活動体制の確立

イ 災害対策本部の設置前

・準備配備、警戒配備

村は、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害の状況に応じて速やかに準備配備に入り、災害に関する情報の収集・連絡に当たるものとする。

また、災害の状況に応じて、情報収集・連絡、応急対策等を円滑に実施するため、警戒配備へ移行するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ロ 災害対策本部

・災害対策本部の設置

村は、災害の規模又は被害の状況から、災害応急対策を円滑に実施するため必要があると認める場合には、「第3部 第2章 第1節 組織」に基づき、災害対策本部を設置し、国、市町村、関係機関等と連携して応急活動を実施するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

・動員配備体制

動員配備体制については、「第3部 第2章 第2節 動員配備」の配置基準に基づき、必要な体制を確立するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

なお、動員配備体制の配備人員については、災害の状況及び特殊性を考慮し、本部長（村長）の指示により、配備編成の人員によらない配備ができるものとする。

(3) 応援要請について

本部長は、大規模な放射性物質事故災害が発生し、災害対応に必要な専門家又は専門知識を有する職員等の派遣について、必要に応じ国、県へ要請するものとする。

(4) 自衛隊の派遣要請

本部長は、必要があると認めるときは、「第3部 第2章 第8節 自衛隊の災害派遣体制の確立」の定めにより、自衛隊に災害派遣を要請する。

(5) 災害広報

村は、県、消防、その他防災関係機関及び事業者と相互に協力し、放射性物質事故災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制等の生活かつきめ細やかな情報を、姫島村地域防災計画「第3部 第2章 第14節 広報・災害記録活動」により、広報するものとする。

なお、その際には、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した広報を実施するものとする。

4 災害の拡大防止

(1) 事業者のとるべき措置

事業者は、放射性物質事故において消防機関等の関係機関と連携を密にし、関係法の定めにより、的確な応急点検および応急措置を講ずるものとする。

(2) 県、村、消防機関のとるべき措置

県、村、消防機関等は、関係法の定めにより、住民避難、事業者に対する応急措置命令、放射性物質等関係施設の緊急使用停止命令などの適切な応急対策を講ずるものとする。

5 捜索、救助・救急、医療救護および消火活動

イ 村は、地域防災計画の定めにより、消防機関、警察、医療機関等の関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等速やかに行い、救助・救急および医療救護活動を実施するものとする。

ロ 消防機関は保有する資機材を活用し、村、警察、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行うものとする。

ハ 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。また、当該建築物への延焼防止の対策を講ずるとともに、注水消火に当たっては、放射性物質による汚染拡大防止の措置を講ずる。

ニ 村は、必要に応じて、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を実施するものとする。

6 避難誘導

村は、放射性物質事故により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「第3部 第3章 第4節 避難の勧告・指示等及び誘導」の定めにより、地域住民等に対し避難の勧告または指示等の必要な措置を講ずるものとする。

また、要配慮者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

II 原子力災害対策

近隣の原発施設の過酷事故による原子力災害に対して、村民の安全・安心を確保するため関係機関の実施すべき施策を規定する。

本村における原子力防災の基本的事項を定めるもので、各関係機関はこれに基づき実施要領などを定め、具体的に対策を推進していくものとする。

1 各機関の処理すべき事務又は業務

(1) 姫島村

- イ 情報の収集・連絡体制の強化
- ロ 初動体制の充実
- ハ 屋外拡声機の習熟
- ニ 放射性物質事故を想定した総合的な防災訓練への協力、参加
- ホ 情報の収集・連絡、避難誘導等
- ヘ 活動体制等の確立
- ト 警戒区域の設定
- チ 屋内退避・一時移転体制の構築
- リ 災害の拡大防止活動の実施
- ヌ 医療救護活動の実施及び調整
- ル 広報活動の実施
- ヲ 住民の避難等の指示及び避難所の設置・運営
- ワ ヘリコプター受援体制の充実強化

2 原子力発電所事事故事前対策

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

村は、防災関係機関及び国、立地県、原子力事業者と連携して応急対策の実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新すると共に、適切に管理するものとする。

○整理すべき資料の例

- ・人口、世帯数（原発施設との距離別、方位別、要配慮者の概要、季節的な人口移動に関する資料等）
- ・一般道路、高速道路、鉄道、空港及び港湾等交通手段に関する資料
- ・避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料
- ・配慮すべき施設（幼稚園、学校、病院、老人福祉施設等の資料（原子力事業所との距離、方位等についての情報を含む）
- ・周辺地域の気象資料
- ・平常時環境放射線モニタリング資料
- ・水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料
- ・防護資機材の備蓄状況 等

(2) 住民の屋内退避・避難体制の整備

イ 屋内退避・避難体制の構築

村は、防災関係機関等と連携して、原子力委員会が示す原子力災害対策指針等を踏まえて、住民の屋内退避及び避難体制の構築に努める。

ロ 避難所等の確保・整備

村は、気密性の高い、遮蔽性の高い造りの公共的施設等の指定により避難所の確保及び必要な整備に努める。

ハ 住民等への情報伝達・周知体制

村は、避難の迅速な実施のため屋内退避の方法等住民に提供する情報について、事前に整理し、消防機関、自主防災組織等と連携して緊急時の住民への伝達・周知体制を確保する。

(3) 医療及び健康相談体制の整備

住民の健康を保持し、心理的な動揺・混乱を軽減し又は拡大を予防するため、健康相談体制及び初期被ばく医療を中心とした医療体制や、医療関係資機材の整備に努める。

イ 県及び村は、今後の原子力規制委員会における検討状況を十分に踏まえ、医療機関等の協力を得てスクリーニングの実施及び健康相談の実施の体制整備に努めるものとする。

ロ 県及び村は、国や立地県、原子力事業者等から整備すべき資機材の情報提供を受け、関係機関と協力し、除染用資機材、安定ヨウ素剤及び放射線測定資機材等の医療資機材、防護服の確保に努めるものとする。

また、被ばく医療が可能な医療機関の把握を行い、協力体制の構築に努めるものとする。

○平成29年4月1日現在の安定ヨウ素剤の大分県の備蓄状況は次のとおり。

丸 剤：20,000丸（大人：10,000人分）

粉末剤：500g 1本（大人：5,000人分）

25g（小児用）20本

液剤調製用資機材：以下の資材を15セット

分類	品名	規格	個数
手袋	センシタッチ・プロ（滅菌済）スクエアパック	各Mサイズ50双	1箱
マスク	シンガーサージカルマスクループ ホワイト	50枚	1箱
帽子	ソフトキャップ フリーサイズ 白	100枚	1箱
天秤	デジタルはかり	0.01mg感度	1台
電池	単3乾電池	単3	12本
アズワン	薬包紙 純白模様（中） 105×105	1,000枚	1個
村中	薬匙（大中小3つ組）	1セット	1組
メスシリンダー	有栓メスシリンダー	50ml	1個
メスシリンダー	EMユーロPMPメスシリンダー	250ml	1個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	2,000ml	1個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	500ml	1個
ボトル	遮光プラ容器（広口瓶）	100ml	2個
漏斗	ポリロート	120ml	1個
シール	トクラベル 小判 赤	315枚	1箱
分注器	連続式自動分注器		1台
ビーカー	TPXビーカー	100ml	1個
薬杯	薬杯1号 10cc	100個	4袋
スポイト	スポイト	100本	2箱
	保管・運搬用バッグ		

○平成29年4月1日現在の備蓄保管場所は、次のとおり。

公益社団法人 大分県薬剤師会（大分市豊饒441-1）

ハ 医療機関は、原子力災害医療の実施に必要な要員及び医薬品等資機材の整備、提供に協力するものとする。

ニ 村は、今後示される原子力規制委員会の指針を踏まえ、国の指示があった場合に、住民等が迅速かつ適正に安定ヨウ素剤を服用できるよう、あらかじめ配布・服用の体制の構築に努める。

(4) 原子力災害に関する住民等への知識の普及・啓発

村は、県の協力を得て、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及・啓発のため、次に掲げる事項について啓発・広報活動を実施する。

イ 近隣原子力発電所施設の概要に関すること。

ロ 原子力災害とその特性に関すること。

ハ 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

ニ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。

ホ 緊急時に国、立地県、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。

ヘ 屋内退避など緊急時にとるべき行動に関すること。

ト その他原子力防災に関すること。

3 原子力発電所事故応急対策

(1) 住民への情報伝達

村は、放射性物質の影響が五感に感じられないという原子力災害の特殊性に鑑み、住民の心理的動揺や混乱を未然に防止し、又は軽減するため、正確かつわかりやすい情報の速やかな伝達と公表、広報活動を行う。

イ 情報伝達等にあたっては、住民のニーズを十分に把握し住民に役立つ正確かつきめ細やかな対応を心掛けるものとする。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者、一時滞在者等に配慮した伝達等を行うものとする。

・情報伝達の内容

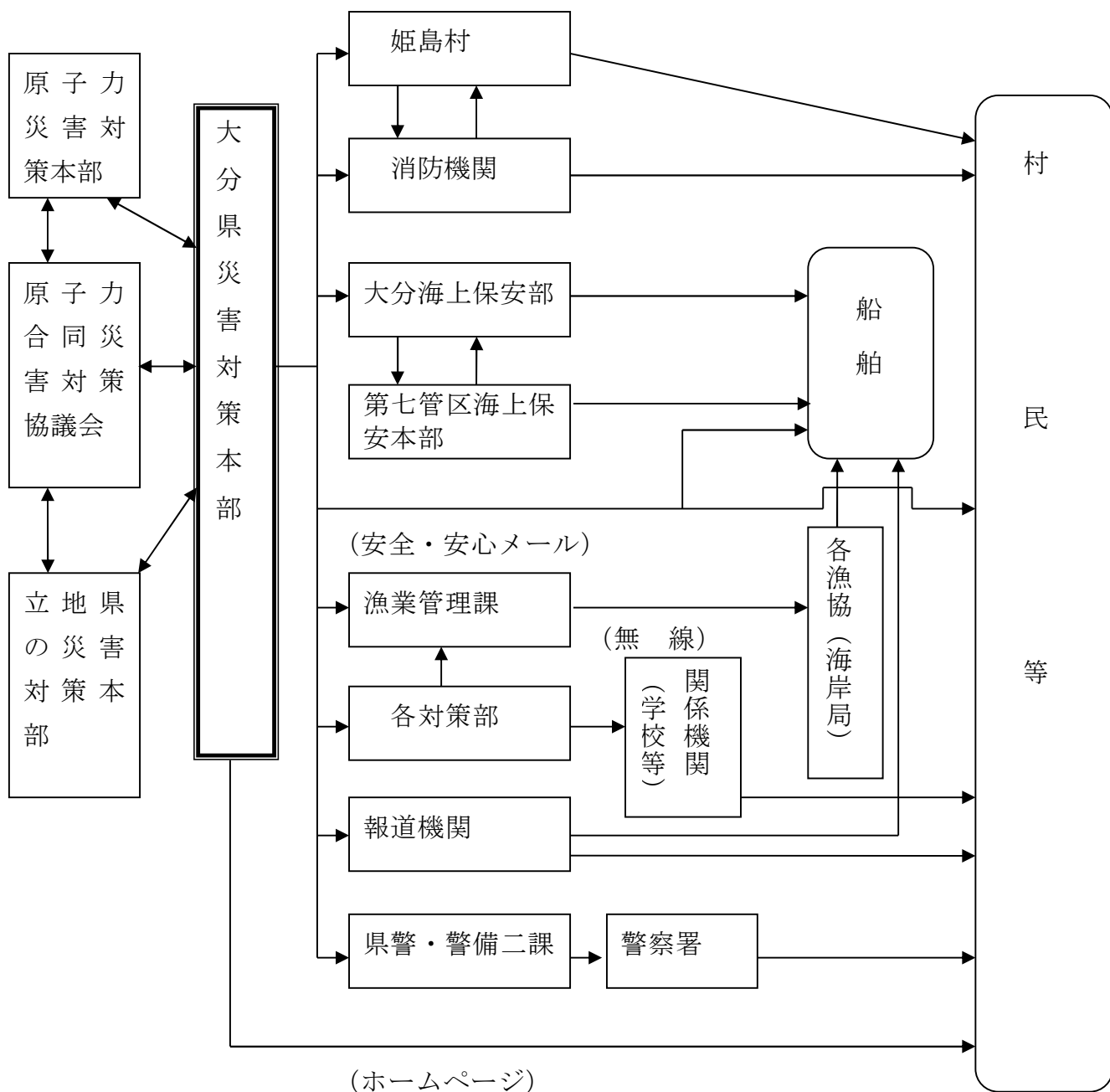
- イ 事故、災害等の概況
- ロ 災害応急対策の状況
- ハ 災害対策本部等の設置
- ニ 災害応急対策において住民が実施すべき事項
- ホ 不安解消のための住民への呼びかけ
- ヘ 屋内退避や一時移転を円滑に行うための協力呼びかけ

・情報伝達系統・伝達手段

原子力災害時における住民等への情報の連絡・伝達は、次の情報伝達系統に従い実施する。

また、情報伝達にあたっては、広報車、屋外拡声機、CATV、村報等とする。

(村民への情報伝達系統図)



・住民問い合わせ窓口の設置

村は、近隣の原子力施設に緊急事態が発生した場合、住民の不安解消と拡大防止のため、県及び防災関係機関等と連携し、住民等からの問い合わせに対応する窓口の設置を検討するものとする。

なお、放射性物質が放出されその拡散の影響が大分県に及んだ場合または、そのおそれのある場合は、健康相談を含む住民相談窓口または総合相談窓口を設置する。

(2) 活動体制

村は、警戒事態発生（災害対策連絡室設置）後は、速やかに職員の非常参集、情報収集体制の確立及び災害対策本部設置等必要な体制をとるとともに、職員の県災害対策本部への派遣等必要な体制を確保するものとする。

(3) 屋内退避等の防護活動

村は、原子力災害対策措置法第20条第3項の規定に基づき国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示等に基づき、屋内退避又は一時移転等の措置を実施する。

イ 屋内退避・一時移転の要請

・原子力発電所から30kmを越える区域においても、原子力発電所の事故状況に応じては、屋内退避を行う場合がある。このため内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合、県及び村は、屋内退避のための注意喚起を行う。

県は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、村に対して、指示のあった区域内の住民等へ屋内退避等の指示を行うよう要請するものとする。

ロ 屋内退避、避難勧告及び指示

村は、原子力災害対策本部長の指示があった場合、指示のあった区域内の住民に対して屋内退避、若しくは一時移転のための立ち退きの勧告又は指示を行うものとする。

ハ 屋内退避及び避難・一時移転の基準

原子力災害対策指針で示された、屋内退避及び避難・一時移転に関する指標は、次のとおり。

(屋内退避及び避難に関する指標)

基準値※	基準の概要	避難等の概要
500 μ S v / h	地上1mでの空間放射線量率	住民を数時間を目途に区域を特定し避難等を実施。（避難が困難な者については一時屋内退避を含む）
20 μ S v / h	地上1mでの空間放射線量率	住民を一週間程度以内に一時移転させる。 併せて、1日内を目途に区域を特定し地域生産物の摂取を制限する。

※緊急時当初に用いる値であり、場合に応じて改訂される。

ハ 屋内退避等の実施

屋内退避等の防護措置を実施する場合は、村のほか県、警察、消防、自衛隊等防災関係機関の支援、協力を得て実施する。村は、退避等措置を住民が動揺、混乱しないよう速やかに実施する。

ニ 避難所の開設及び運営

村は、必要に応じて避難所及び福祉避難所を開設し、住民に対して周知を図るものとする。

ホ 要配慮者等への配慮

村は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮する。

ヘ 立地県等からの避難者の受け入れ

村は、立地県等から避難者の受け入れの要請があった場合、大分県原子力災害対策実施要領に基づき、県と連携して受け入れを行うものとする。

(4) 健康相談及び医療救護活動の実施

村は、近隣の原子力発電所の事故により放出された放射性物質の拡散の影響が県内に及んだ場合、またはそのおそれがある場合は、必要に応じて住民の心身の健康保持のため、住民等に対して健康相談や医療救護活動を実施する。

イ 健康相談及び医療救護活動

村は、国の助言・指導及び協力を得ながら、県内の医療機関等の支援のもと、避難所等で健康相談を実施するとともに、避難所等の巡回相談を実施し避難生活者の心身の健康を確保するものとする。

ロ 総合相談窓口の設置

村は、住民の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置し、関係機関との協力のもとに対応するものとする。

ハ 安定ヨウ素剤の予防服用

安定ヨウ素剤の予防服用については、県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の投与指示があった場合に村と連携し、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずるものとする。

・安定ヨウ素剤の配布

村は、県の災害対策本部長から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合は、保健所及び関係団体の協力を得て、住民に対して避難所等集合した場所において、安定ヨウ素剤を配布し、その服用を指示するものとする。

また、防災業務従事者に対しては、県災害対策本部長が配布し、服用を指示する。

安定ヨウ素剤の配布にあたっては、対象者に対して服用方法、注意事項等を記載したパンフレット等を添付のうえ説明を行う。

第 4 部 災害復旧・復興

第 1 章 災害復旧・復興の基本方針

第 2 章 公共土木施設等の災害復旧

第 3 章 被災者・被災事業者の災害復旧・復興支援

第 1 節 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

第 2 節 被災者の災害復旧・復興支援

第 3 節 被災事業者の災害復旧・復興支援

第1章 災害復旧・復興の基本方針

災害は、いつ、どのような規模で起きるか予測することが難しく、不幸にして大きな被害を被ることもあり得る。その場合、一刻も早く施設、産業、被災者の復旧・立ち直りがなされ、更に災害を糧にして、より災害に強い村土を後世に残すことを目的に次の点に留意しながら速やかな復旧・復興を図るための方向を定める。

- 村民の意向を十分に尊重した災害復旧・復興を行う
- 現状復旧に止まらず、再度の災害を防止できる災害復旧・復興を行う
- 復興後の村土の姿を明確にして、計画的な災害復旧・復興を行う
- 被災者、被災事業者が災害から立ち直るための支援をきめ細かく、十分行う

なお、被害が甚大であり「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると判断される場合、必要な事項をすみやかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

また、特に大規模な被害を被った場合、村では村民及び関係民間団体も含めた委員会を設置して復興計画を作成し、復興後の村土の姿を明確にして、計画的な災害につよい村土づくりを進めていくこととする。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

第2章 公共土木施設等の災害復旧

本節は被災した公共土木施設等の復旧を促進し、並びに、これらの施設等の再度災害発生の防止について定める。

1 災害復旧事業の施行の基本方針

災害復旧事業は、被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は、改良を行う等不時の災害に備えるものとする。

2 公共土木施設災害復旧事業の推進

公共土木施設の災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の趣旨等を踏まえ、緊要度を勘案の上、災害復旧事業の促進を図るものとする。

なお、単独事業、補助事業等についても短期間の完全復旧を図る。

3 農林水産業施設災害復旧事業の促進

農林水産業施設の災害復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の趣旨に基づき、原則として発生年を含む3ヶ年で完了する方針のもと、被災施設の災害復旧事業の促進を図る。

4 その他の災害復旧事業の推進

公立学校施設をはじめ、前各号に定める以外の施設の災害復旧事業についても、その緊要度を勘案の上、短期間完全復旧の実施を図る。

第3章 被災者・被災事業者の自立支援体制の確立

1 被災者及び被災事業者の自立を総合的に支援するため、必要に応じて以下の業務について相談窓口を設置し柔軟に対応する。

(1) 各種手続・各専門分野での相談窓口の開設

- 第2節に掲げる見舞金交付、資金貸付、税の減免等に関する手続き及び相談を処理する。
- 第3節に掲げる中小企業者、農林漁業者への融資に関する手続き及び相談を処理する。
- 医療、保健（精神保健を含む。）、福祉、住宅に関する相談を受ける。

(2) 情報の提供

自立を図る上でのさまざまな情報を収集し、電話での照会や広報誌等を通じた広報でも情報提供を行う。

2 被災者台帳の整備及び情報提供

(1) 被災者の生活再建等のための被災者台帳の整備

村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

(2) 被災者の生活再建等のための情報提供

県は、災害救助法を適用して被災者に対して応急救助を行ったときは、被災者台帳を作成する村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。

3 災害義援金の配分等（住民福祉課、出納室）

（1）配分組織の確立

災害義援金の配分を適正、かつ迅速に行うため災害対策本部において、民生委員等の意見を聞き、適正、かつ迅速に実施する。

（2）実施対策部

義援金の出納は出納室、配分関係の庶務は厚生対策部（住民福祉課福祉係）が中心となって行う。

（3）配分資料の整備、保管

厚生対策部長は義援金の基礎となった資料（被災状況等の調査資料）を整備し、出納室長は出納書類を整備し保管しなければならない。

4 災害弔慰金等の支給及び援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年10月1日条例第19号）に基づき自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金を支給、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けを行い、村民の福祉及び生活の安定に資する。

5 被災者に対する減免措置等

風水害、震災、落雷、火災その他これらに類する災害による被害者に対する減免措置は、「姫島村税の災害被害者に対する減免措置条例」（昭和52年6月30日条例第16号）に基づき実施する。

6 災害復旧に必要な資金需要を迅速に把握し、効果的な資金の融通調達を行うための調査と融資の方法等は、この節の定めるところにより実施する。

（1）融資活用の基本方針

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林漁業者に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともにあらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図るものとする。

（2）被災商工関係業者に対する融資の活用斡旋

被災した中小企業者に対する災害復旧のための資金対策として、県制度資金のほか、政府系金融機関（国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫）からの融資の斡旋を行うものとする。

（3）被災農林漁業関係者に対する融資の活用斡旋

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、以下の融資を有効に活用し、斡旋を行い災害復旧・復興を図るものとする。

イ 天災融資法による資金

(1) 災害経営資金

農業、林業、漁業を主な業務とする者であって、天災により該当する作物、施設等に基準を超える被害が発生し村長の認定を受けたもの。

(2) 災害事業資金

天災による被害が著しいと認めて、政令で指定した農業協同組合、水産業協同組合等が対象となり、貸付条件は災害発生の都度、政令が公布され定められる。

ロ 農林漁業金融公庫法による農林漁業災害復旧資金

(1) 農林基盤整備資金（災害復旧事業）

・貸付の対象 農協等

(2) 漁船資金（災害復旧事業）

・貸付の対象 漁業を営む者、法人（ただし20t以上）、漁業協同組合等

(3) 沿岸漁業経営安定資金（災害復旧事業）

・貸付の対象 沿岸漁業を営む者

(4) 農林漁業施設資金

① 共同利用施設資金（災害復旧事業）

・貸付の対象 農業、水産業、林業各協同組合等

② 主務大臣が指定する施設の災害復旧に必要な資金（主務大臣指定災害復旧資金）

・農業を営む者

ハ 自作農維持資金

・貸付の対象 農業を営む個人

・借入手続 農業安定計画書等に災害についての村長の証明書を添付して、農業委員会を經由し、知事に提出
同時に借入申込書を農協を經由して公庫に提出。